

a 調査課題名

平成 31 年度水産基盤整備調査委託事業

「規制緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化等検討調査」

b 実施機関及び担当者名

一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所

伊藤 靖、廣瀬紀一、浪川珠乃

公益社団法人 全国漁港漁場協会

福田 亮、金刺いづみ、丹羽 真、山内亮太郎

c ねらい

漁港漁場整備長期計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）においては、「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」が重点課題とされ、漁港ストックを活用した水産業の 6 次産業化や海洋レクリエーションの振興等により、漁港ストックの最大限の活用を図りつつ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策を推進し、漁村のにぎわいの創出を目指すこととされている。

この目的達成に向けた検討課題の一つとして、漁港の放置艇対策及び漁港施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化策の検討が重要と考えられるが、この検討にあたっては、以下に掲げる課題があることから、これらの課題解決に向けた調査・分析等を行うことにより、漁港ストックの最大限の活用を図る。

（1）漁港の放置艇対策

ア 水産庁及び国土交通省では、平成 25 年 5 月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、平成 34 年度までに放置艇をゼロ隻とすることを目標としており、平成 30 年度は、プレジャーボート全国実態調査（以下、「全国実態調査」という。）を実施したところである。

平成 31 年度は、平成 30 年度の全国実態調査の結果（漁港区域における放置艇率：51%）を踏まえ、水産庁及び国土交通省合同による有識者からなる検討会（以下、「検討会」という。）を設け、放置艇対策に関する課題の整理、推進計画の中間評価、今後の放置艇対策に必要となる手法について検討する予定であり、そのための基礎資料を作成する必要がある。

イ 目標である平成 34 年度までの放置艇ゼロ隻を達成するためには、漁港管理者が放置等禁止区域を指定した後、監督処分及び代執行による放置艇撤去を実施することが必要であるが、放置等禁止区域が指定されている漁港は全漁港の 29%（市町村管理漁港は 14%）にとどまり、漁港管理者は放置等禁止区域未指定でも撤去できる廃棄物の状態になるまで撤去を先送りしているのが現状である。

これら放置艇は、泊地内での沈没や油漏れ等他の漁船や増養殖施設に危害が及ぶ恐れがあるとともに、無価値であるため放置艇撤去後の売却による撤去費用回収ができない状況である（H26～H30 年度において、全国の放置等禁止区域内の代執行 11 件、廃棄物としての撤去 37 件）。

このため、放置等禁止区域及び許可施設指定を促進するための情報を漁港管理者に提供する必要がある。

(2) 漁港施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化

漁港における漁船とプレジャーボートとの利用調整は、放置艇を撤去する方法とともに、漁船とプレジャーボートを分離収容することが有効であるが、漁港利用のために整備された岸壁や用地を活用するためには、様々な利用規制が制約となっている。

しかし、31年度より水域・漁港施設用地の占用期間の延長、プレジャーボート係留保管施設等の貸付対象化、補助用地利用の補助金返還緩和措置がされることから、漁港ストックの有効活用が活発化すると考えられる。

このことから、利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化策のモデルを提供することが必要である。

d 方法

以下の調査事項について検討を行った。

(1) 漁港の放置艇対策

ア 水産庁及び国土交通省合同の検討会に必要となる調査

イ 放置等禁止区域及び漁港管理条例に基づく許可施設指定の有効性に係る分析

(2) 漁港施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化策の検討

(1) 漁港の放置艇対策について、調査の方法を以下に示す。

ア 水産庁及び国土交通省合同の検討会に必要となる調査

1) 放置艇増減要因調査

① 調査対象漁港の抽出

平成30年度の全国実態調査の結果と前回調査(平成26年度)から各漁港の放置艇数を整理し、それらの増減率を算出し、調査対象漁港を抽出した。

② 放置艇の増減要因にかかるメール調査

平成30年度の全国実態調査の結果と前回調査(平成26年度)を比較する。これらの調査結果の比較として、調査対象となる漁港を抽出・選定し、放置艇の増減要因に係るメール調査を実施する。

2) 検討会での資料作成・データ処理の実施

平成30年度に実施された放置艇全国実態調査の結果、上記1)での調査結果を含め、水産庁及び国土交通省合同による有識者からなる検討会(以下、「検討会」という。)において、放置艇対策に関する課題の整理、推進計画の中間評価、今後の放置艇対策に必要となる手法について検討されることから、水産庁からの指示を受けつつ検討会に提出する資料の作成を行う。

イ 放置等禁止区域及び漁港管理条例に基づく許可施設指定の有効性に係る分析

放置艇対策に効果があると思われる放置等禁止区域及び許可施設が指定された漁港の事例収集と効果の要因分析を行う。

1) アンケート調査の実施

ア 1)①において整理した放置艇の減少率が高い漁港で放置等禁止区域及び許可施設の指定を行っているおよそ 50 漁港の管理者に対し、放置艇対策として効果を得るまでに困難であった取組や内容、うまく放置艇の誘導ができた要因などをアンケート調査により明らかにする。なお、本調査を実施する前に、放置艇対策の効果が上がっており、タイプの異なる 2~3 漁港を選定し、アンケート調査のプレ調査を実施することによってアンケート内容を検討・精査し、アンケート調査を実施する。

2) 聞き取り調査の実施

メール調査及びアンケート調査から選定した 10 漁港の管理者に対する聞き取り調査として、放置艇の増減要因、現在までの取組状況、現状の課題、今後の方針などの情報収集を行う。収集した情報より、放置艇数の増減要因や今後の方針を整理する。

3) 放置等禁止区域及び許可施設指定の有効性に係る要因分析

1), 2) で 50 漁港の管理者に実施したアンケート調査結果と 10 漁港の管理者に実施した聞き取り調査結果を基に、対象漁港の放置艇対策としての放置等禁止区域及び許可施設指定等に関する事例収集と有効性に係る要因を分析し、規制緩和に対応した漁港を利活用するために必要な対策や取組方法についてとりまとめる。

(1) 漁港の放置艇対策業務の全体調査フローを図 1 に示す。

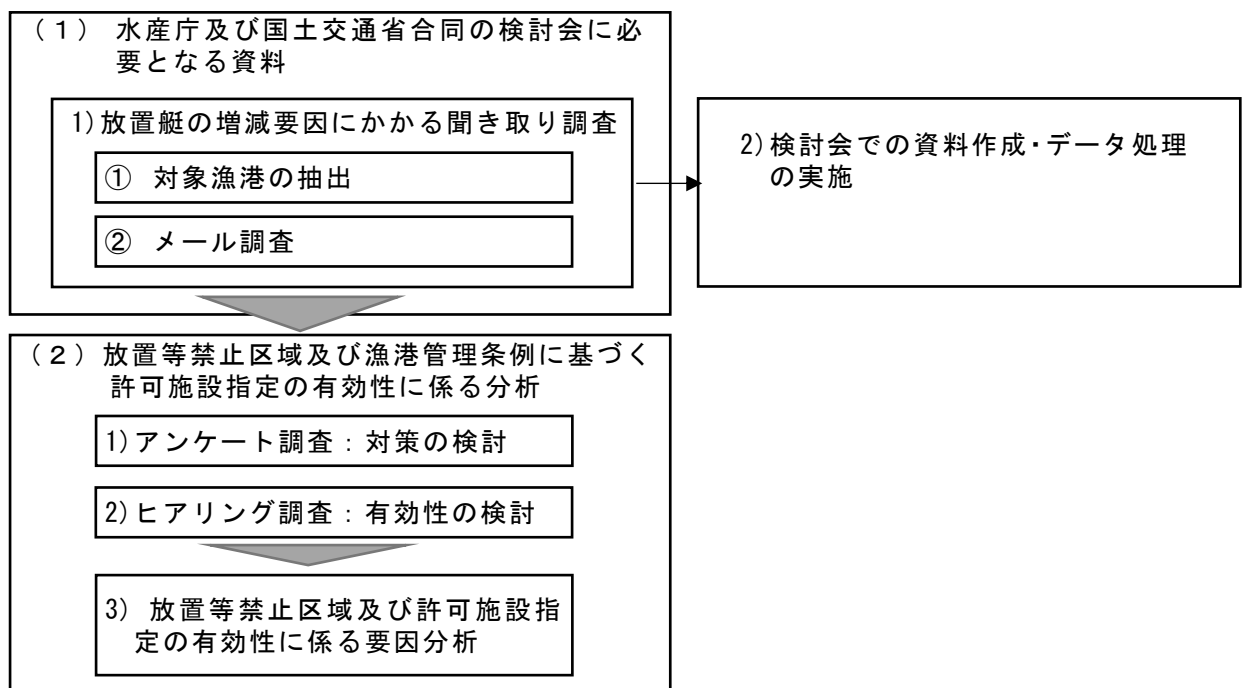


図 1 全体調査フロー

e 結果(1)

漁港の放置艇対策

(1) 水産庁及び国土交通省合同の検討会に必要となる調査

1) 放置艇増減要因調査 (メール調査)

① 調査対象漁港の抽出

H26年及びH30年に実施したPB全国実態調査結果より、調査票ごとに放置艇数(水面、陸上)、沈船(水面)、廃船(水面、陸上)を集計した。

調査票1とは、係留保管施設用の調査票であり、PBの係留・保管を漁港管理者が認めている施設におけるPBの係留・保管状況を記入するための調査票である。マリーナ等施設(PB専用施設)、マリーナ等以外施設(暫定係留施設など、PBの係留・保管場所として許可された施設・区域)の調査結果である。

調査票2とは、調査票1に記入した施設以外の場所でのPBの係留・保管状況を記入するための調査票。当該場所に係留・保管することに関して、漁港管理者が許可(あるいは届出を受理)しておらず、例外なく「放置艇」となる。

ここでは、調査票1(1-1, 1-2)及び調査票2(2-1, 2-2)それぞれにおける放置艇数を合計し、H26調査時及びH30調査時の放置艇数を集計している。さらに、後述する漁港カルテ(2ページ目)において、放置艇数のほか、各漁港におけるPBの収容能力(水面、陸上)の利用可能艇数と許可艇(係留施設において預かっているPBの隻数(水面、陸上))についても各調査票より集計し、整理した。

これらの結果のうち、調査年度ごと各漁港における放置艇数の合計より、H26に比してH30の放置艇数が減少又は増加している場合に、放置艇数を基に増減率を年度ごとに算出し絞り込みを行った。抽出方法を以下に示す。

○放置艇の顕著な漁港を絞り込むために、最初に全ての漁港(2,652漁港)のH26調査時とH30調査時の放置艇数より増減率を算出した。

○まず、増減率が大きく算出されることを防ぐために、H26調査結果から放置艇数が1~3の漁港のデータを除した(2,652-327=2,187漁港)

○次いで、H26調査時とH30調査時の放置艇の増減数が小さい漁港(放置艇数差が-5~5)を除くことで、増減率の絶対値が小さいデータを除した(2,187-1,535=652漁港)ことによって、652漁港まで対象漁港を絞り込んだ。

【放置艇の減少が顕著な漁港の抽出】

次に放置艇の減少が顕著な漁港の抽出として、前述の作業で絞り込んだ 652 漁港から以下の 3 条件を満たした漁港を減少率の高い順に抽出した。

○H26 調査時に放置艇数が 20 隻以上

○放置等禁止区域又は許可施設の指定がある

○H26 及び H30 調査において計測方法等の問題が無かったこと（知り得た範囲での情報）

これらの条件を満たし、放置艇の減少率が高い順に対象となる予備を含めた 20 漁港を選定した。表 1 に選定結果を示す。表 1 より、放置艇数の減少が顕著な漁港が立地している都道府県は、和歌山県、福岡県、宮崎県、山口県、北海道など、対策に力を入れてきた地域が上位を占めた。

表1 減少が顕著な漁港(20 漁港)

漁港管理者	漁港種別	漁港名	施設名称	放置等 禁止区域	許可施設	放置艇数		
						H26	H30	増減率
和歌山県	第3種	田辺漁港	戎、湊浦、江川、天神崎地区	○	○	64	0	-100%
大阪府	第2種	田尻漁港	田尻漁港	○	×	30	0	-100%
北海道	第2種	虻田漁港	虻田、大磯地区	○	○	43	2	-95%
福岡県	第2種	津屋崎漁港	本港(ヨットハーバー、漁港内プレジャーボート係留施設)、京泊泊地	○	○	53	3	-94%
宮崎県	第3種	大堂津漁港	大堂津漁港、細田川	○	○	72	6	-92%
北海道	第1種	祝津漁港	祝津漁港海浜部、船揚場式	○	○	39	5	-87%
北海道	第1種	札刈漁港	札刈漁港	○	○	34	5	-85%
伊予市	第1種	森漁港	森漁港	○	○	54	9	-83%
広島県	第2種	箱崎漁港	箱崎地区(内海フィッシャリーナ)、内海、小用地地区	○	○	135	30	-78%
山口県	第3種	仙崎漁港	仙崎、白潟、大日比地区、大泊	○	×	104	25	-76%
白浜町	第1種	綱不知漁港	綱不知漁港	○	○	41	16	-61%
宮崎県	第3種	目井津漁港	目井津漁港古港、西目井津	○	○	20	8	-60%
下関市	第2種	安岡漁港	安岡漁港	○	○	43	18	-58%
徳島県	第2種	椿泊漁港	椿泊漁港	×	×	83	35	-58%
下関市	第2種	吉見漁港	吉見漁港	○	○	115	50	-57%
和歌山県	第4種	有田漁港	有田漁港	○	○	34	16	-53%
広島県	第2種	横田漁港	横田漁港	○	○	277	139	-50%
長崎県	第1種	阿須湾漁港	阿須、曲、南室	○	○	46	26	-43%
宇部市	第2種	床波漁港	床波東、床波西、沢波川	×	×	74	42	-43%
徳島県	第2種	瀬戸漁港	北泊、堂浦	×	×	64	34	-41%

【放置艇の増加が顕著な漁港の抽出】

次に放置艇の増加が顕著な漁港の抽出として、前述の作業で絞り込んだ 652 漁港から以下の 3 条件を満たした漁港を増加率の高い順に抽出した。

○H30 調査時に放置艇数が 20 隻以上

○H26 及び H30 調査において計測方法等の問題が無かったこと（知り得た範囲での情報）

これらの条件を満たし、放置艇の増加率が高い順に対象となる予備を含めた 20 漁港を選定した。表 2 に選定結果を示す。表 2 より、放置艇数の増加が顕著な漁港が立地している都道府県は、従前から放置艇が多いとされてきた広島県、岡山県などの中国地方の瀬戸内の地域や大分県、熊本県、高知県が上位を占めた。

ただし、これらの都道府県においても、放置艇対策の取組として条例制定したり、許可制の導入や届出制の施行を今後予定している都道府県が含まれている。

表2 増加が顕著な漁港(20 漁港)

漁港管理者	漁港種別	漁港名	施設名称	放置等 禁止区域	許可施設	放置艇数		
						H26	H30	増減率
大分県	第2種	長洲漁港	長洲漁港	×	×	7	83	1086%
熊本県	第2種	御所浦漁港	御所浦漁港	×	×	24	136	467%
高知県	第3種	佐賀漁港	佐賀漁港	○	○	7	38	443%
長崎県	特3種	長崎漁港	三重、旧長崎地区	○	○	29	109	276%
中津市	第1種	今津漁港	今津漁港	×	×	13	42	223%
西予市	第2種	三瓶漁港	三瓶漁港、安土・有網代地区	○	○	21	36	71%
熊本県	第3種	牛深漁港	牛深漁港	×	×	102	169	66%
大阪府	第2種	下荘漁港	下荘漁港	○	×	31	50	61%
神奈川県	特3種	三崎漁港	宮川地区、ブルーマリン城ヶ島、油壺ヨットハーバー、油壺京急マリナ他	○	○	90	143	59%
上島町	第1種	佐島漁港	佐島漁港	×	×	34	54	59%
南城市	第1種	奥武漁港	奥武漁港	×	×	22	33	50%
島根県	第3種	西郷漁港	西郷漁港、八尾川	×	×	79	117	48%
北海道	第3種	追直漁港	追直漁港	○	×	39	53	36%
愛南町	第3種	深浦漁港	深浦漁港	×	×	69	92	33%
岡山県	第2種	白石島漁港	白石島漁港	×	×	38	47	24%
愛知県	第2種	一色漁港	一色漁港、一色、坂田、小藪地区	×	×	85	97	14%
大竹市	第2種	玖波漁港	唐船浜、玖波地区	×	×	90	99	10%
廿日市市	第1種	上ノ浜漁港	キングシーホース	×	×	65	71	9%
笠岡市	第1種	横江漁港	横江漁港	×	×	171	184	8%
広島県	第2種	安浦漁港	安浦漁港	×	×	304	318	5%

② 放置艇の増減要因にかかるメール調査

放置艇の減少及び増加が顕著な 41 漁港の管理者に対して、メール調査により増減要因、今後の対応方針などについて調査を行った。

メール調査の内容として、それぞれの漁港の PB 全国実態調査データ（収容能力、預り隻数、放置艇数）や H30 に実施された水産庁アンケート調査結果を基に以下のよう項目について質問票を作成し、メール調査を実施した。

メール調査は以下の項目について質問票を作成した。

- ・ 放置艇数の減少、増加した要因
- ・ 小型船舶係留施設への誘導方法など
- ・ 許可艇の増加、減少した要因
- ・ 収容能力の増加、減少した要因
- ・ 放置艇の漁協への管理委託の有効性
- ・ 放置艇対策の課題、問題点、国への要望等

■ メール調査票

各漁港の実態を正確に把握するため、メール調査は各漁港毎に作成し、配布した。

■ 漁港カルテ

メール調査に正確に回答してもらうため、各調査結果（H26, H30 の PB 全国実態調査、H30 水産庁が実施した放置艇に関するアンケート調査、港勢調査）や衛星画像、位置図等をまとめ、「放置艇に関する漁港カルテ」を作成し、メール調査の質問票とともに、漁港管理者へ送付した。

メール調査で得られた情報については、漁港カルテの「放置艇の状況」内に追記した。

次頁以降に漁港カルテの記載例を示す。

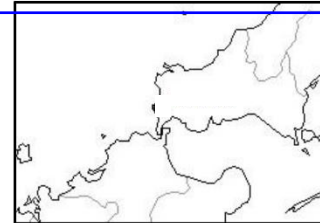
1 枚目

基本情報

放置艇に関する漁港カルテ ■各漁港の状況－放置艇減少例		都道府県名 県		漁港名 漁港	漁港番号 種類 第 種	漁港管理者 市
放置等禁止区域、 許可施設の有無	放置等禁止区域 ○	許可施設 ○		※平成30年度プレジャーボート全国実態調査		
登録漁船隻数	漁船階級 3t未満～500t以上	H18 56	H22 45	H26 41	※漁港港勢調査結果	
漁港の位置、形状等						



衛星画像



位置図

放置艇の状況	放置艇に関する情報のとりまとめ (メール調査、聞き取り調査を反映)
<p>■漁港の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域、許可施設ともに指定している。 ・登録漁船数はH18の56からH26の41と減少している。 <p>■漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等に関するアンケート調査(H30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸揚げや漁船係留に支障をきたす放置艇は存在しない。 ・漁港施設使用の許可、届出の申請を漁協に委託している(指定管理者)。 ・収容能力はなし。 <p>■プレジャーボート全国実態調査(H26,H30水産庁)</p> <p>【許可艇の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可艇がH26の24からH30の38に増加している。 <p>【無許可艇・放置艇の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票1-1において、放置艇合計がH26の25からH30の5に減少している。放置艇(水面)が25隻減少している。 ・調査票2-1において放置艇合計がH26の71からH30の39にと大幅に減少している。特に放置艇(陸上)が57から22に減少している。 ・調査票2-2において、河川重複区間の放置艇合計がH26の19からH30の6に減少しており、各エリアでの放置艇減少がみられる。 ・過去10年間に廃掃法による処理として、放置艇の撤去を実施したことがある(H23)。 <p>○調査票1-1について、放置艇の減少した理由は、係留区域の見直しにより係留禁止区域から係留許可区域へと変更になったことから、多くのプレジャーボートが放置艇ではなく許可艇となったためである。</p> <p>○調査票2-1について、放置艇の減少した理由は、数十隻の放置艇の所有者(団体)に対して、占用に関する書類の手続きを行い、許可艇となったためである。</p> <p>○残存する放置艇への対策として、船舶検査番号がある艇は小型船舶検査機構への照会結果をもとに、所有者に対し撤去又は占用の許可を受けてもらう旨を記した依頼文を送付する。また、撤去又は占用の許可を受けてもらう旨を記した警告書を放置艇に貼り付ける等を実施する。</p> <p>○漁港管理者は、漁協が定期的に点検・見回り等を実施することにより、放置艇の増加防止・減少につながっており、有効に機能しているとの考え。</p>	

2 枚目

■データ等

都道府県名	漁港名	漁港番号 種類	漁港管理者
県	漁港	第 種	市

H30 水産庁アンケート調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域指定があり、陸揚げや漁船係留に支障をきたす放置艇が存在するか→ ・必要な措置が取れない理由 → ・禁止区域指定がなく、陸揚げや漁船係留に支障をきたす放置艇が存在するか→ ・必要な措置が取れない理由 → ・禁止区域指定をしない理由 → ・陸揚げや係留に支障をきたさない理由 → ・過去10年間に行政機関による放置艇の撤去を実施したことがあるか→ ・いつ放置艇の撤去を実施したか→ ・放置艇の撤去の方法 → ・撤去した隻数 → ・漁港施設使用の許可・届出の申請を漁協に委託しているか→ ・指定管理者制度を用いているか→ ・漁協への委託に委託料を支払っているか→ 	<p>いいえ</p> <p>はい H23年度</p> <p>廃掃法による処理</p> <p>1~5隻</p> <p>はい</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p>

プレジャーボート全国実態調査(まとめ) ※平成26年度及び平成30年度

項目	H26調査	H30調査	増減率	
収容能力(現有)計	0	0		※1 収容能力(現有)計とは、その漁港において水面及び陸上で保管できる収容可能な隻数の合計値
水面				
陸上				※2 預り隻数計(許可艇)とは、その漁港において水面及び陸上で許可を受けて保管している隻数の合計値
預り隻数計(許可艇)	24	38	58%	
水面	24	38	58%	
陸上	0	0		
放置艇数計	115	50	-57%	
無許可係留艇放置(水面)	50	11	-78%	
無許可係留艇放置(陸上)	57	27	-53%	
無許可係留艇沈船(水面)	0			
無許可係留艇廃船(水面)	0			
無許可係留艇廃船(陸上)	8	12		

漁港カルテ 放置艇減少例

3枚目以降

■データ等

都道府県名	漁港名	漁港番号	漁港管理者
県	漁港	種類 第種	市

プレジャーボート全国実態調査(詳細)

調査票の見方

■調査票の種類

①調査票1: 係留・保管施設用調査票

プレジャーボートの係留・保管を漁港管理者が認めている施設におけるプレジャーボートの係留・保管状況を記入するための調査票。マリナー等施設¹⁾(プレジャーボート専用施設)、マリナー等以外施設²⁾(暫定係留施設など、プレジャーボートの係留・保管場所として許可・認知された施設・区域)の調査結果。

②調査票2: 放置艇調査票

調査票1に記入した施設以外の場所でのプレジャーボートの係留・保管状況を記入するための調査票。当該場所に係留・保管することに関して、漁港管理者が許可(あるいは届出を受理)しておらず、例外なく「放置艇」となる。

調査票2-1・・・漁港単独区域

※1 マリナー(河川マリナーを含む)、フィッシャリーナ、ポートパーク等プレジャーボート専用の係留・保管施設として位置付けられた施設。設置主体別に、公共マリナー(第三セクターを含む)と、民間マリナー(上記以外の純民間マリナー)に区分する。

吉見漁港 吉見地区

漁港単独区域(マリナー等、マリナー等以外施設):(調査票1-1 無許可係留艇) 左表:H26調査、右表:H30調査

H26	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)	H30	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)
CY						CY					
DY						DY					
MB大	3					MB大					
内遊漁						内遊漁					
MB小	22					MB小	5				
内遊漁						内遊漁					
小計	25	0	0	0	0	小計	0	5	0	0	0
放置艇数(合計)						放置艇数(合計)					
25						5					

係留・保管可能な場所における無許可の係留艇が減少(25→5)。

漁港・河川重複区域(左記以外):(調査票1-2 無許可係留艇)

H26	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)	H30	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)
CY						CY					
DY						DY					
MB大						MB大					
内遊漁						内遊漁					
MB小						MB小					
内遊漁						内遊漁					
小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0
放置艇数(合計)						放置艇数(合計)					
0						0					

漁港単独区域(マリナー等、マリナー等以外施設):(調査票2-1 放置艇)

H26	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)	H30	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)
CY	1	1				CY					
DY	1	47				DY					
MB大						MB大					
内遊漁						内遊漁					
MB小	4	9			8	MB小	5	22			12
内遊漁						内遊漁					
小計	6	57	0	0	8	小計	5	22	0	0	12
放置艇数(合計)						放置艇数(合計)					
71						39					

係留・保管可能ではない場所における無許可の係留艇が減少(71→39)。

漁港・河川重複区域(左記以外):(調査票2-2 放置艇)

H26	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)	H30	放置艇 (水面)	放置艇 (陸上)	沈船 (水面)	廃船 (水面)	廃船 (陸上)
CY						CY					
DY						DY					
MB大						MB大					
内遊漁						内遊漁					
MB小	19					MB小	6				
内遊漁						内遊漁					
小計	19	0	0	0	0	小計	6	0	0	0	0
放置艇数(合計)						放置艇数(合計)					
19						6					

係留・保管可能ではない河川との重複区間の場所における無許可の係留艇が減少(19→6)。

全国実態調査の詳細データ

漁港カルテ 放置艇減少例

③メール調査回答のまとめ

メール調査回答として、抽出した放置艇の減少及び増加が顕著な漁港の管理者が考える減少要因、増加要因を整理して示す。なお、対象漁港を抽出する際の条件として、H26 調査と H30 調査時の計測方法に問題が無かったこと（例として、記入漏れがあった、計測方法に相違があったなど）としたが、メール調査の回答において問題があったとの回答がみられたことから、それらは除いて整理している。

放置艇の減少要因の回答があった内容を以下に整理する。

- 減少が顕著な漁港では、放置禁止区域や許可施設が指定されている漁港が多い。
- 許可制の導入により、許可施設を指定して PB の移動を管理者が繰り返し指導し、移動後に漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域を指定
- 漁港管理者による徹底した放置艇所有者への指導、周知・啓発
- 許可施設の整備（民間施設含む）による誘導の促進
- 漁協が PB の船舶情報を管理、使用届を管理者に提出することにより許可艇に移行
 - ・漁協が係留施設を整備するため水域占用を申請し、施設に PB を誘導するよう調整
 - ・届出制の導入により、届出のある船舶は許可艇に移行
 - ・許可施設の指定により係留している放置艇が許可艇に移行
 - ・PB 所有者の高齢化等による自然減
 - ・漁協への管理委託により、定期的な点検・見回り等を実施することによる効果や情報収集（普段係留してない船舶や放置艇所有者の情報）、許可取得の注意喚起など

放置艇の増加要因の回答があった内容を以下に整理する。

- 増加が顕著な漁港では、放置禁止区域や許可施設が指定されていない漁港が多い。
- 離島であるために管理の目が行き届き難い
- 特定第 3 種漁港のように区域が広く、地区も多い、また船の出入りも多いことから、管理が行き届き難い
- 港湾等他の水域から漁船登録のない船舶の流入・係留により増加
- PB の係留施設が不足しているため
 - ・放置艇所有者の公共水域に船舶係留してもよいという考え方や係留施設の利用料が発生や移動により不便になることなど、既存の係留施設が有効に活用されていない
 - ・放置艇が複数ある箇所は、地理的に人目に付き難く、集まりやすい場所であるため
 - ・PB 所有者の高齢化による管理の困難化、廃船処理費を負担したくない PB 所有者のルールを順守する意識の欠如
 - ・PB 所有者が亡くなっていたり、資産状況から移動・撤去に応じることが出来ない所有者がいるために増加

【放置艇の減少要因】

都道府県	管理者	漁港名	回答
北海道	北海道	虻田	大磯地区の放置艇の減少要因は、許可施設を整備・収容能力が増加し、そこに放置艇を誘導できたことによる。誘導は漁港管理者が適正な利用について、周知・啓発を行った結果である。
北海道	北海道	祝津	放置艇の減少要因は、漁港管理者による撤去及び適正使用の周知・啓発を継続した結果である。
和歌山県	和歌山県	田辺	放置艇の減少要因は、民間施設の収容隻数が増加し、誘導が促進されたことが考えられる。H24年度に行政代執行を実施して以降、H26年度頃からより厳しく放置艇対策を進めてきたところ、結果的に民間施設への誘導が進んだ可能性がある。
和歌山県	和歌山県	有田	放置艇の減少要因は、漁港管理者がH26年度から対策を実施し、放置艇及び所有者に対して許可を取得するよう指導（文書送付、船舶貼り付け）を徹底して取り組んだ結果である。
和歌山県	白浜町	綱不知	放置艇の減少要因は、漁港管理者が禁止区域内の放置艇に許可施設へ移動するよう指導した結果である。許可施設への誘導は係留手続きのお願いとして郵送により通知した。
徳島県	徳島県	瀬戸	放置艇の減少要因は、漁協がPBの船舶情報を管理し、一括で県条例に基づき使用届を県に提出すれば許可艇扱いとする結果である。放置艇のほとんどが漁業を引退した人の元漁船であり、漁協では引退時の船舶撤去指導もしていることから、漁港管理者である県としても撤去指導を通じてこの取り組みを支援。
愛媛県	伊予市	森	放置艇の減少要因は、H28年度まではPBの許可区域を設定していなかったために、係留している船舶を放置艇扱いでカウントしていたが、H29年度から許可区域を指定したことにより、許可艇扱いとなった結果である。
広島県	広島県	箱崎	放置艇の減少要因はPB所有者の高齢化による自然減が考えられる。もしくは付近の係留保管施設（内海フィッシャリーナなど）に移動・収容された結果である。
広島県	広島県	横田	放置艇の減少要因は、横田シップステーションを整備する前から、漁協がプレジャーボート所有者に対して利用頻度が減少した漁港施設（物揚場）付近へ移動するよう呼びかけ、漁港内の調整を図った結果である。その後、横田シップステーションを整備し、周辺に県が漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域を指定したため、スムーズに放置艇を誘導できた。また、PB所有者の高齢化による自然減と考える。
山口県	山口県	仙崎	これまで係留施設がないため、放置等禁止区域内に係留している船舶は全て放置艇としてカウントしていた。放置艇の減少要因は、届出制の導入により、届出のある船舶は放置艇扱いしないこととした結果である。
山口県	下関市	安岡	放置艇の減少要因は、係留施設の見直しにより係留許可区域へと変更になったため、多くのPBが放置艇ではなく許可艇扱いとなった結果である。
山口県	下関市	吉見	放置艇の減少要因は、係留区域の見直しにより係留許可区域へと変更になったため、多くのPBが放置艇ではなく許可艇扱いとなった結果である。また、数十隻の放置艇の所有者（団体）に対して、占用に関する書類の手続きを行い許可艇となったことも要因の1つである。
宮崎県	宮崎県	大堂津	漁港及び漁港・河川重複区間における放置艇の減少要因は、放置等禁止区域を設定し、係留指定施設へ船舶の移動を行うよう漁港管理者が繰り返し是正指導を行った結果である。
宮崎県	宮崎県	目井津	放置艇の減少要因は、漁港管理者により係留指定施設へ船舶を移動するようPB所有者へ繰り返し是正指導を行った結果である。
長崎県	長崎県	阿須湾	放置艇の減少要因は、普段からの漁港管理者によるパトロール・撤去指導した結果である。また、漁協に一部管理委託したことも放置艇が減少した一つの要因と考える。

【放置艇の増加要因】

都道府県	管理者	漁港名	回答
長崎県	長崎県	長崎	放置艇の増加要因は、H26とH30で調査対象の範囲や考え方に相違があったことも要因の一つである。また、長崎漁港は区域が広く、地区も多い、また船の出入りも多いことから、管理の目が行き届きにくいことが要因と考える。放置艇が複数ある箇所は、地理的に人目に付き難く、放置艇が集まりやすい場所であるとする。さらに、PB所有者の高齢化による管理の困難化、廃船処理費の費用負担をしたくない(或いは出来ない)ことも要因としてあげられる。
愛媛県	西予市	三瓶	放置艇の増加要因は、漁港管理者(市)による放置艇対策には限度があり、許可・届出の推進などを行うことは現実的に難しく、対応に苦慮している。管理者の責務として漁港内の安全確認を行っているが、放置艇の所有者が分からないケースは苦慮している。
愛媛県	愛媛県	佐島	放置艇の増加要因は、近年無許可艇のプレジャーボートの係留が増加したことが、放置艇急増の要因となっている。
島根県	島根県	西郷	放置艇の増加要因は、港湾等他の水域から漁船登録のない船舶(いわゆる「PB」としてカウント)が流入・係留したためである。また、漁船登録のない船舶が放置艇とされているので、まずは漁業者に対して登録をするよう、また不要となった船舶については陸揚げをし、計画的に処分していくよう地元(漁協)も含めて、教育することが重要である。
北海道	北海道	追直	放置艇の増加要因は、放置艇(陸上)が廃船(陸上)となり、また、放置艇(陸上)が純増したため。
愛媛県	愛南町	深浦	放置艇の増加要因は、近年の海洋性レクリエーションの普及により、PB登録隻数が増加し、本漁港においても利用頻度が増加傾向であったが、最近では所有者の高齢化をはじめ、維持管理における経費の増大等により、そのまま放置した可能性が高く、併せて所有者の証拠等も確認できないような状況で放置しているため放置艇の増加につながっている。
岡山県	岡山県	白石島	放置艇の増加要因は、放置艇所有者の中には、「公共水域に許可なく船を留めても問題はない」と考えている人もいて、係留施設を利用する料金がかかることや不便になることなどを理由に協力が得られず、既存の係留施設が有効に活用されていないことがあげられる。白石島漁港は笠岡市本土の沖合に浮かぶ白石島に位置する第二種漁港であり、岡山県が管理を行っている。管理を行っている県事務所から白石島漁港への移動は定期船等を利用する必要があり、本土と比較すると管理の目が行き届きにくい部分がある。
広島県	大竹市	玖波	放置艇の増加要因は、分かりません。管理しきれていないのが実情。
岡山県	笠岡市	横江	放置艇の増加要因は、プレジャーボートの係留箇所が不足しているため。現在は漁業活動に支障をきたしていないが、放置艇が増加傾向にあるため、今後漁業活動に支障がでるのではないかと漁港管理者は考えている。
広島県	広島県	安浦	放置艇の増加要因は、付近に係留保管場所がないためである。
高知県	高知県	佐賀	放置艇の増加要因は、H26調査から漁船登録番号が船体に刻印されている船舶について、所有者確認や定期的な見回りを進めた結果、書類上漁船登録抹消されているにもかかわらず、利用状態に無く長期放置されている船舶があることが判明した。登録抹消時点の所有者に対し、撤去指導を進めていたが、所有者が亡くなっていたり、資産状況から移動・撤去に応じることができない所有者がいたため、H26調査から放置艇の隻数が増加した。
高知県	高知県	佐賀	陸上で放置状態の船舶について、エンジンが取り外されて放置している船舶が多いため、収容係留施設に誘導できない。水面で放置状態の船舶については、漁船登録のある船舶と並べて係留し、準備時の漁具保管場として利用している状態であり、撤去指導が困難である。

2) 検討会での資料作成・データ処理の実施

プレジャーボートの放置艇対策に関する評価委員会を今年度3回(工期内には2回)開催する予定であることから、そこで行う中間評価の資料を作成する。

以下に中間評価の目的と委員会の構成、スケジュール案を示すとともに、第1回委員会および第2回委員会で使用する漁港における取組状況、具体的な取組事例、困っている事例、話題提供の資料を示す。

「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画」の中間評価について

国土交通省及び水産庁は、プレジャーボートの放置艇対策を推進するため、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(以下、「推進計画」という。)を策定。

本推進計画では、平成25年度から10年間を計画期間とし、港湾・河川・漁港の三水域において、計画期間満了時に放置艇をゼロ隻とするとともに、新たな放置艇発生の未然防止を図ることが目標。

平成30年度プレジャーボート全国実態調査の結果では、平成26年度の調査結果と比べて、放置艇が1.7万隻減少したものの、依然として三水域全体で7.0万隻の放置艇が存在しており、放置艇対策の加速が必要。

そこで、推進計画に基づき、計画の進捗状況を把握し、対策の有効性を評価するとともに、今後の取組について検討を行う。

<プレジャーボートの放置艇対策に関する評価委員会>

○委員の構成

委員長：放送大学 学長 來生新

委員：(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会、(一社)日本マリン事業協会

行政関係者：国土交通省港湾局、水管理・保全局、海事局、海上保安庁、水産庁
東京都、広島県、宮崎県

○スケジュール案

【第1回委員会】

日時：令和元年12月17日(火)15:00~17:00

場所：中央合同庁舎2号館 国土交通省低層棟共用会議室5(千代田区霞が関2-1-2)

内容：プレジャーボートの現況、放置艇対策の取組状況、中間評価書の作成方針の提案

【第2回委員会】

日時：令和2年1月30日(木)15:00~17:00

場所：中央合同庁舎2号館 国土交通省低層棟共用会議室5(千代田区霞が関2-1-2)

内容：

2) 検討会での資料作成・データ処理の実施

委員会概要

- ・水産庁及び国土交通省はプレジャーボートの放置艇対策を推進するため、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（以下、「推進計画」）を策定。
- ・2019年12月17日、推進計画の中間評価を行うための第1回評価委員会が開催される予定。
- ・委員会の資料として、「漁港区域における取組状況」、「漁業協同組合主体の放置艇対策」、「スマートフォンを活用した放置艇の管理」、「漁港施設の利用規制の緩和」を提供した。

【委員名】

氏名	所属・役職
來生 新	放送大学 学長
中村 貢	(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 企画振興部長
竹村 芳彦	(一社)日本マリン事業協会 企画室長

【行政関係者】

- ・国土交通省 港湾局 水管理・保全局 海事局
- ・海上保安庁
- ・水産庁
- ・東京都
- ・広島県
- ・宮崎県

漁港区域における取組状況

- 漁港区域内において確認されたプレジャーボートは4.3万隻(前回比▲9パーセント)、このうち放置艇は2.2万隻(前回比▲17パーセント)と減少傾向であるものの、依然として放置艇率は52%と高い。このため、既存施設・水域を活用したプレジャーボートの収容に取り組んでいる。
- 放置等禁止区域の指定状況については、区域指定漁港が多い長崎県などにおいて漁港合併が進んだことから、指定漁港数としては22漁港減少しているものの、平成28年4月以降、新たに和歌山県において8漁港、沖縄県において6漁港が指定されている。
- 行政機関による撤去状況については、放置艇を廃棄物として処理するケースが増えている。

■ 整備された係留・保管施設

	H22～H28.3					H28.4～H31.3				
	施設数	収容能力(隻数)		収容隻数		施設数	収容能力(隻数)		収容隻数	
		合計	平均	合計	平均		合計	平均	合計	平均
マリーナ等(公共、民間)	6	501	83.5	304	50.7	3	257	85.7	206	68.7
マリーナ等以外(既存施設・水域の活用)	6	287	47.8	269	44.8	33	728	22.1	728	22.1
その他	3	88	29.3	86	28.7	0	0	-	0	-
合計	15	876	58.4	659	43.9	36	985	27.4	934	25.9

■ 放置等禁止区域指定状況

年月	平成28年4月	平成31年4月	増減
全漁港数	2,866	2,806	▲ 60
うち、放置等禁止区域のある漁港	814	792	▲ 22
放置等禁止区域率(放置等禁止区域のある漁港数/全漁港数)	28.4%	28.2%	-

■ 行政機関による撤去状況

	H22～H28.3		H28.4～H31.3	
	件数	撤去等	件数	撤去等
簡易代執行	12	79	12	32
行政代執行	1	2	3	3
海保等の取締り	2	6	2	5
廃棄物として処理	8	38	35	113
その他	3	24	3	13
合計	26	149	55	166



撤去前

撤去

平成30年8月千葉県による簡易代執行

漁業協同組合主体の放置艇対策（広島県横田漁港）

- 横田漁港(広島県福山市)において、水産物の陸揚げを行っている家廻地区ではプレジャーボートとのトラブルが頻繁。横島漁協は、漁船の利用頻度が比較的少ない向地区へ漁港内のプレジャーボートを集約するため、プレジャーボート用の浮棧橋、駐車場等を整備し、「横田シップステーション」として運営することを決定した。
- 「横田シップステーション」は平成29年6月に供用開始されたが、本件は地域住民のニーズを反映させた施設であり、また、漁港管理者が同時期に放置等禁止区域を指定したため、浮棧橋の入艇率100%となっている。横島漁協が支出した工事費は、施設使用料の収益により15年間で償還する計画である。
- これらの取組により放置艇277隻(平成26年度)から148隻(平成30年度)に減少している。

【横田漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満～5t)	40隻
属地陸揚量	102t
陸揚金額	8300万円
主な魚種	たこ類、たい類、 ひらめ・かれい類他

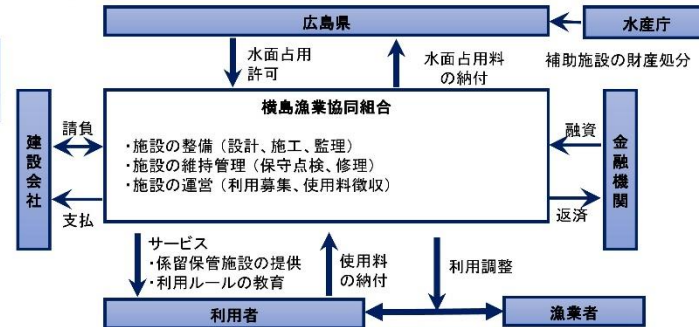
出典：漁港港勢調査(H28)

【放置艇、許可艇数】

H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30許可艇
277隻	139隻	148隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

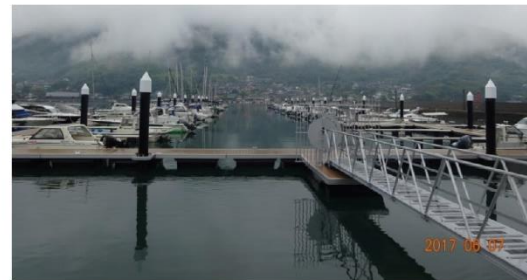
【運営図】



【横田シップステーション】

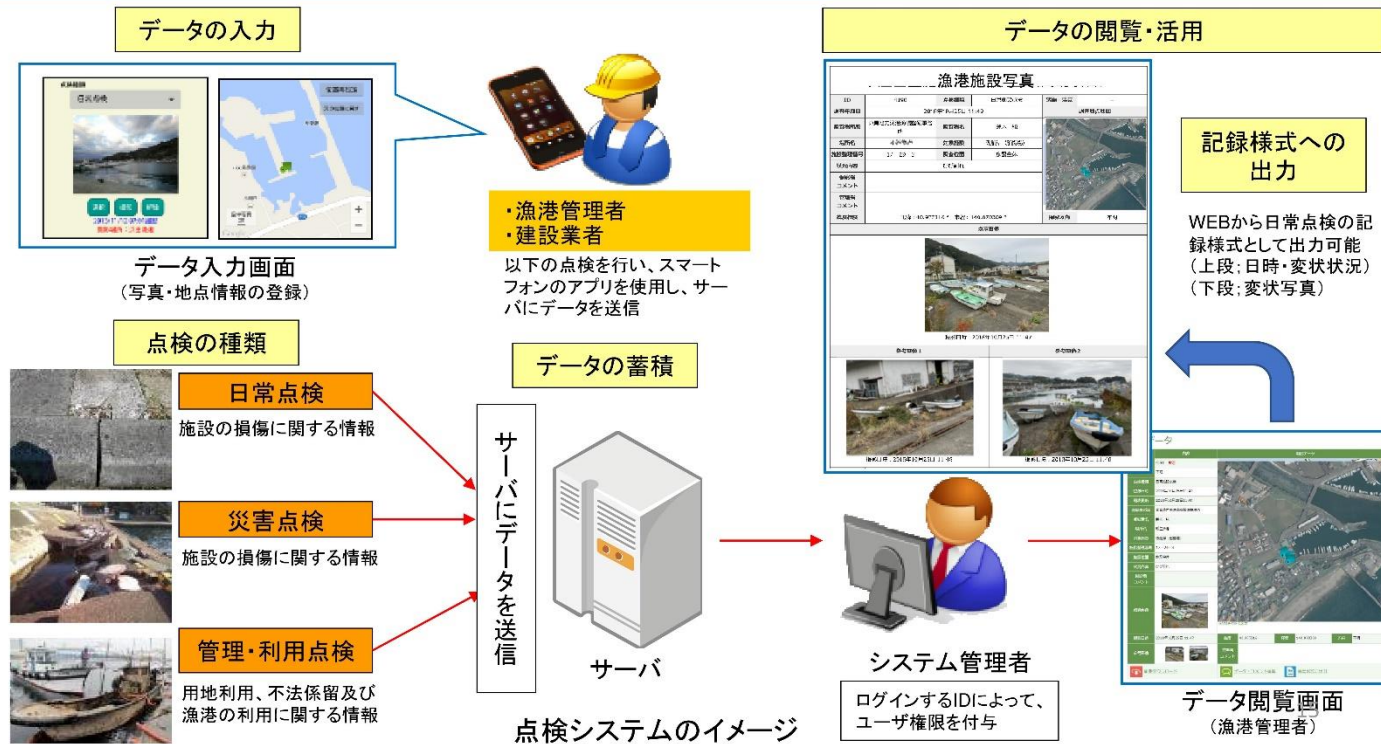


【横島漁協が整備した浮棧橋】

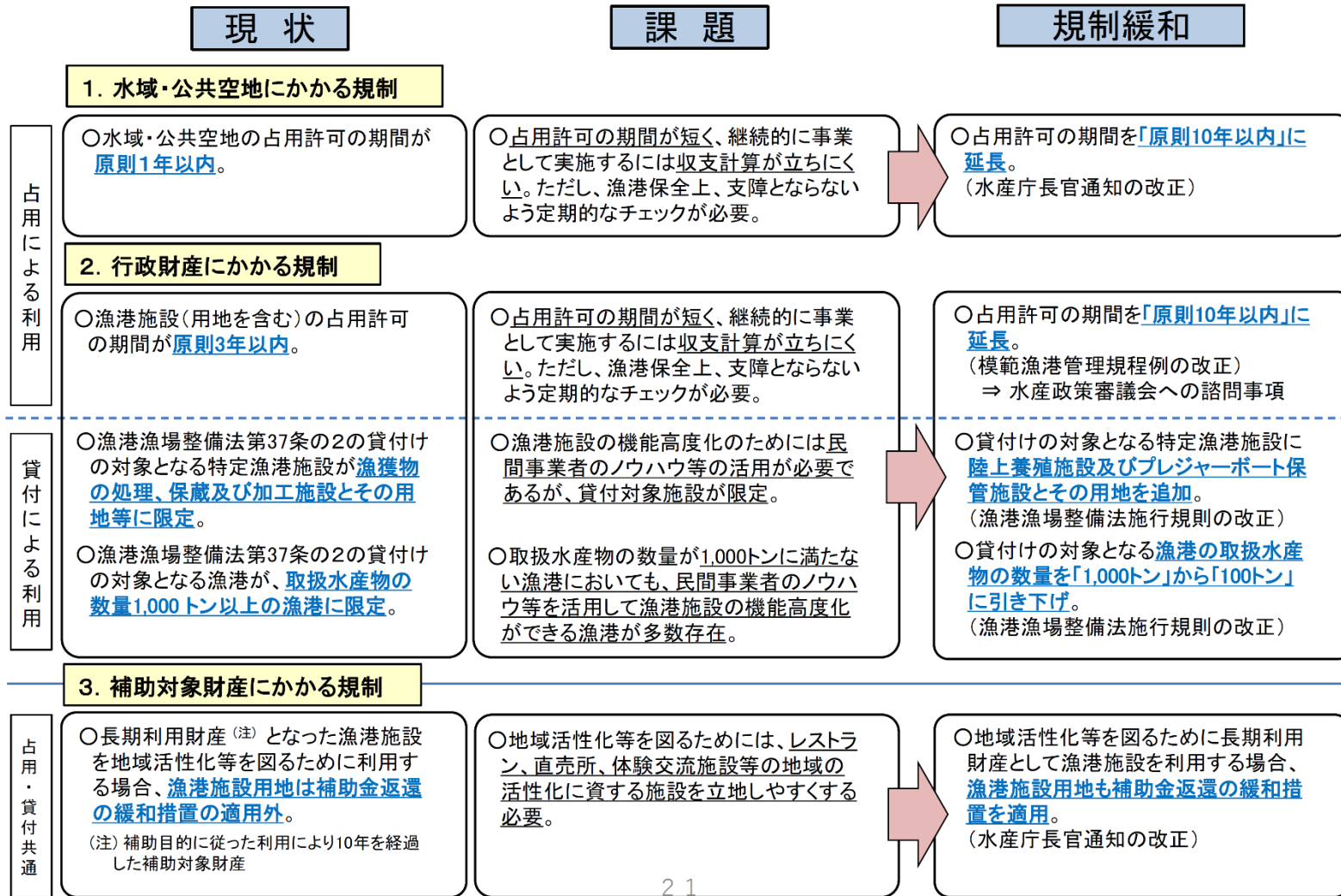


スマートフォンを活用した放置艇の管理

- 水産庁は、スマートフォンを活用し、施設の損傷や不法係留船の状況を現場で撮影、データベースに入力・蓄積し、検索、情報共有、記録の出力を容易に行うことができるシステムの試行版を作成、平成30年度に全国の漁港管理者に配布。
- 例えば、高知県佐賀漁港は、漁港区域が広いいため放置艇の確認に苦慮しており、過去10年間に3回の放置艇撤去を実施しているものの、放置艇(陸上)は増加している。このため、現在、当該システムを放置艇の管理に試行的に活用。



漁港施設の利用規制の緩和



漁港施設の利用規制の緩和

漁港施設(用地を含む。)の占用許可期間を原則3年以内から原則10年以内に延長

陸上養殖施設、プレジャーボート係留保管施設の貸付制度を導入

地域活性化等に資する施設の敷地に補助用地を利用する場合は、長期利用財産に限り、補助金返還の緩和措置

(注)長期利用財産とは、補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産

長期利用財産である補助用地を利用できる者は、地方公共団体、水産業協同組合、漁港管理者が公正な手続きに従い選定した者



水域の占用許可期間を原則1年から原則10年以内に延長

禁止区域等の指定を行っていない水域での係留を容認するケース （漁港区域を例として）

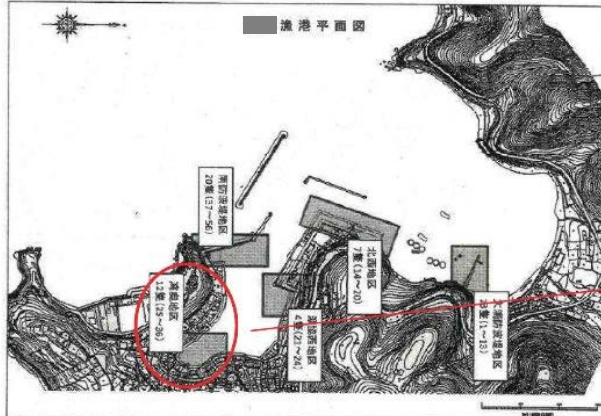
- 兵庫県は、平成24年2月に
 - ①自由使用区域（放置等禁止区域ではなく、使用にあたって許可・届出の必要のない施設）
 - ②漁業活動を妨げる恐れがなく、航行の支障や船舶の流失の恐れがない状態
 のプレジャーボート（以下、PB）について、その船舶の情報（船舶登録番号や写真、所有者の氏名、住所）を漁業協同組合と漁港管理者（県）が共同して把握している場合は、放置艇扱いせず許可艇扱いする方針を決定した。
- 平成30年度に室津漁港において、漁協と管理者が係留するPB所有者の情報を共有する名簿が完成したことにより、漁港内で係留している56隻のPB所有者情報が共有され、許可艇扱いとなった。
 このため、PB全国実態調査（H26）の放置艇数は62隻であったが、平成30年調査時に漁港内で係留している56隻のPBは許可艇扱いとなり、無許可係留艇（沈船、廃船）は3隻まで減少した。

【放置艇、許可艇数】

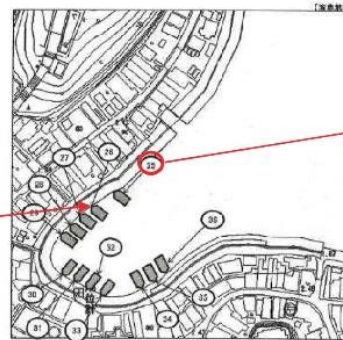
出典：PB全国実態調査（H26,H30）

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30時 許可艇数
室津	62隻	3隻	56隻

【PBの情報を共有する一覧名簿の作成】



漁港の地区別の許可艇数



湾奥地区の許可艇の係留状況

許可艇の一覧名簿（例）

(2) 放置等禁止区域及び漁港管理条例に基づく許可施設指定の有効性に係る分析

1) アンケート調査の実施

① アンケート調査内容の検討

下記に示すアンケート内容で調査票を作成した。

1. 放置艇対策のタイプ

(現在及び今後の放置艇の管理方法の取組)

2. 放置等禁止区域・許可施設の指定状況

(現在及び今後の放置等禁止区域と許可施設の指定状況と指定範囲)

3. 放置等禁止区域の指定・許可施設の指定の有効性

(放置等禁止区域が機能しない理由、指定していない理由、指定していないデメリット、許可施設を指定していない理由、移動・誘導ができた理由)

4. 放置艇に関する情報収集

(現在及び今後の船舶情報の収集方法、PB 全国調査以外の調査実施状況)

5. 漁港使用料の徴収

(現在及び今後の漁港の使用料の徴収方法)

6. 放置艇に関する課題・要望

(放置艇対策を進める上での今後の課題、国に対する要望)

【アンケート調査票】

「漁港におけるプレジャーボート等の放置艇対策に関するアンケート調査票」

漁港管理者名 (都道府県、市町村)		対象漁港名	
アンケート回答者	所 属		
	氏 名		
	電話番号		
	E-mail		

放置艇対策のタイプ

質問1. 対象漁港において、以下のフロー図中で既に取り組んでいるプレジャーボート（以下、PB と示す）等の対策及び今後取組む予定の内容について、下表の中から該当する取組に○を貼付してください。

放置艇禁止区域の 指定の有無	許可施設の 指定の有無	放置艇への対応	管理方法	既に取組んでいる 方法に○を付 けてください。	今後取組む予 定の方法に○を 付けてください。	
指定有	指定有	許可施設へ誘導	漁協等の民間が管理する 許可施設での管理 (占有許可・貸付等による)	施設整備有り (浮き桟橋等の係留施設の整備)		
			簡易な施設整備有り (計船柱や梯等の整備のみ)			
			施設整備無し (岸壁や防波堤背後等の既存施設の活用)			
			施設整備有り (浮き桟橋等の係留施設の整備)			
指定無し	指定有 (条例に基づかない 許可施設を含む)	許可施設へ誘導	漁協等の民間が管理する 許可施設での管理 (占有許可・貸付等による)	施設整備有り (浮き桟橋等の係留施設の整備)		
			簡易な施設整備有り (計船柱や梯等の整備のみ)			
			施設整備無し (岸壁や防波堤背後等の既存施設の活用)			
			施設整備有り (浮き桟橋等の係留施設の整備)			
	指定無し	船舶情報・利用者 情報等の管理	漁協・管理者が情報を共有 することで管理	※放置艇調査で許可艇として計上		
				※放置艇調査で放置艇として計上		
			管理者に情報を届出 することで管理	※放置艇調査で許可艇として計上		
				※放置艇調査で放置艇として計上		
指定無し	船舶情報・利用者 情報等の管理	漁協・管理者が情報を共有 することで管理	※放置艇調査で許可艇として計上			
			※放置艇調査で放置艇として計上			
		管理者に情報を届出 することで管理	※放置艇調査で許可艇として計上			
			※放置艇調査で放置艇として計上			

※上記一覧に該当しない取組を行っている場合、以下に【その他の取組内容】をお答えください。

【その他の取組内容】

特になし。

放置艇禁止区域の指定・許可施設の指定状況

質問2. 漁港内におけるPBの管理方法についていくつかお答えください。

以下の設問に対して、○で囲うか、記述をお願いします。

- 1) 既に漁港内に放置等禁止区域を指定していますか？ (は い ・ いいえ)
今後、放置等禁止区域を指定する予定はありますか？ (は い ・ いいえ)

- 2) 既に放置等禁止区域を指定している場合について、漁港内のどこに指定していますか？または、今後どこに指定する予定ですか？なお、施設の名称等で範囲を表すのが難しい場合は、アンケート調査票の返信の際に pdf または jpg の形式で指定範囲が分かる図面等の提供をお願いします。

(例) ○防波堤の背後○mの区間の水域、外郭施設で囲まれた漁港水域内全ての範囲 等

【放置等禁止区域の指定範囲】:

- 3) 既に漁港内に許可施設を指定していますか？ (は い ・ いいえ)
今後、許可施設を指定する予定はありますか？ (は い ・ いいえ)

- 4) 既に許可施設を指定している場合について、漁港内のどこに指定していますか？または、今後どこに指定する予定ですか？なお、施設の名称等で範囲を表すのが難しい場合は、アンケート調査票の返信の際に pdf または jpg の形式で指定範囲が分かる図面等の提供をお願いします。

(例) ○○フィッシャリーナ、-○m岸壁の前面(延長○○m)の区間の水域、船揚場背後の陸域(○○㎡)の範囲 等

【許可施設の指定範囲】:

放置艇禁止区域の指定・許可施設の指定の有効性について

質問3. 放置艇禁止区域指定、許可施設指定についてお答えください。枠内に記述式で回答ください。

- 1) 放置等禁止区域を指定しているにもかかわらず、放置艇として係留しているPB等が残っているなど、うまく機能していない場合について、その理由は何だとお考えですか？

(例) PBの所有者が移動に応じない、小型船舶係留施設がないため 等

【機能しない理由】:

- 2) 放置等禁止区域を現在、指定していない漁港について、指定していない理由は何ですか？

(例) 禁止区域を指定しても係留施設がないため 等

【指定していない理由】:

- 3) 放置等禁止区域を現在、指定していない漁港について、指定していないことによるデメリット(あるいは不都合や課題、問題等)は何ですか？

(例) 管理者によって放置艇の移動や処分などが行えない 等

【指定していないデメリット等】:

- 4) 許可施設を現在、指定していない漁港について、指定していない理由は何ですか？

(例) 漁港内が空いており漁業に支障がないため、許可施設の整備を行う予算の確保が難しいため 等

【指定していない理由】:

- 5) 漁港内で許可施設等にうまく移動・誘導できた漁港ではどのような方法を行いましたか？

(例) 漁港管理者による徹底した利用者への指導や説得、地元(漁協)を通じた利用者への説明 等

【移動・誘導できた理由】:

放置艇に関する情報収集

質問4. 漁港内に係留しているPB や元漁船などの船舶情報をどのようにして集めていますか、または今後どのようにして集めますか？既に取組でいる方法か今後取組む予定の方法に○、団体名、その他の内容を記述願います。（複数回答可）

放置艇に関する情報収集に関する取組内容	既に取組んでいる方法	今後取組む予定の方法
① 漁港管理者（都道府県、市町村）がPB等の利用者から届出を直接集めている。		
② PB等の管理を委託している漁協などが利用者から集めている。 ※管理委託又は委託を予定している団体名を以下にご記入下さい。 〔 〕		
③ PB等の船舶情報について、何も集めていない。		
④ その他 ※以下に具体的にご記入ください。 〔 〕		

質問5. PB 全国実態調査の調査項目以外で漁船の放置、沈廃船等の調査を行っていますか？

（はい・いいえ）

漁港使用料の徴収について

質問6. 漁港を利用しているPB等の利用者から、漁港の使用料をどのように徴収していますか、または今後どのようにして徴収しますか？既に取組でいる方法か今後取組む予定の方法に○、その他の内容を記述願います。

漁港使用料のお徴収に関する取組内容	既に取組んでいる方法	今後取組む予定の方法
① 漁港管理者が直接の窓口となり、PB等の利用者が料金を支払っている。		
② 許可施設や暫定係留施設を管理する漁協等に利用者が料金を支払っている。		
③ 自由使用の漁港ではPB等からの利用料の徴収は行っていない、今後も徴収しない。		
④ その他 ※以下に具体的にご記入ください。 〔 〕		

放置艇対策に関する課題・要望

1) 対象漁港で放置艇対策を進めていくうえでの今後の課題をどのようにお考えですか？

【今後の課題】：
〔 〕

2) 漁港管理者として放置艇対策を進めていくうえで、国に対する要望等があれば、お聞かせください。

【国への要望】：
〔 〕

～アンケートにご協力頂き、誠にありがとうございました。～

② アンケート調査の実施

放置艇数の減少が顕著な漁港より、メール調査を実施した 20 漁港に 30 漁港を加えた 50 漁港を対象漁港として選定した。

この 50 漁港の漁港管理者に調査票を配布し、48 漁港から回収（回収率 96%）した。アンケートの結果の概要を次に示す。

【PB の管理方法（現在及び今後の予定）】

放置等禁止区域の指定の有無と許可施設の指定の有無、許可施設へ誘導または船舶情報・利用者情報等の管理により許可艇とするかを回答のあった 48 漁港について、表 3 に示す分類に整理した。特徴的なケースを以下に示す。

■ 放置等禁止区域、許可施設ともに指定している場合

（※表 3 の赤色で囲ったケース）

- ・ PB 係留施設が整備されたケース
マリーナなどの PB 係留施設（漁港管理者による整備又は漁協などの民間が占用、貸付）で公共または民間により整備されたものが一定数ある。
- ・ 許可施設指定している PB 係留場所を簡易な整備（係船環や梯等）や既存施設をそのまま活用するといったケース

これらのケースは許可式であり、各漁港のルール（条例等）に従って指定された場所に係留している PB は、PB 全国調査において許可艇扱いしている。

■ 放置等禁止区域は指定しているが、許可施設を指定していない場合

- ・ PB の受入先が不足しているために許可施設が指定できていないケース

（※表 3 の青色で囲ったケース）

PB の船舶情報を漁港管理者に利用者が届出し、使用料についても利用者が漁港管理者に支払っていることから、PB 全国調査において許可艇扱いしている。

- ・ PB の船舶情報を漁港管理者と漁協が共有することで許可艇扱いされているケース

（※表 3 の黄色で囲ったケース）

放置等禁止区域及び許可施設ともに指定していない場合（自由使用の漁港）であり、兵庫県で採用されている。

- ・ 漁港管理者に船舶情報や利用者情報を届出しているケース

（※表 3 の緑色で囲ったケース）

上記と同じく自由使用の漁港において、漁港管理者に船舶情報や利用者情報を届出し、使用料を管理委託している市町村に支払っているもので、PB 全国調査において許可艇扱いしている。

- ・ 今後の取組により許可艇扱いとすることを想定しているケース現在は許可艇扱いとなっていないが、許可施設の簡易な施設整備、漁協と漁港管理者による情報共有などの今後の取組により許可艇扱いとすることを想定しているもの。

表3 アンケート調査結果（質問.1）

放置等禁止区域の指定の有無	許可施設の指定の有無	許可艇への対応	管理方法	
放置等禁止区域の指定有	許可施設の指定有	許可施設へ誘導	漁協等の民間が管理する許可施設での管理 (占有許可・貸付等による)	施設整備有 (浮桟橋等の係留施設の整備)
				簡易な施設整備有 (係船柱や梯子等の整備のみ)
		漁港管理者が管理する許可施設での管理	施設整備無 (岸壁や防波堤背後等の既存施設の活用)	
			施設整備有 (浮桟橋等の係留施設の整備)	
	許可施設の指定無	船舶情報・利用者情報等の管理	漁協・漁港管理者が情報を共有することで管理	簡易な施設整備有 (係船柱や梯子等の整備のみ)
				施設整備無 (岸壁や防波堤背後等の既存施設の活用)
放置等禁止区域の指定無	許可施設の指定有(条例に基づかない許可施設を含む)	許可施設へ誘導	漁協等の民間が管理する許可施設での管理 (占有許可・貸付等による)	放置艇調査で許可艇として計上
				放置艇調査で放置艇として計上
				放置艇調査で許可艇として計上
		漁港管理者が管理する許可施設での管理	放置艇調査で許可艇として計上	
			放置艇調査で放置艇として計上	
			放置艇調査で放置艇として計上	
	許可施設の指定無	船舶情報・利用者情報等の管理	漁協・漁港管理者が情報を共有することで管理	放置艇調査で許可艇として計上
				放置艇調査で放置艇として計上
				放置艇調査で許可艇として計上
		船舶情報・利用者情報等の管理	漁港管理者に情報を届出することで管理	放置艇調査で許可艇として計上(兵庫県方式)
				放置艇調査で放置艇として計上
				放置艇調査で許可艇として計上
船舶情報・利用者情報等の管理	漁港管理者に情報を届出することで管理	放置艇調査で許可艇として計上		
		放置艇調査で許可艇として計上		
		放置艇調査で放置艇として計上		

【放置等禁止区域と許可施設の指定について】

放置等禁止区域及び許可施設の指定の有無の組合せについて、回答の得られた 48 漁港のうち、各組合せと設問との関係を表 4 に整理した。

○放置等禁止区域が機能しない理由

放置等禁止区域及び許可施設指定している 20 漁港と禁止区域指定はしているが、許可施設指定していない 7 漁港の計 27 漁港において、禁止区域が機能しない理由として、最多の回答は PB 所有者が移動に応じない（10 漁港/27 漁港中）、次いで PB 係留場所が不足しているため（4 漁港/27 漁港中）が多い。本アンケート調査の対象となった漁港は放置艇の減少率が高い漁港であるが、それらの漁港においても、PB 所有者の移動への不理解や係留施設の不足が放置等禁止区域の機能しない理由となっている。

一方、漁業、漁船の係留に大きな支障がないため（3 漁港/27 漁港中）との回答もみられ、禁止区域以外で十分に PB を係留するスペースが確保されているケースでは、漁船の係留や漁業活動に影響がないなど、一部の漁港では漁船の減少や漁業活動の縮小によって PB の利用に問題がない状況もうかがえる。

表 4 放置等禁止区域と許可施設の指定とアンケートの設問一覧

設 問	放置等禁止区域指定	許可施設指定	漁港数	対象漁港数
放置等禁止区域が機能しない理由	○	○	20	27
	○	×	7	
許可施設への誘導・移動が出来た理由	○	○	20	22
	×	○	2	
放置等禁止区域を指定しない理由	×	○	2	21
	×	×	19	
放置等禁止区域を指定しないデメリット	×	○	2	21
	×	×	19	
許可施設を指定しない理由	○	×	7	26
	×	×	19	

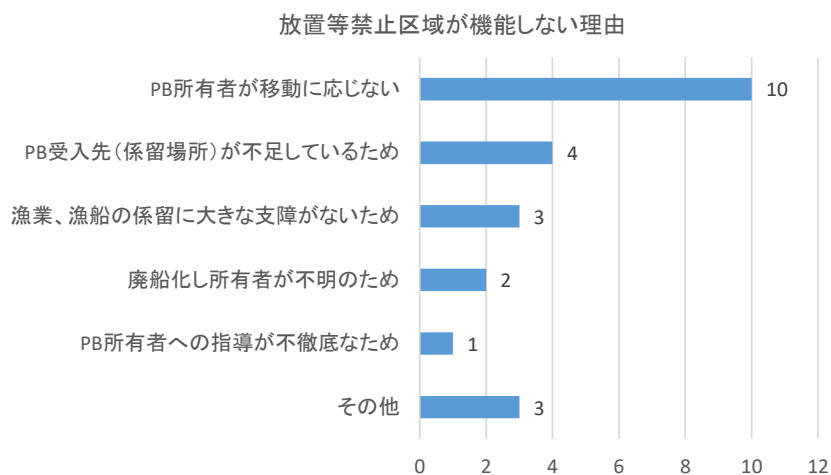


図 2 放置等禁止区域が機能しない理由

○放置等禁止区域を指定していない理由

放置等禁止区域及び許可施設指定していない 19 漁港と許可施設指定はしているが禁止区域指定していない 2 漁港の計 21 漁港において、放置等禁止区域を指定していない理由として、最多の回答は漁業、漁船の係留に大きな問題が発生していない（10 漁港/21 漁港中）、次いで地元漁協が漁船以外の利用を許すことに理解を示さなかったため（4 漁港/21 漁港中）が多く、約半数では PB の漁港利用上の問題が発生していないために、禁止区域指定をしていないとの回答がみられる。

また、禁止区域が機能しない理由と同様に、禁止区域指定しても PB 係留施設のスペース不足となる（3 漁港/21 漁港中）ことが理由としてみられる。

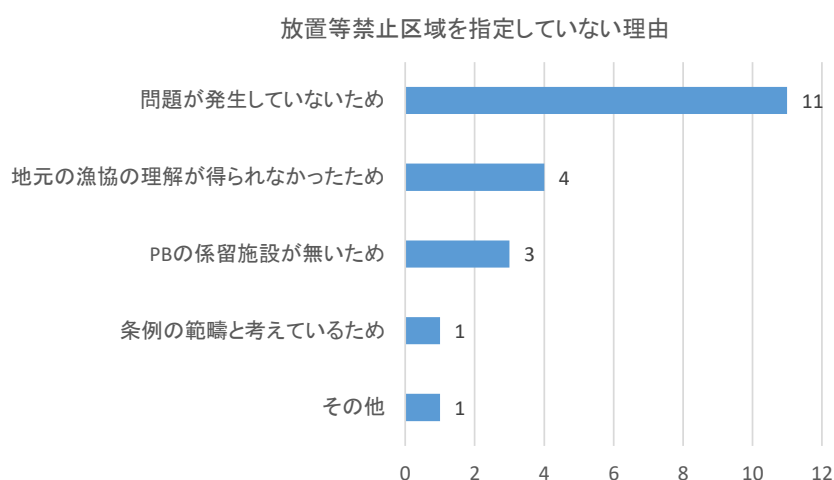


図 3 放置等禁止区域を指定していない理由

○放置等禁止区域を指定していないデメリット

上記の質問と同様の計 21 漁港において、最多の回答は放置艇の移動や処分ができないとデメリットは特になし（ともに 8 漁港/21 漁港中）が大半を占めている。漁港管理者は禁止区域を指定しないと放置艇の移動や処分が出来ないことがデメリットであると認識している反面、PB の利用上の問題が発生していない漁港においてデメリットは特になしとの認識であることから、放置艇（移動可能な PB のほか、廃船、沈船を含む）の問題が生じているか否かによって禁止区域指定に対する考え方が異なると考えられる。

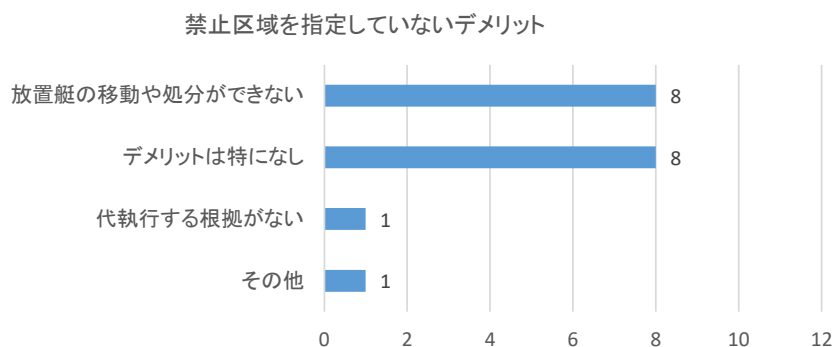


図 4 禁止区域を指定していないデメリット

○許可施設を指定していない理由

放置等禁止区域及び許可施設指定していない 19 漁港と禁止区域指定はしているが許可施設指定していない 7 漁港の計 26 漁港において、許可施設を指定していない理由として、最多の回答は問題が発生していない（8 漁港/26 漁港中）であり、次いで禁止区域を指定していないため、地元の漁協の理解が得られなかったため、予算の確保が困難であるため、PB の受入場所が無い（ともに 4 漁港/26 漁港中）が多く、問題が無い漁港や禁止区域指定をしていない理由が約半数を占める一方、予算確保が難しいことや PB 受入場所の不足といった施設整備が困難な状況を理由としているケースもみられる。

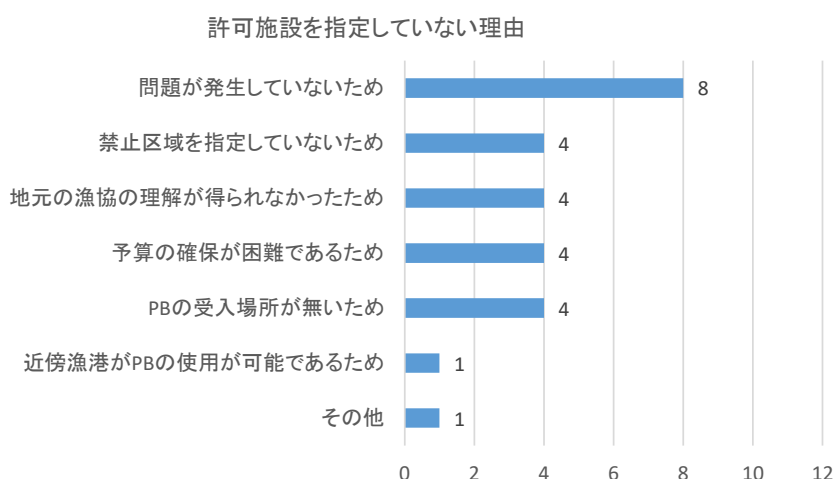


図5 許可施設を指定していない理由

○許可施設への誘導・移動が出来た理由

放置等禁止区域及び許可施設指定している 20 漁港と禁止区域指定はしていないが、許可施設指定している 2 漁港の計 22 漁港において、許可施設への誘導・移動がうまくいった理由で最多の回答は、漁港管理者による指導が徹底していた（9 漁港/22 漁港）が約 4 割を占め、次いで漁協を通じた利用者への説明（6 漁港/22 漁港）が約 3 割弱とあわせて 8 割近くを占めている。これらの結果からも、許可施設に PB を誘導、移動するためには、漁港管理者と漁協が連携して利用者に指導や説明することが不可欠であることがわかる。

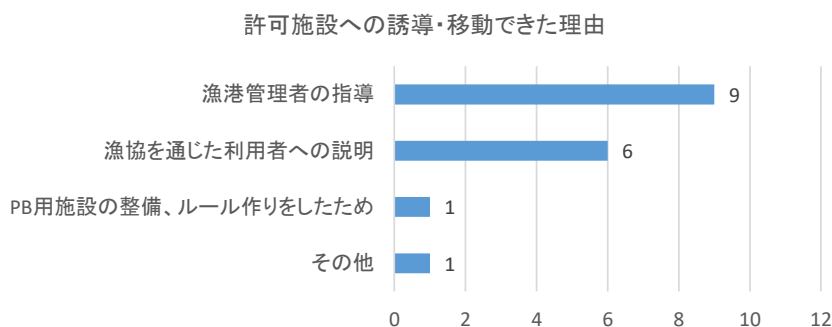


図6 許可施設への誘導・移動できた理由

【PB所有者の個人情報の収集方法と漁港使用料の徴収方法等】

○PB所有者の個人情報の収集方法

放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしている場合（20 漁港）、漁協が利用者から収集が最多で半数以上（11 漁港）を占め、次いで漁港管理者が利用者から収集が3割（6 漁港）を占めている。

一方、放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしていない場合（19 漁港）、個人情報の収集をしていない（4 漁港）が最多であり、次いで漁港管理者が利用者から収集（3 漁港）となっている。

表 8 PB所有者の個人情報の収集方法

放置等禁止区域指定	許可施設指定	対象漁港数	漁港管理者が利用者から収集	漁協が利用者から収集	収集していない	無回答	(予定)漁港管理者が利用者から収集
○	○	20	6	11	0	2	2
×	○	2	1	1	0	0	0
×	×	19	3	0	4	10	2
○	×	7	3	3	0	2	0

○PBの漁港使用料の徴収方法

放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしている場合（対象 20 漁港）、漁協が利用者から徴収が最多（8 漁港）、次いで漁港管理者が利用者から徴収、委託された市町村による徴収が（共に 5 漁港）を占め、これらあわせると 9 割が徴収している。

一方、放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしていない場合（対象 19 漁港）、徴収していないが最多（9 漁港）であるが、次いで漁協が利用者から徴収（3 漁港）、委託された市町村による徴収（4 漁港）、漁港管理者が利用者から徴収（1 漁港）を合わせると 8 漁港が使用料を PB から徴収していることがわかる。

表 9 PBの漁港使用料の徴収方法

放置等禁止区域指定	許可施設指定	対象漁港数	漁港管理者が利用者から徴収	漁協が利用者から徴収	委託された市町村が徴収	徴収していない	無回答	(予定)漁協が利用者から徴収
○	○	20	5	8	5	1	1	0
×	○	2	2	0	0	0	0	0
×	×	19	1	3	4	9	1	1
○	×	7	2	1	1	1	2	0

○PB全国実態調査以外に放置艇に関する調査実施の有無

PBの全国実態調査以外に放置艇（廃船や沈船等）の調査を実施しているかについて、放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしている場合（対象 20 漁港）、実施していないが 8 割（16 漁港）を占める。一方、放置等禁止区域及び許可施設の指定をともにしていない場合（対象 19 漁港）、実施しているが半数以上（11 漁港）を占め、禁止区域及び許可施設を指定していない管理者が放置艇等の現状把握に注力していることがわかる。

表 10 PB全国実態調査以外の放置艇調査の実施

放置等禁止区域指定	許可施設指定	対象漁港数	している	していない
○	○	20	4	16
×	○	2	1	1
×	×	19	11	8
○	×	7	1	6

【今後の課題、国への要望】

○今後の対応

漁港管理者から得た今後の放置艇対策の課題について、以下に整理して示す。

- ・所有者不明船の場合や船舶所有者が移動に応じない場合の対応
- ・廃船化した船舶が増加した場合の処分に係る予算の確保
- ・所有者の高齢化による放置艇化の進行の恐れ
- ・漁港管理者と漁協、海上保安部等の関係機関の連携、協力体制の構築
- ・漁港管理者の放置艇所有者への継続的な指導
- ・小型船舶の係留場所が不足している漁港での対応
- ・PB 係留保管施設の整備、予算の確保
- ・対象漁港外の許可施設への誘導
- ・漁船と PB が混在している漁港における公示施設への PB の誘導
- ・漁港管理者の把握していないところで、地元（漁協）と一般利用者が合意し PB を係留している場合の対応
- ・現在、漁業や漁港利用への支障はないが、将来放置艇が増加した場合に移動や処分などの対応

○国への要望

漁港管理者から得た放置艇対策に関する国への要望について、以下に整理して示す。

- ・車両と同様、購入時に係留場所を証明する書類を届出する法制度の検討
- ・車両のリサイクルシステムのように購入時や登録時に処分費用を先に積み立てる制度の検討
- ・FRP 船のリサイクルにおける利用者の負担軽減が可能な制度の確立
- ・撤去処分等の費用を含めた支援体制の確立
- ・全国での放置艇対策の事例、実績等の参考事例を水産庁の HP での公表、情報の共有
- ・漁協等が設置する栈橋などの施設整備費や施設更新時の費用の補助など
- ・行政代執行、簡易代執行の手続きの簡素化
- ・放置艇対策として取り組むべき内容について、法的な面の助言や具体的な対策の教示
- ・放置艇対策について、海上保安庁が積極的に取締を出来るような体制の確立

【放置艇の減少が顕著な漁港における対策】

○許可式を導入するための取組

⇒放置等禁止区域を指定し、指定した許可施設等に PB を誘導・移動するため、放置等禁止区域等の指定前から漁協等により、PB 所有者への説明や調整を行う。さらに管理者による漁港を利用している PB 所有者への指導を徹底する対策を実施。

○船舶（PB、元漁船等）情報を収集する取組

⇒漁港管理者が PB 所有者から直接情報収集（届出）、委託を受けた漁協などが PB 所有者から情報収集、権限移譲を受けた市町村が審査資料として情報収集する取組を実施。

※所有者が明確になることで、連絡や指導が可能となり、放置艇対策の効果が向上

※兵庫県のように、PB の利用により漁業に支障が生じていない自由使用の漁港において、名簿方式によって漁協と漁港管理者が船舶情報（所有者の氏名、住所、船舶番号）を共有することで、放置艇扱いせず許可艇扱い

⇒漁港管理者が船舶情報を収集する方法として、PB 等の小型船舶は日本小型船舶検査機構、元漁船等は都道府県の登録部署に照会するなどの対策を実施している

○漁港使用料を徴収する取組

⇒漁港管理者が直接 PB 所有者から徴収、管理委託された漁協や市町村などが徴収することで、許可艇扱い

※兵庫県のように放置等禁止区域、許可施設指定をしていない自由使用の漁港において、使用料を徴収しない名簿方式（船舶情報の共有）により許可艇扱いする事例もあるが、自由使用の漁港において使用料を徴収し許可艇扱いする事例もみられる。

2) 聞き取り調査の実施

これまで放置艇の増減が顕著な漁港で、既に放置艇対策に取り組んでいて効果が得られている漁港のほか、有効な放置艇対策がとれないために放置艇が増加又は減少しづらい漁港、これから新たな放置艇対策の方針に則り、新たな取組を行おうとしている漁港等の漁港管理者に対して、放置艇対策の実施状況、放置艇対策における課題を収集するため、聞き取り調査を実施した。

主に以下の事項について聞き取りを行った。

実施している放置艇対策、取組みの経緯、効果、今後の展望、国への要望

【ヒアリング実施済み】

①放置艇の減少が顕著な漁港、効果的な取組を実施している漁港管理者

- ・兵庫県
- ・徳島県
- ・広島県
- ・福岡県
- ・福岡市

②放置艇の増加が顕著、減少し難い漁港、今後新たな取組を実施する漁港管理者

- ・岡山県
- ・大分県
- ・広島県

■聞き取り調査結果の取りまとめ

これまでに実施した漁港管理者への聞き取り調査により、わかったことを以下に整理して示す。

聞き取り調査結果を基に、放置艇の属性（価値の有無、所有者判明の有無など）と漁業への影響の有無、漁港内の施設や区域の指定状況等を基に考えられる放置艇対策のフロー図を作成し、図7に示す。

図7より、放置艇対策として、通常の許可制の導入による放置等禁止区域の指定及び許可施設の指定ができる場合には、課題は漁港管理者による指導を通じた許可施設への誘導となる。しかし、禁止区域と許可施設ともに指定されている漁港は現状で少なく、これらの漁港は既に放置艇対策の取組が行われたケースとなる。

ここで、漁船数が減少し、PBの係留が増加しているなどの利用状況にあり、漁業への影響がない場合など、これらのうちで禁止区域や許可施設の指定がなく、PBや元漁船の所有者の問題意識が乏しいケースが放置艇対策の求められている漁港と考える。

さらに漁船の充足率が高く、空いている水域・陸域や係留場所が不足している漁港においても、放置艇対策が求められている。

聞き取り調査において、既に取り組みされている放置艇対策と今後取組予定の対策の内容を一覧表として表15に整理した。

表15より、大きく3つのタイプとして、①許可式（施設整備型、簡易施設整備型）、②貸付・占用式（施設整備型、簡易施設整備型）、③届出式（保管場所の義務化、自由使用区域での届出、漁協による管理）に分かれている。さらに、タイプごとにそれぞれの漁港の状況や漁協の取り組み具合などによって、いくつかの型に分かれている。

【放置艇の減少が顕著な漁港における放置等禁止区域及び許可施設の指定による有効性】

○今後、簡易な係留施設（許可施設）を整備し、PBの收容能力の向上を優先した上で放置等禁止区域を指定していくことで、放置艇を削減する（許可式への移行）

⇒岡山県では暫定施設で保管許可することは考えておらず、恒久的な施設で收容能力を確保する方針

※これまで徴収していなかった利用料や移動の必要性などをPB所有者に理解してもらうことが課題

⇒大分県ではPBが現在の係留場所から移動が少ない場所に簡易な施設整備を行い許可施設として指定、あわせて放置等禁止区域を指定する方針

※許可式を導入するにあたり、実際に運用がスムーズにいくか、沈船・廃船の対応が課題

○公営、民営のマリーナなどに放置艇を誘導するとともに、既存の漁港内で余裕のある水域に新たに指定する係留場所（許可施設）に誘導することで、放置艇を削減する

○併せて、「PBの保管場所の義務化」の条例を改正し、県内全ての所有者にPBを係留保管する者は保管場所の証明書を添付の上、船舶情報（氏名、住所、船舶番号等）を漁港管理者に届け出る義務を課す。係留する施設に応じた使用料が発生し、施設を管理する漁協や使用料徴収事務を委託している市町村が徴収

⇒広島県は港湾、漁港ともに上記の取組を進める方針であり、地元漁協等との調整が必要

※既得権益を主張する者への対応や許可手続、使用料の支払いに対する反発が想定され対応が課題

○自由使用の漁港で支障が生じていない漁港施設に係留されているPBに対し、漁協と漁港管理者が船舶情報を共有（名簿式）することで、許可艇扱い

○その他、放置艇対策に協力的な漁協に水域の占用許可し、暫定係留させて許可艇扱い

○整備した小型船舶係留施設（許可施設）と放置等禁止区域の指定した漁港では、係留施設に収容している船舶を許可艇扱い

⇒兵庫県では名簿式を採用している漁港において、使用料は発生していない。

※名簿の管理として船舶情報の更新をいかに行うかが課題

○地元の漁協とPB所有者間で調整が出来ている漁港において、漁協が占用許可を申請し、PB管理施設を設置し、放置等禁止区域もあわせて指定（PBを集約）

○漁船とPBが共存している漁港において、漁船周辺にPBに係留しており、漁船とPBの分離が難しい場合、地元漁協がPBの船舶情報（所有者の氏名、住所、船舶番号）を収集・管理し、一括で県条例に基づいて使用届を提出すれば、これらのPBが許可艇扱い

⇒徳島県では、PBの使用届の提出隻数に応じて使用料を徴収している漁協に一部をキャッシュバック

※漁港によって現状で放置艇対策の取組に差があり、県として統一的な対応がとれるか、漁港ごとにどうやって調整するかが課題

○自由使用の漁港で係留、保管しているPBのうち、漁協が当該船舶の所有者を把握し、地元漁協が係留、保管を容認し漁港管理上も特段支障がなければ、許可艇扱い

⇒福岡県では漁協がPB所有者の船舶情報（名簿の作成）を管理し、漁業に支障がない場合、これらのPBが許可艇となる。条例で定めていないため係船料は徴収できないが、サービス料等を漁協と所有者間の契約で徴収している。

⇒福岡市では全ての市管理漁港において、禁止区域指定をしておらず、福岡県の上記3漁港と同様に漁協支所がPB所有者の船舶情報（名簿の作成）を管理し、漁業に支障がない場合、これらのPBが許可艇となる。福岡県と同様に条例で定めていないため係船料は徴収できないが、唐泊漁港ではサービス料等を漁協と所有者間の契約で徴収している。


表 15 聞き取り調査による放置艇の減少が顕著な漁港の概要

放置艇対策の分類		概 要	事 例
①許可式 (許可艇への移行)	施設整備型	フィッシャリーナ等の <u>プレジャーボート係留施設を管理者が整備し、放置等禁止区域・許可施設に指定する方法</u>	兵庫県妻鹿漁港
	簡易施設整備型 (+保管場所の義務化)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が既存施設(必要に応じ係船環などを整備)を、<u>放置等禁止区域・許可施設に指定する方法。</u> ・また、これに併せ、<u>全てのPB所有者に対し、PB条例による保管場所確保の義務化を課す方法</u>(広島県)。 	<p>大分県は漁港管理条例改正を令和元年7月公布、令和2年4月に施行。また、令和3年から条例に基づく使用料を徴収予定。</p> <p>広島県では、令和5年4月から全面施行し、既所有者にも届出義務を課す。</p>
②貸付・占用式 ※漁港管理者が民間事業者(漁協、マリーナ)に水域の占有許可又は用地の貸付・占有許可を行う場合	施設整備型	漁港管理者が民間事業者(漁協、マリーナ)に水域の占有許可又は用地の貸付・占有許可を行う場合、 <u>民間事業者が施設整備(浮棧橋等)・管理・運営を行う方法。</u>	広島県横田漁港
	簡易施設整備型	漁港管理者が民間事業者(漁協、マリーナ)に水域の占有許可又は用地の貸付・占有許可を行う場合、 <u>民間事業者が既存施設(必要に応じ係船環などを整備)を管理・運営する方法。</u>	兵庫県妻鹿漁港 徳島県穴喰漁港
③届出式	自由使用区域での届出	許可・届出の必要のない自由使用区域において、PBが漁業活動に支障を与えない場所に係留し、 <u>漁港管理者と漁協がPBの船舶情報(船舶登録番号、所有者の住所、氏名)を共同管理する方法。</u>	兵庫県の室津漁港など兵庫県管理の多くの漁港で実施 福岡市唐泊漁港
	漁協による管理	漁協がPBの船舶情報(船舶登録番号、所有者の住所、氏名)を管理し、一括で県条例に基づき使用届を県に提出する方法。	徳島県瀬戸漁港

既存施設を活用したプレジャーボート係留施設の確保、許可制の導入(大分県)

- 大分県は、平成31年4月に「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」を制定、令和2年4月に「漁港管理条例」を改正した。
- 今後、既存施設を活用したプレジャーボート保管施設の確保とともに、放置等禁止物件・区域の指定、許可施設の指定を随時行う予定。

【対策の概要】

<p>(1) 条例の整備、放置等禁止区域の指定</p>	<p>(2) 適切な配置の検討</p>	<p>(4) 管理体制の強化</p>
<p>○プレジャーボート対策の条例制定 河川、港湾、漁港が連携して放置艇対策に取り組むため、県の姿勢を示した「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」を制定(平成31年4月施行)。</p> <p>○漁港管理条例の改正 現行条例にプレジャーボートの許可制を導入するため、許可施設の指定と使用許可、使用料の納付等の項目を追加(令和2年4月施行)。</p> <p>○放置等禁止物件・区域の指定 漁港漁場整備法第39条第5項に基づき、放置等禁止物件と区域を指定予定。</p>	<p>○漁業活動等への支障のない区域、安全上問題のない漁港区域に限り、係留可能とする。</p> <p>○係留許可施設の検討にあたっては、漁協や利用者と調整。</p> <p>(3) 係留施設の確保</p> <p>○船舶所有者が管理者に無断で整備した係留施設については、法令上の手続きや安全性について問題がない場合に限る、引き続き利用することを認める。</p> <p>○係留施設の係船環境などを県が新設・更新し係留施設を確保する。</p>	<p>○施設の無許可利用の所有者に対して、許可申請するよう指導し公平性を確保。</p> <p>○放置等禁止区域の放置艇については、撤去、移動の指導・命令、代執行により放置等禁止区域内の放置艇ゼロを目指す。</p> <p>(5) 市町村との連携</p> <p>県で行う放置艇対策の取組各市町村の漁港管理者へ提供し、全県下で放置艇対策を導入。</p> <div data-bbox="1355 1037 1836 1220">  <p>鉄製係船環の老朽化 ステンレス製に交換</p> </div>

県独自のプレジャーボート保管場所の届出の義務化の導入（広島県）

- 平成10年3月「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」制定（以下、PB条例）
- 平成30年3月「放置艇解消のための基本方針」策定【目標：令和4年度末までに放置艇0隻】
- 広島県は、プレジャーボート所有者に保管場所の届出を義務付ける制度導入のため、令和2年度PB条例改正の方針
- 水域を有効活用した保管場所の確保（小型船舶用泊地の設定）を行った上で、PB条例による保管場所確保の義務化を実施する予定

■ 広島県における対策実施のスケジュール



- 平成31年3月 県内漁港、港湾、一般海域約200地区の「地区別実施計画」を検討（案）
- 令和元年4月 地区別実施計画に基づき、各漁協等との事前調整を開始
- 8月 広島県海域利用審査会へ義務化制度案の意見聴取
- 令和 2年2月 条例改正（令和3年3月末までは周知期間）
- 3月 一部の地区においてPBの撤去指導を開始（見込み）
- 令和 3年4月 改正条例の一部施行（新規PB購入者を対象に保管場所の県への届出を義務化）
- 令和 5年4月 改正条例の全面施行、小型船舶用泊地における使用料徴収の開始

漁業協同組合主体の放置艇対策（広島県横田漁港）

- 横田漁港(広島県福山市)において、水産物の陸揚げを行っている家廻地区ではプレジャーボートとのトラブルが頻繁。横島漁協は、漁船の利用頻度が比較的少ない向地区へ漁港内のプレジャーボートを集約するため、プレジャーボート用の浮棧橋、駐車場等を整備し、「横田シップステーション」として運営することを決定した。
- 「横田シップステーション」は平成29年6月に供用開始されたが、本件は地域住民のニーズを反映させた施設であり、また、漁港管理者が同時期に放置等禁止区域を指定したため、浮棧橋の入艇率100%となっている。横島漁協が支出した工事費は、施設使用料の収益により15年間で償還する計画である。
- これらの取組により放置艇277隻(平成26年度)から148隻(平成30年度)に減少している。

【横田漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満～5t)	46隻
属地陸揚量	102t
陸揚金額	9400万円
主な魚種	たこ類、たい類、 ひらめ・かれい類他

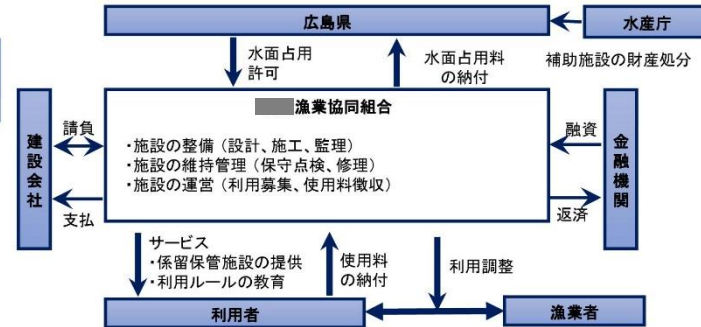
出典：漁港港勢調査(H27)

【放置艇、許可艇数】

H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30許可艇
277隻	139隻	148隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

【運営図】



【横田シップステーション】



【横島漁協が整備した浮棧橋】



漁港管理者の許可施設整備と漁業協同組合の占用許可水面でのプレジャーボート受入れ(兵庫県妻鹿漁港)

- 妻鹿漁港において兵庫県は、プレジャーボート許可施設を整備し、148隻のプレジャーボートを収容(平成19年4月供用開始)。
- また、姫路市漁業協同組合は、兵庫県から水域占用許可を得て、53隻のプレジャーボートを受入(平成31年1月)。これに併せて兵庫県は、放置等禁止区域を指定した。

【妻鹿漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満～5t)	54隻
属地陸揚量	10.224t
陸揚金額	34億5400万円
主な魚種	いかなご類、いわし類、あじ、ほら類他

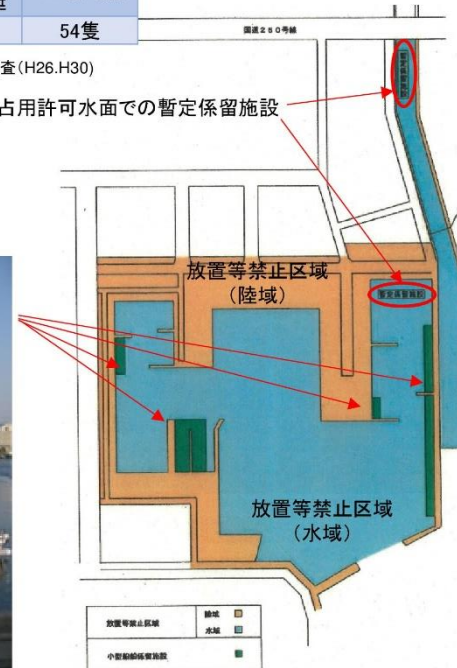
出典：漁港港勢調査(H28)

【放置艇、許可艇数】

H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30許可艇
56隻	2隻	54隻

出典：PB全国実態調査(H26.H30)

占用許可水面での暫定係留施設



暫定係留施設のPB係留状況

プレジャーボートの許可施設



徳島県における貸付・占用許可、漁協による管理・運営（例：徳島県穴喰漁港）

- 徳島県は、放置艇対策の推進に向け、放置等禁止区域の指定に加え、許可制度導入に向け、漁港管理条例を改正予定(令和2年2月)。
- 穴喰(ししくい)漁港では、漁協がプレジャーボート(以下、PBという。)所有者と協議し、-3m岸壁にPBの集約化を図った。今後、徳島県は、漁協に対し、水・陸域の占用許可又は貸付するとともに、放置等禁止区域を指定する予定。
- また、漁協が施設の管理・運営を行い、PB所有者から利用料を徴収する予定である。

【放置艇、許可艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30 許可艇
穴喰	33隻	19隻	0隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

【穴喰漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満～20t)	103隻
属地陸揚量	172 t
陸揚金額	9200万円
主な魚種	かたくちいわし、その他魚類、そうだかつお

出典：漁港港勢調査(H28)

【占用・貸付による暫定係留施設へのPBの集約】



穴喰漁港の漁船とPBを分離した係留状況
(PB集約化)



暫定係留施設(-3m岸壁)



PB係留状況

自由使用区域内船舶の漁港管理者、漁協による船舶情報の名簿共有化 (兵庫県室津漁港)

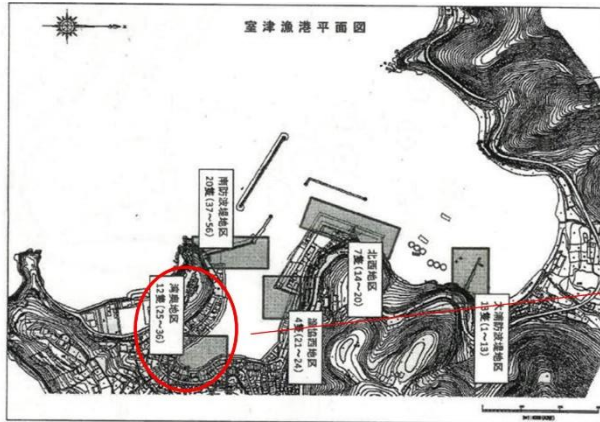
- 兵庫県は、平成24年2月に
 - ①自由使用区域(放置等禁止区域ではなく、使用にあたって許可・届出の必要のない施設)
 - ②漁業活動を妨げる恐れがなく、航行の支障や船舶の流失の恐れがない状態
 のプレジャーボート(以下、PB)について、その船舶の情報(船舶登録番号や写真、所有者の氏名、住所)を漁業協同組合と漁港管理者(県)が共同して把握している場合は、放置艇扱いせず許可艇扱いする方針を決定した。
- 平成30年度に室津漁港において、漁協と管理者が係留するPB所有者の情報を共有する名簿が完成したことにより、漁港内で係留している56隻のPB所有者情報が共有され、許可艇扱いとなった。
このため、PB全国実態調査(H26)の放置艇数は62隻であったが、平成30年調査時に漁港内で係留している56隻のPBは許可艇扱いとなり、無許可係留艇(沈船、廃船)は3隻まで減少した。

【放置艇、許可艇数】

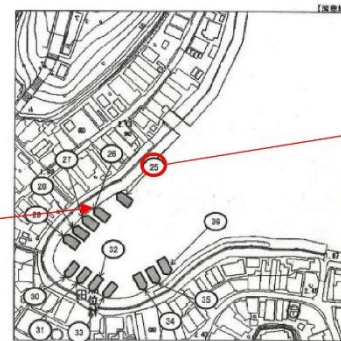
漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30時 許可艇数
室津	62隻	3隻	56隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

【PBの情報を共有する一覧名簿の作成】



室津漁港の地区別の許可艇数



湾奥地区の許可艇の係留状況

船名	25		
	博典		
船種	不明		
船舶番号	350-1 兵庫		
船長(メートル)	長さ	幅	深さ
	6.00	2.00	1.00
所有者	たつの市		
備考			
撮影日	H30.7.30		

許可艇の一覧名簿(例)

自由使用区域内船舶の漁港管理者、漁協による船舶情報の名簿共有化
 (例：福岡市唐泊漁港)

- 福岡市は、自由使用(放置等禁止区域ではなく、使用にあたって許可・届出の必要のない施設)の漁港区域内に係留、保管している船舶のうち、地元漁協が当該船舶の所有者を把握、名簿を作成するなどし、係留、保管を容認して漁港管理上も特段支障がない船舶については、放置艇扱いせず許可艇扱いとしている。
- このため、PB全国実態調査(H26)の放置艇数は131隻であったが、平成30年調査時に漁港内で係留している123隻のPBは許可艇扱いとなり、無許可係留艇(沈船、廃船)は7隻まで減少した。

【放置艇、許可艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30 許可艇
唐泊	131隻	7隻	123隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

【唐泊漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満～20t)	40隻
属地陸揚量	449 t
陸揚金額	2億2100万円
主な魚種	まだい、はぎ類、 その他魚類、かき

出典：漁港港勢調査(H28)

【PBの情報を共有する名簿の作成】



第4号防砂堤等内側での係留



唐泊漁港におけるPB(許可艇)の係留状況



第1号防波堤等内側での係留

漁協による使用届の漁船・プレジャーボート一括届出（例：徳島県瀬戸漁港）

- 徳島県は、放置艇対策の推進に向け、放置等禁止区域の指定に加え、許可制度導入に向け、漁港管理条例を改正予定(令和2年2月)。
- 瀬戸漁港などプレジャーボート(以下、PBという。)の集約化が難しい漁港において、地元漁業者がPBとの共存を了承した上で、漁協が漁船とPBの漁港施設使用届(県条例第8条)を一括して徳島県に提出。
- これに併せ漁協が、PBの漁港施設使用料の徴収事務を行うことにより、人件費等を補う仕組みを検討中。

【放置艇、許可艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	H30 許可艇
瀬戸	64隻	38隻	0隻

出典：PB全国実態調査(H26,H30)

【瀬戸漁港の概要】

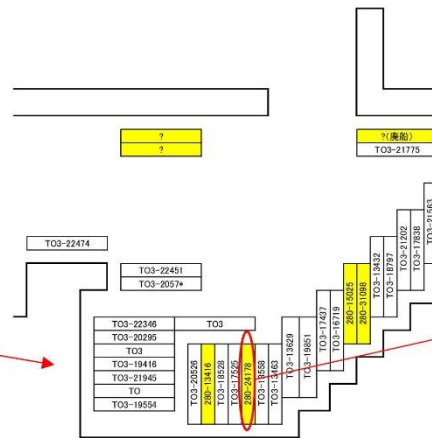
登録漁船数 (3t未満～10t)	183隻
属地陸揚量	662 t
陸揚金額	1億4000万円
主な魚種	わかめ類、まだい、ぶり類、むろあじ類、

出典：漁港港勢調査(H28)

【漁協による一括届出とPB情報管理】



漁港(堂ノ浦地区)



漁船とPBが混在した係留状況図
(黄色は漁船以外のPB)

登録番号	船名	種別	登録日	登録種別	登録内容	備考
TO3-19416	プレジャーボート	プレジャーボート	2019.07.01	プレジャーボート	プレジャーボート	

係留するPBの船舶情報
(漁港管理者作成)

表 16 聞き取り調査による放置艇の増加が顕著な漁港の概要

増加の要因	概要	事例	漁港管理者の対応方針
①立地条件(離島等、漁港区域が広い)により管理の目が行き届きにくい	離島にあるために、本土に比べて漁港管理者の管理の目が行き届きにくく、放置艇が増加	岡山県白石島漁港等	岡山県は、港湾と連携し、放置艇対策の基本方針策定を検討中。
	漁港区域(第3種漁港等)が広いため、漁港最奥部の水面や陸上の見えづらい場所に放置艇が集積し、漁港管理者の管理の目が行き届きにくく、放置艇が増加	高知県佐賀漁港	佐賀漁港では、スマートフォンを活用した放置艇の点検・管理システムを試行的に活用。
②港湾、河川など他の水域からの放置艇の流入	港湾等他の水域や他の市町村から <u>プレジャーボートが流入</u> 、係留しているために放置艇が増加	広島県安浦漁港	広島県は、水域を有効活用した保管場所の確保を行ったうえで、 <u>条例による保管場所確保の義務化を実施する方針</u> である。(令和5年から全面義務付け)
③PBの係留保管場所の不足	漁港内及び漁港周辺に <u>プレジャーボートの係留保管場所が無い</u> ために放置艇が増加	広島県安浦漁港	

離島のため、管理者によるPB管理の目が行き届き難い漁港(例:岡山県白石島漁港)

- 白石島漁港は、岡山県笠岡市の離島である白石島にあり、本土側の漁港管理者の事務所から離れており、本土に比べ漁港管理者が頻繁に指導することが困難であることから、管理の目が行き届きにくい。
- 放置艇の多くは漁業に支障がない場所(新港や荷捌き所対岸側)に係留されていることから、漁業者から行政への苦情が少なく対策に消極的であったが、現在、岡山県は、港湾と連携し、放置艇対策の基本方針策定を検討中。
- 放置艇数は、PB全国実態調査(平成26年度)の38隻から平成30年度調査時には47隻に増加。

【放置艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	増加 艇数
白石島	38隻	47隻	9隻

出典:PB全国実態調査(H26,H30)

【白石島漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満~10t)	130隻
属地陸揚量	465 t
陸揚金額	4億8500万円
主な魚種	かき、かざみ類、その他のえび類、ひらめ等

出典:漁港港勢調査(H28)



白石島漁港の位置図



白石島漁港の漁船及び放置艇の状況

漁港区域が広く、管理者によるPB管理の目が行き届き難い漁港(例:高知県佐賀漁港)

- 佐賀漁港は、高知県幡多郡黒潮町にある第3種漁港であり、放置等禁止区域を漁港区域全域に、許可施設は泊地内に13か所指定しているが、漁港最奥部の水面や陸上の見えづらい場所に放置艇が集積しており、漁港管理者により十分な指導をすることが困難な状況(放置艇数38隻のうち27隻陸上放置)。
- このため、佐賀漁港は、スマートフォンを活用した放置艇の点検・管理システムを試行的に活用。

【放置艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	増加 艇数
佐賀	7隻	38隻	31隻

出典:PB全国実態調査(H26,H30)

【佐賀漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満~500t未満)	295隻
属地陸揚量	1,066 t
陸揚金額	5億1300万円
主な魚種	かつお、まぐろ類、 しいら類等

出典:漁港港勢調査(H28)



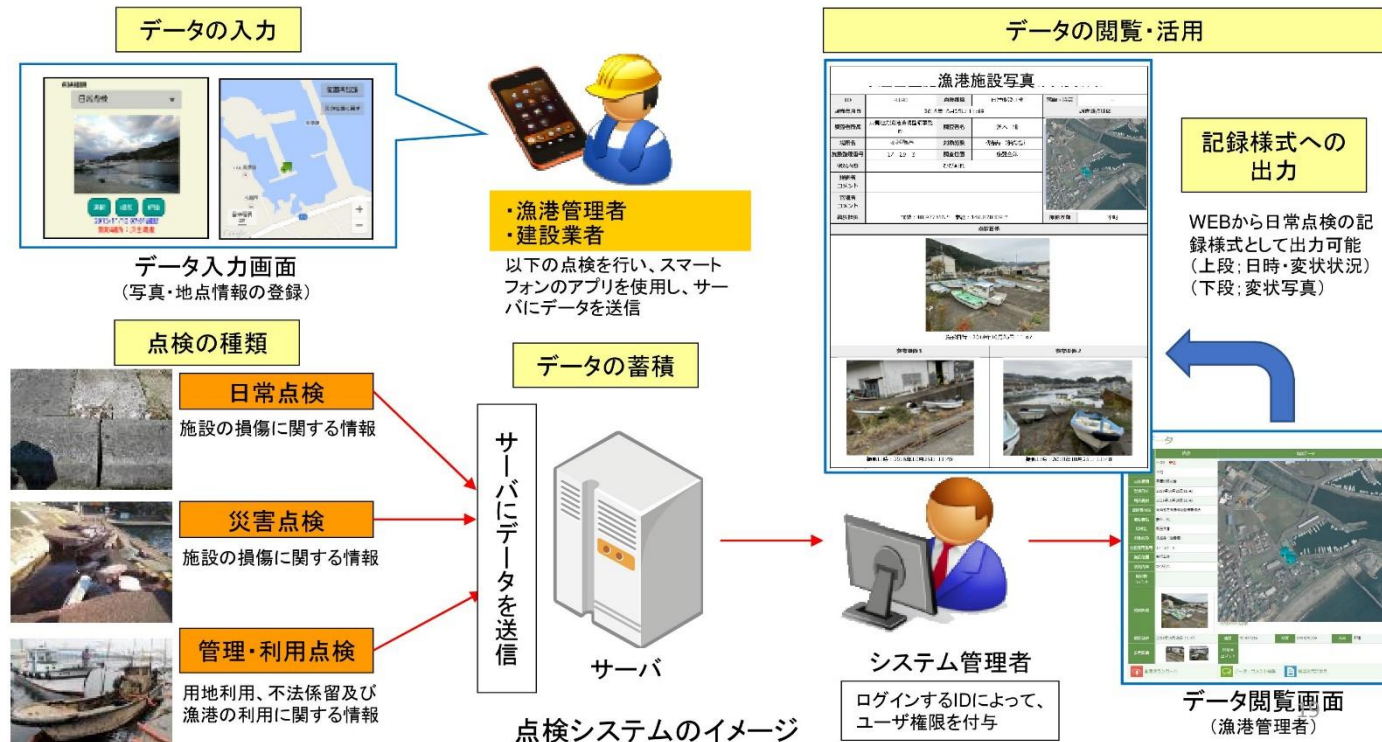
許可施設の指定状況例(7か所)



佐賀漁港の漁船及び放置艇の状況

スマートフォンを活用した放置艇の管理

○ 水産庁は、スマートフォンを活用し、施設の損傷や不法係留船の状況を現場で撮影、データベースに入力・蓄積し、検索、情報共有、記録の出力を容易に行うことができるシステムの試行版を作成、平成30年度に全国の漁港管理者者に配布。



港湾等の他水域からの放置艇が流入しやすい漁港(例: 広島県安浦漁港)

- 安浦漁港は、呉市安浦町の市街地東側の野呂川の河口付近に位置し、周辺の都市部とバイパスが完成したためにアクセスし易く、他の市町村からやってくるPB利用者が多い。
- 放置艇は、漁港北側の国道沿いの道路護岸や港内・外の水域など広範囲に係留しており、利用者間のロコミ等も影響し、放置艇(PB)の集積が継続しているが、PBを受け入れる係留施設が不足している。
- 広島県は、水域を有効活用した保管場所の確保を行ったうえで、条例による保管場所確保の義務化を実施する方針である。(令和5年から全面義務付け)

【放置艇数】

漁港	H26時 放置艇	H30時 放置艇	増加 艇数
佐賀	304隻	318隻	14隻

出典: PB全国実態調査(H26,H30)

【安浦漁港の概要】

登録漁船数 (3t未満~20t)	72隻
属地陸揚量	1,687 t
陸揚金額	2億4900万円
主な魚種	かき

出典: 漁港港勢調査(H28)

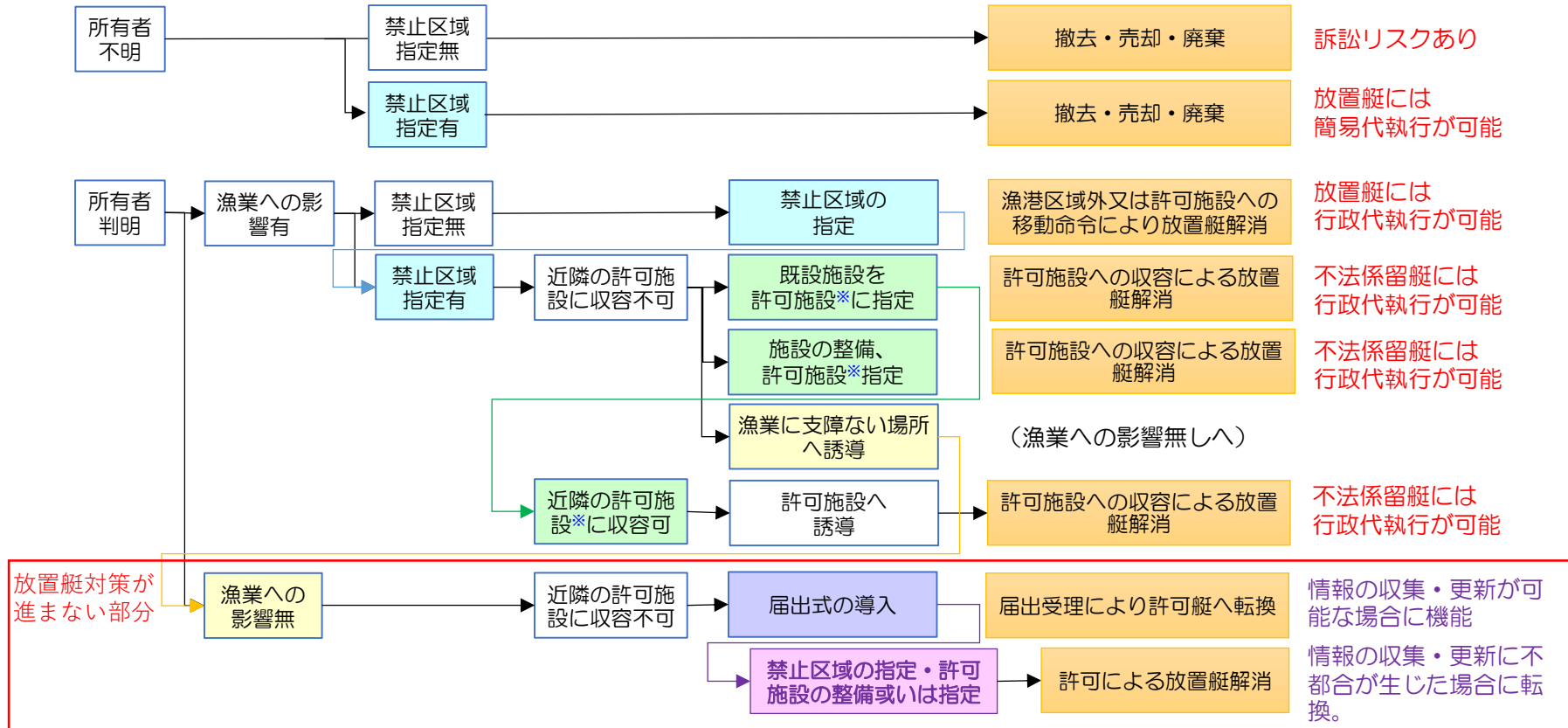


安浦漁港の位置図



安浦漁港の放置艇の係留状況

■ 放置艇解消のシナリオ



※許可施設には、漁港管理者が許可施設を整備する許可式に加え、民間への貸付・占用許可により許可施設を整備する貸付・占用式を含む。
 貸付・占用式は民間が管理を続けられる限り、有効に機能。

図 7 考えられる放置艇解消のシナリオ

3) 放置等禁止区域及び許可施設指定の有効性に係る要因分析

アンケート・ヒアリング等の実態調査より得られた放置艇対策について、以下にまとめた。

- 「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（平成25年 水産庁および国土交通省）では、令和4年度までに放置艇解消を目標として掲げているが、平成30年度においても、放置艇率は52%と高い水準にある。
- 漁港管理者は、漁業に支障のある水域等の放置艇については、放置等禁止区域の指定や許可・届出施設の指定等を行うことで、放置艇減少に努めてきたものの、漁業に支障のない水域等にある放置艇については、漁業者から行政への苦情が少ないこと、受け入れ施設（許可施設等）の確保や放置艇の撤去費用等の行政コストがかかること、等から、対応が先送りされている状況にある※。
- これらの放置艇は、漁港管理上の実質的な阻害要因とはならないが、将来的な漁港利用の変更等に備えるとともに、放置艇の沈船・廃船化を防ぐためにも、船舶の情報を把握し、対応が可能な状態にしておくことが望ましい。
- 従って、航行の支障や船舶の流出の恐れがないと漁港管理者が判断し、かつ、船舶情報を把握している場合は、放置艇としないで取扱うことが、放置艇解消という目標を達成するための実効的な手段と考えられる。
- 以上より、漁港における放置艇対策としては、施設・水域の重要性および利用の実態を踏まえた上で、漁港管理者として、図8に示すような取組みを行うことが考えられる。

※プレジャーボート全国実態調査においては、従来より、許可・届出が必要でない施設（放置禁止区域を除く。）であっても、プレジャーボートを受け入れている施設については、放置艇でないとしているが、受け入れていないが、現状として係留しているプレジャーボートが多数確認されており、全国放置艇の約7割に到っている。

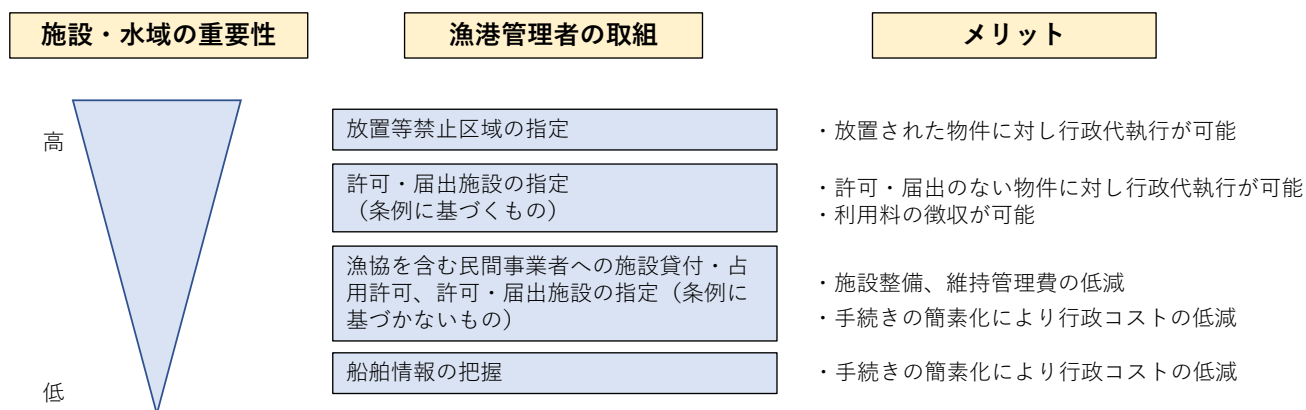


図8 漁港管理者のとりうる放置艇対策の取組

e 結果(2)

漁港施設に関する利用規制の緩和に対応した
フィッシャリーナ整備による地域活性化策の検討

目 次

1. モデル漁港抽出のための漁協アンケートの実施	1
1-1. 「漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査	1
1-2. 漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査結果	7
2. モデル漁港（一次案）の選定	10
2-1. プレジャーボートの受入れ回答（漁協）が得られた漁港	10
2-2. プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域と放置艇総数	13
2-3. プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域の放置艇対策案	15
2-3-1. 周辺漁港のプレジャーボート集約収容	15
2-3-2. 単一漁港における漁船とプレジャーボートの分離収容	15
2-3-3. モデル漁港（一次案）の選定	33
2-3-4. モデル漁港（一次案）10漁港の概要	34
3. モデル漁港（二次案）の選定	56
3-1. モデル漁港（一次案）に対する事前ヒアリング	56
3-2. モデル漁港（二次案）の選定	58
3-3. モデル漁港（二次案）に対する漁協関係者及び管理者へのヒアリング	58
3-3-1. モデル漁港（二次案）の現地ヒアリング結果一覧	58
3-3-2. モデル漁港（二次案）の漁港別現地ヒアリング結果	60
4. モデル漁港における漁業施設に関する利用規制の緩和に対応した フィッシャリーナ整備の検討	78
4-1. モデル漁港	78
4-2. モデル漁港の課題・問題点の整理と基本方針、計画案	78
4-3. 施設整備計画の内容の検討（概算事業費算定）	87
4-4. 漁港機能分担・有効活用推進事業基本計画	89
◆淡路市（兵庫県）・岩屋漁港（1）～（6）	90…95
◆福岡市（福岡県）・浜崎今津漁港（1）～（6）	96…101
◆唐津市（佐賀県）・大浦漁港（1）～（6）	102…107

1. モデル漁港抽出のための漁協アンケートの実施

1. モデル漁港抽出のための漁協アンケート（全国）の実施

漁港施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備による地域活性化のモデル漁港を選定するために、日ごろ漁港を利用している漁協担当者へのアンケートを実施して、漁港でのプレジャーボートの受入れに関する意識や地域活性化のための施設整備への要望などを整理するものとした。

1-1. 「漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査票」

「漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査票」を示す。

漁協へのアンケート配布数、回答数（回答率）は次のとおり。

配布数：930通

回答数：625通（回答率：67%）

【モデル漁港抽出のための漁協アンケート（全国）】

漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査について

<調査の目的>

人口減少社会の到来や地域漁業の情勢が変化中、漁港は、陸揚げや集出荷の機能を拠点漁港に集約化しているため、機能集約化された漁港の維持管理・更新費の増大や漁村の活力低下が懸念されるところです。

これについて、漁港漁場整備長期計画（平成 29 年 3 月閣議決定）で「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」に重点的に取り組むこととしており、平成 31 年 4 月には、漁港施設の利用規制が緩和されています。

別紙「**漁港施設の利用規制が緩和されました！**」参照。

漁港がプレジャーボートを受入れ、海洋性レクリエーションの場となることにより、来訪者を呼び込み、地元水産物を用いたレストランが開業するなど、地域活性化を図ることができた漁村が数多くあります。

本調査は、ご利用の漁港の現状と今後について、プレジャーボートの受け入れやそれに関連する施設整備等に関するご意見を伺い、地域活性化の可能性検討に資することを目的とするものです。

<ご記入にあたって>

漁港ごとに漁協関係者の意識についてお聞きするアンケート調査です。

ご利用されている漁港別にご回答いただきたいと考えております。

また、ご記入いただいた内容について確認をさせていただく場合がございますので、ご回答者の連絡先等のご記入をお願いします。

なお、結果の公表等の際に回答者個人が特定されるような形で使用することはいたしませんので、ご協力を宜しくお願いします。

漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査票

都道府県名	市町村名	漁協名	漁港名	回答者名	電話番号

漁港の水域や施設の占用許可期間の延長、貸付け対象の漁港施設の追加、地域活性化のために利用する施設・用地が補助金返還の緩和措置の対象となる等の規制緩和により、漁港でのプレジャーボートの受入れやレストラン、直販所、体験交流施設等を立地しやすくなりました。

そこで、ご利用されている漁港の今後の利用に関する漁協関係者の方の意識についてお聞きします。利用されている漁港ごとに担当者のご意見をご回答ください。設問は4項目です。

設問 1.プレジャーボートの受入れについて、該当する番号1つに○印を付けて下さい。

- | | | |
|------------------------------|---|------------------|
| ①.受入れたい（計画がある） | } | 設問 2、設問 4 へ |
| ②.受入れたい（計画はない） | | |
| ③.受入れている（さらに拡張したい） | | |
| ④.受入れてもよい | | |
| ⑤.どちらともいえない | } | 設問 2、設問 3、設問 4 へ |
| ⑥.なるべく受入れたくない | | |
| ⑦.受入れられない | | |
| | } | 設問 3、設問 4 へ |

設問 2. 設問 1. でプレジャーボートの受け入れについて（①.②.③.受入れたい・④.受入れてもよい・⑤.どちらともいえない）を選ばれた方にお伺いします。

2-1.プレジャーボートを受け入れることの理由として、該当するもの全てに○印を付けて下さい。

- ①.漁船とプレジャーボートを分離してトラブルなどがないようにしたい
- ②.プレジャーボートの受入れで、漁港に活気と景観上のにぎわいを創りたい
- ③.プレジャーボートの修理や漁具・給油・給水等、地域の漁業関連産業の利用を期待したい
- ④.来訪者による食事処や飲食店の利用など、地域の施設の利用を期待したい
- ⑤.来訪者による釣り関連の物品やマリングッズの購入など、地域の施設の利用を期待したい
- ⑥.来訪者による農水産物など、地場産品の購入を期待したい
- ⑦.プレジャーボート所有者を把握できるため、管理ができるようになる
- ⑧.プレジャーボート所有者が明確になるため、マナーの向上につながる
- ⑨.プレジャーボートの管理サービス提供など、漁業関係者の働く場を創ることができる
- ⑩.その他（あれば具体的に記入して下さい）

漁港施設の利用規制が緩和されました！

平成31年4月から

◆ 漁港施設の利用規制の緩和の内容

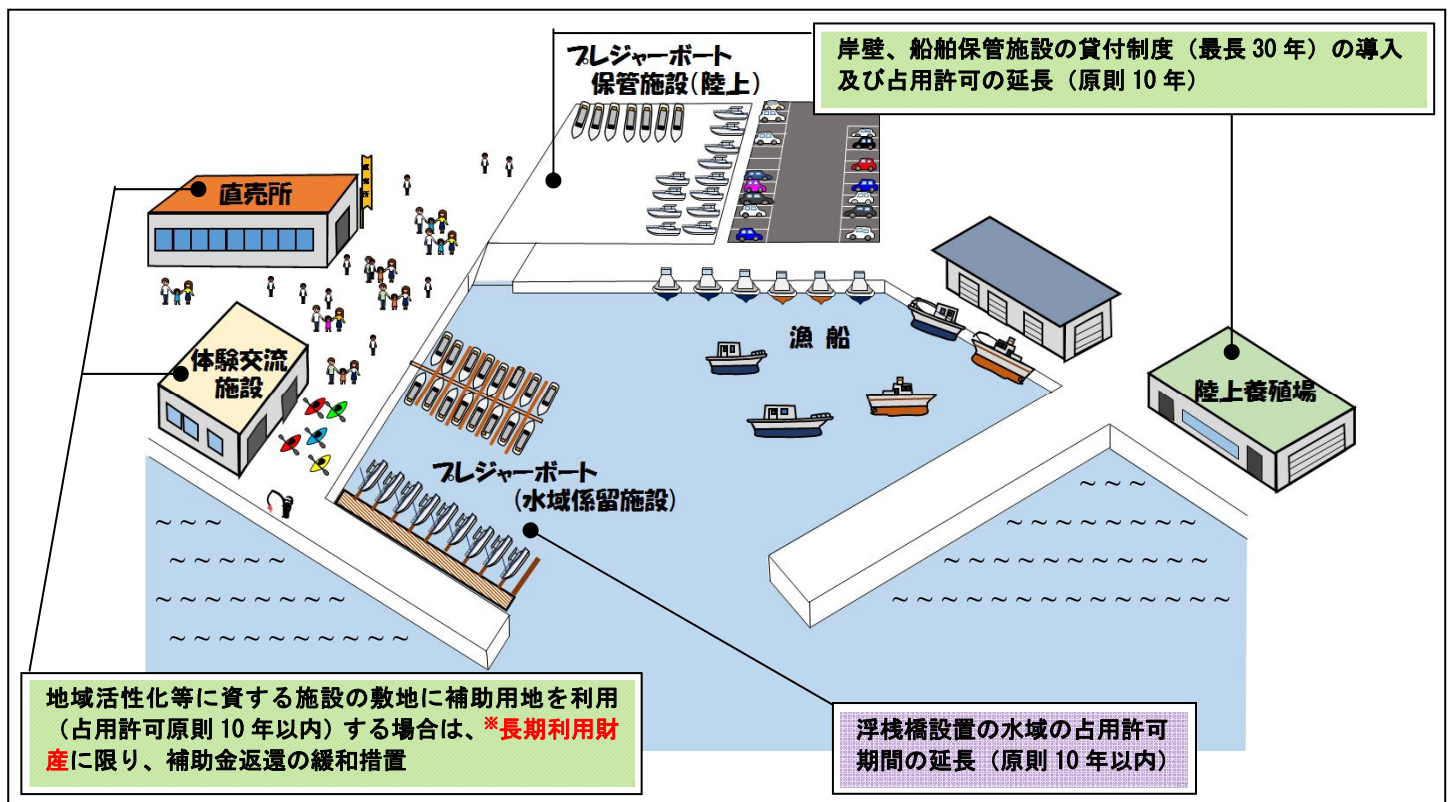
- ①漁港における水域や施設の占有許可の期間を「原則1年」から「原則10年」に延長
- ②漁港施設の貸付制度の拡充
 - ア 貸付けの対象となる特定漁港施設について、新たに「陸上養殖施設」及び「プレジャーボート保管施設とその用地」を追加
 - イ 貸付け対象となる漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げ
- ③補助金返還の緩和措置
地域活性化等を図るために長期利用財産として漁港施設を利用する場合、漁港施設用地も補助金返還の緩和措置の対象

・補助事業により取得した施設が、長期利用財産（補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産）となり、地域活性化等を図るために利用する場合には、補助金を交付された地方公共団体等に収益（地方公共団体等による維持管理費－利用者からの占有料）がある場合のみ、その収益に国庫補助率を乗じた額を補助金返還することとなる。

・放置艇収容施設、直販所、漁業体験施設等の整備（浜の活力再生・成長促進交付金）では、敷地は補助対象外であるが、占有許可を得た漁港施設用地の活用が考えられる。

※プレジャーボート施設（水域係留・陸上保管）や地域活性化のための施設についてみると

1. 「プレジャーボート係留施設（水域）」の借受期間が原則10年に延長されたことにより、継続的かつ安定的な運営への取り組みができるようになります。
2. 「プレジャーボート陸上保管施設とその用地」が最長30年、借り受けることができます。
3. 「レストランや直販所など」を漁港用地を借り受けて建てた運営者は、漁港管理者の定めた土地使用料を支払い、漁港管理者は、その土地使用料から当該用地の維持管理費を差し引いた分に一定の補助率を掛けた額を国庫返還すればよいこととなります。運営者の利益に対しての返還ではありません。



*長期利用財産とは、補助目的に従った利用により10年を経過したもの

1-2. 漁港漁村の地域活性化に関する漁協関係者の意識調査結果

表1-1に漁協回答内訳一覧を示す。

漁港関係者からの全回答（625件）について、漁港でのプレジャーボートの受入れを許容するもの（白抜：①②受入れたい・③受入れている・④受入れてもよい）と漁港でのプレジャーボートの受入れに反対するもの（灰彩色：⑤どちらともいえない・⑥なるべく受入れたくない・⑦受入れられない）に分けて漁港名と漁港数の集計値を示し、備考にプレジャーボートの受入れの可否条件や受入れる際の整備の程度、地域活性化のための施設整備要望等を略記したものである。

表1-1. 漁協回答内訳一覧

都道府県	①受入れ 計画あり	②受入れ 計画なし	③受入れ している	④受入れ てもよい	⑤どちらと もいえない	⑥受入れ たくない	⑦受入れ られない	集計値		備考	
								個別	県別		
11 北海道			長万部						1	82 現状の継続利用、拡張の要望はない、施設要望(どちらともいえない)	
11 北海道			古潭						1	受入れの具体的方法が不明、施設要望(あまり必要ない)	
11 北海道			頼別						1	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)	
11 北海道			余市						1	隣接フィッシャリーナあり、現状の施設利用、施設要望(必要ない)	
11 北海道					福島				1	現状の施設利用、施設要望(どちらともいえない)	
11 北海道					吉岡				1	現状の施設利用、施設要望(どちらともいえない)	
11 北海道					千走				1	現状の施設利用、施設要望(どちらともいえない)	
11 北海道					●松前港				1	受入れの具体的方法が不明、施設要望(どちらともいえない)	
11 ほか⑤					2				2	受入れの余地なし、施設要望(あまり必要ない)	
11 ⑥⑦								34	38	72	
12 青森			脇野沢				○			1	38 現状で受入れているが、意見は⑥
12 青森					鯉ヶ沢					1	協力は惜しまないが許可手続きに難あり、施設要望(どちらともいえない)
12 青森					小泊					1	マツカワガレイ陸上養殖の実証試験中
12 青森					大畑					1	現状の施設利用、施設要望(あってもよい)
12 ⑥⑦								14	20	34	
13 岩手					白浜～宿					1	46 フィッシャリーナ整備を選択、全施設(あってもよい)
13 ほか⑤					1					1	
13 ⑥⑦								28	16	44	
14 宮城			○小乗浜							1	11 現状の施設利用、施設要望(必要ない)
14 宮城			荒浜							1	フィッシャリーナ整備を選択、施設要望(どちらともいえない)
14 宮城			塩釜							1	現状の施設利用、施設要望(必要ない)
14 宮城			磯崎							1	現状の施設利用、施設要望(必要ない)
14 ⑥⑦								3	4	7	
15 秋田											0
15 ⑥⑦											
16 山形			堅苔沢							1	1 現状の土地利用、漁協による整備は考えていない
16 ⑥⑦											
17 福島											1
17 ⑥⑦											1
18 茨城			久慈							1	7 現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
18 茨城			平潟							1	現状の施設利用、施設要望(必要ない)
18 茨城					那珂湊					1	管理者である県の指示による
18 ⑥⑦								2	2	4	
19 千葉			富浦							1	15 現状の継続利用、拡張の要望はない、食堂・直販所を営業している
19 千葉			保田							1	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
19 千葉			千倉							1	現状の継続利用、レストラン(あってもよい)
19 千葉					富崎					1	受入れの具体的方法が不明、直販所(整備をしたい)
19 千葉			●市川港							1	別の場所でフレッチャーボート受け入れ、直販所(整備をしたい・あってもよい)
19 千葉			船形							1	施設整備、直販所(整備をしたい)
19 千葉					御宿岩和田					1	岩礁によりフレッチャーボートの地味困難、直販所・レストラン(あってもよい)
19 ほか⑤					3					3	
19 ⑥⑦								1	4	5	
20 東京			阿古							1	7 現状の継続利用、施設要望(あってもよい)
20 東京					神湊・八重根・洞輪沢					1	現状の施設・土地利用、直販所(あってもよい)
20 東京					●波浮港					1	港湾用地を利用した集客施設、フィッシャリーナ整備を選択、直販所(整備をしたい)
20 ⑥⑦										1	3
21 神奈川	長井									1	15 受入れの具体的方法が不明、直販所・レストラン(整備をしたい)
21 神奈川			三崎							1	フィッシャリーナ整備を選択、全施設(あってもよい)
21 神奈川			佐島							1	フィッシャリーナ整備を選択、全施設(整備をしたい)
21 神奈川			平塚							1	現状の継続利用、直販所(整備をしたい)
21 ほか⑤					1					1	
21 ⑥⑦								3	7	10	
22 新潟			市振							1	11 現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
22 新潟					羽吉					1	漁船登録による管理済み、他からの利用は考えにくい、施設要望(必要ない)
22 新潟					小木					1	受入れの具体的方法が不明、施設要望(どちらともいえない)
22 ⑥⑦								4	4	8	
23 富山			石田							2	21 【黒部漁協01】現状の継続利用、レストラン(あってもよい)
23 富山										1	【黒部漁協02】現状の施設・土地利用、漁業研修施設(整備をしたい)
23 富山					宮崎					1	特になし、施設要望(どちらともいえない)
23 富山			経田							1	現状の継続利用、陸上養殖施設(整備をしたい)
23 富山			水橋							1	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
23 富山					阿尾・藪田・宇波・大境・女良					1	フィッシャリーナ整備を選択、施設要望(どちらともいえない)
23 ⑥⑦								10	5	15	
24 石川											1
24 ⑥⑦								1		1	JFいしかわ(全般)
25 福井											4
25 ⑥⑦								2	2	4	
26 静岡		戸田								1	20 フィッシャリーナ整備を選択、直販所(整備をしたい)
26 静岡			焼津							1	現状の継続利用、拡張の要望はない、施設要望(あまり必要ない)
26 静岡			静浦							1	現状の土地利用・施設整備、フィッシャリーナ整備を選択、直販所・レストラン(あってもよい)
26 静岡					由比					1	漁業者理解困難、施設要望(あまり必要ない)
26 静岡					宇佐美					1	現状の土地利用、漁業体験施設(整備をしたい)
26 静岡			初島							1	現状維持、直販所の新設準備中
26 静岡					地頭方					1	受入れの具体的方法が不明、施設要望(あってもよい)
26 ほか⑤								2		2	
26 ⑥⑦								2	9	11	
27 愛知		西幡豆								1	12 現状の土地利用・軽微な施設整備、施設要望(あまり必要ない)
27 愛知			大井							1	現状の継続利用、今後の漁協運営の1方法と考える、施設要望(どちらともいえない)
27 愛知			三谷							1	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
27 愛知					衣崎					1	現状の施設・土地利用、施設要望(必要ない)
27 愛知					日間賀					1	受入れの具体的方法が不明、現状の施設・土地利用、施設要望(あってもよい)
27 愛知					大浜					1	現状の施設利用、施設要望(必要ない)
27 ほか⑤					1					1	
27 ⑥⑦								2	3	5	
28 三重			磯津							1	6 フィッシャリーナ整備を選択、施設要望(どちらともいえない)
28 三重			○未記入							1	【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
28 三重					○管内漁港					1	【伊勢湾漁協(伊勢市・明和町)】施設整備、陸上養殖施設・直販所・レストラン(整備をしたい)
28 ⑥⑦								3		3	
29 滋賀		沖ノ島								1	10 琵琶湖の離島、施設の整備、施設要望(整備をしたい)
29 滋賀			○未記入							1	【近江八幡漁協】現状の施設・土地利用、施設要望(必要ない)
29 滋賀			志那							1	現状の土地利用・フィッシャリーナ整備を選択、直販所(あってもよい)
29 滋賀					●若宮港?					1	【大津漁協】岸壁の時間利用、施設要望(記載なし)
29 ⑥⑦								1	5	6	
30 京都											1
30 ⑥⑦								1		1	府内全漁港
31 大阪			境(出島)							2	10 【堺市沿岸漁協】施設の整備、陸上養殖施設(整備をしたい)
31 大阪					境(出島)					1	【出島漁協】受入れの具体的方法が不明、施設要望(どちらともいえない)
31 大阪			佐野							1	簡易な施設整備、施設要望(どちらともいえない)
31 大阪			深日							1	施設整備、直販所・レストラン(整備をしたい)
31 大阪			樽井							1	現状の施設・土地利用、施設要望(あまり必要ない)
31 大阪			●尾崎港							1	現状の継続利用、陸上養殖施設(あってもよい)
31 大阪			岡田							1	現状の継続利用、直販所・レストラン(あってもよい)
31 大阪			淡輪							1	現状の継続利用、直販所(あってもよい)
31 ⑥⑦									2	2	
32 兵庫		灘								2	26 【沼島漁協】②フィッシャリーナ整備を選択、全施設(整備をしたい)、【南淡漁協】⑦
32 兵庫			富島							1	施設の継続利用、施設要望(あまり必要ない)
32 兵庫			沼島							1	現状の継続利用、全施設(整備をしたい)
32 兵庫			●伊保港							1	現状の継続利用、陸上養殖施設・漁業体験施設(整備をしたい)
32 兵庫			●明石港							1	施設の継続利用、施設要望(あまり必要ない)
32 兵庫			垂水							1	施設の継続利用、拡張の要望はない、陸上養殖施設(整備をしたい)
32 兵庫			妻鹿							1	施設の充実化を要望、施設要望(どちらともいえない)
32 兵庫					岩屋					1	施設整備不明、漁業体験施設(あってもよい)
32 兵庫					香住					1	●香住東港か？フィッシャリーナ整備等(別紙)要望あり
32 兵庫					丸山					1	施設の閑散期利用、施設要望(どちらともいえない)
32 兵庫					坊勢					1	施設の閑散期利用、直販所(整備済み)、漁業体験見学船(整備している)
32 兵庫			●東二見港							1	現状の施設利用、施設要望(どちらともいえない)
32 ⑥⑦								6	7	13	

2. モデル漁港（一次案）の選定

2. モデル漁港（一次案）の選定

2-1. プレジャーボートの受入れ回答（漁協）が得られた漁港

表2-1にプレジャーボート受入れ回答（漁協）が得られた漁港一覧を示す。

アンケートよりプレジャーボート受入れを許容する（①②受入れたい・③受入れている・④受入れてもよい）漁港（177件）について、「漁港管理者」「H30 放置艇数」「H28 登録漁船数」「H30 許可艇数」「背後地の陸上施設整備要望」等を整理して記載したものである。

表2-1. プレジャーボートの受入回答(漁協)が得られた漁港一覧

Table with 5 columns: 都道府県 (Prefecture), 漁港番号 (Harbor No.), 漁港名 (Harbor Name), and ①受入れ計画あり, ②受入れ計画なし, ③受入れている, ④受入れてもよい (Reception status).

Table with 4 columns: 漁港管理者 (Harbor Manager), H30放置艇計(沈廃船除く)陸上・水面(隻) (H30 Abandoned Boat Count), H28登録漁船計(隻) (H28 Registered Fishing Boat Count), H30許可艇計陸上・水面(隻) (H30 Permitted Boat Count).

Table with 6 columns: ①整備をしたい, ②あってもよい, ③どちらともいえない(無回答), ④あまり必要ない, ⑤必要ない, ⑥その他 (Background land facility preparation survey results).

2-2. プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域と放置艇総数

表2-2にプレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域とその圏域内の放置艇総数を示す。

プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港（177件）は、31都道府県64圏域に分類された。

表2-2（1）は圏域を北海道から沖縄順に表したもの、表2-2（2）は圏域内の放置艇総数順に並び替えたものである。

これによると放置艇総数が多い圏域の上位10圏域は、広島県・香川県・愛媛県・岡山県・熊本県・山口県で、瀬戸内海・九州周辺に集中している。

表2-2. プレジャーボートの受入回答(漁協)が得られた漁港がある圏域と放置艇総数

(1)全64圏域(北→南)

(2)圏域内の放置艇総数順位

都道府県	圏域	放置艇総数	都道府県	圏域	放置艇総数
北海道	頓別	0	1 広島県	豊竹東・尾三・福山	1,098
北海道	石狩・小樽	5	2 広島県	呉	805
北海道	余市・積丹	3	3 広島県	広島・大竹・廿日市・江田島	767
北海道	渡島噴火湾北部	4	4 香川県	香川中央	637
青森県	海峡東	20	5 愛媛県	今治上島	512
宮城県	塩釜	50	6 岡山県	倉敷	336
宮城県	荒浜	0	7 熊本県	天草北	299
山形県	山形県	4	8 香川県	東讃	268
茨城県	県北部	37	9 山口県	内海東部	250
茨城県	県中部	4	10 兵庫県	西播磨	236
千葉県	外房南部	6	11 愛媛県	燧灘東	234
千葉県	内房	34	12 愛知県	西三河	201
東京都	東京都島しょ	0	13 神奈川県	相模湾東部三浦	200
神奈川県	相模湾東部三浦	200	14 宮崎県	延岡・門川	145
神奈川県	相模湾西部	0	15 大阪府	大阪府	109
新潟県	新潟南西部	0	16 長崎県	島原	104
富山県	新川	22	17 和歌山県	田辺	95
富山県	富山	1	18 兵庫県	淡路南浦	88
静岡県	伊豆東	0	19 兵庫県	淡路東浦	83
静岡県	沼津・伊豆西	1	20 長崎県	下対馬	81
静岡県	駿河湾	0	21 愛知県	知多南部	77
愛知県	知多南部	77	22 和歌山県	串本	71
愛知県	西三河	201	23 佐賀県		71
愛知県	蒲郡市	12	24 兵庫県	淡路西浦	66
三重県	伊勢湾北部漁業	10	25 長崎県	平戸	64
三重県	伊勢湾南部漁業	52	26 福岡県	福岡	60
三重県	志摩漁業	57	27 三重県	志摩漁業	57
三重県	熊野灘北部漁業	23	28 沖縄県	北部名護	54
三重県	熊野灘南部漁業	30	29 三重県	伊勢湾南部漁業	52
滋賀県	琵琶湖	0	30 宮城県	塩釜	50
大阪府	大阪府	109	31 宮崎県	南郷・串間	50
兵庫県	但馬	42	32 兵庫県	但馬	42
兵庫県	神戸	0	33 徳島県	鳴門	41
兵庫県	西播磨	236	34 高知県	安芸・中芸	41
兵庫県	淡路南浦	88	35 茨城県	県北部	37
兵庫県	淡路西浦	66	36 熊本県	熊本有明	35
兵庫県	淡路東浦	83	37 千葉県	内房	34
和歌山県	雑賀崎	0	38 三重県	熊野灘南部漁業	30
和歌山県	田辺	95	39 佐賀県	玄海	26
和歌山県	串本	71	40 長崎県	松浦	24
和歌山県	勝浦	11	41 三重県	熊野灘北部漁業	23
岡山県	倉敷	336	42 富山県	新川	22
広島県	広島・大竹・廿日市・江田島	767	43 青森県	海峡東	20
広島県	呉	805	44 愛知県	蒲郡市	12
広島県	豊竹東・尾三・福山	1,098	45 鹿児島県		12
山口県	内海東部	250	46 和歌山県	勝浦	11
徳島県	鳴門	41	47 三重県	伊勢湾北部漁業	10
香川県	東讃	268	48 千葉県	外房南部	6
香川県	香川中央	637	49 北海道	石狩・小樽	5
愛媛県	燧灘東	234	50 北海道	渡島噴火湾北部	4
愛媛県	今治上島	512	51 山形県	山形県	4
高知県	安芸・中芸	41	52 茨城県	県中部	4
福岡県	福岡	60	53 北海道	余市・積丹	3
佐賀県	玄海	26	54 富山県	富山	1
佐賀県	有明海	0	55 静岡県	沼津・伊豆西	1
佐賀県		71	56 北海道	頓別	0
長崎県	島原	104	57 宮城県	荒浜	0
長崎県	平戸	64	58 東京都	東京都島しょ	0
長崎県	松浦	24	59 神奈川県	相模湾西部	0
長崎県	下対馬	81	60 新潟県	新潟南西部	0
熊本県	熊本有明	35	61 静岡県	伊豆東	0
熊本県	天草北	299	62 静岡県	駿河湾	0
宮崎県	延岡・門川	145	63 滋賀県	琵琶湖	0
宮崎県	南郷・串間	50	64 兵庫県	神戸	0
鹿児島県		12	65 和歌山県	雑賀崎	0
沖縄県	北部名護	54	66 佐賀県	有明海	0
判例					
			該当圏域なし		

2-3. プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域の放置艇対策案

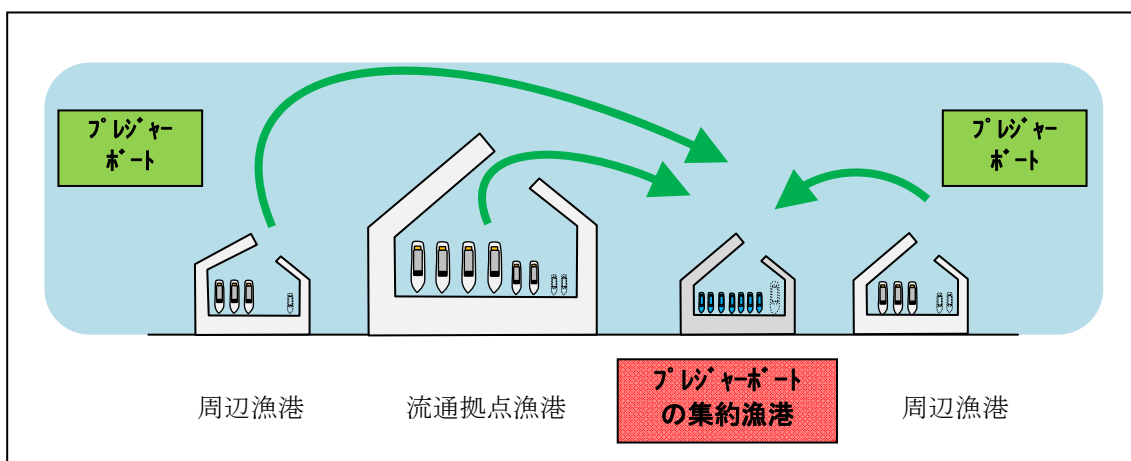
水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、①保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策、②関係者間の連携推進、③効果的な放置艇対策事例の周知に取り組み、今後10年間で放置艇を解消することを目標としている。

そのため、本調査においては「2-2」により把握された、放置艇総数が上位の圏域について、放置艇対策を行うことが有効と考えられることから、水産庁において推進されている「漁港の集約」及び「漁港の有効活用」を基本的な考え方とし、圏域を対象とした場合の放置艇の収容計画案として次を検討する。

2-3-1. 周辺漁港のプレジャーボート集約収容

受入回答が得られた漁港をプレジャーボートの集約拠点とすることを想定し、周辺漁港と
の位置関係（市町村域、半島や海岸線、離島など）から集約する漁港案とした。

なお、受入回答の得られた離島の漁港については、島内あるいは単一漁港での収容を考えるものとする。



2-3-2. 単一漁港における漁船とプレジャーボートの分離収容

単一漁港で多数の放置艇がある漁港、圏域内の他漁港と遠隔している漁港、離島に位置する漁港などについては、それぞれの漁港において漁船とプレジャーボートの分離収容を考えるものとする。

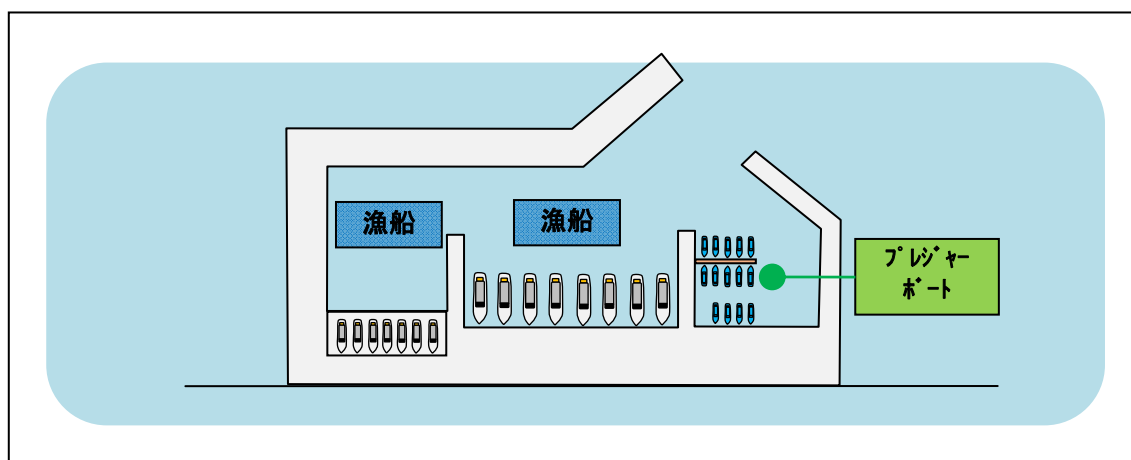
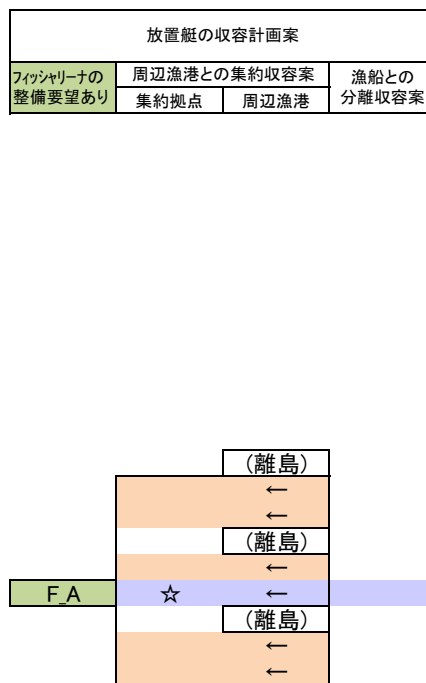


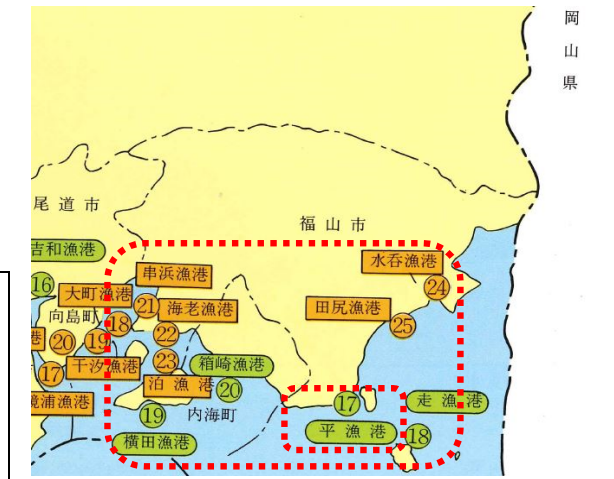
表2-3に プレジャーボートの受入回答（漁協）が得られた漁港がある圏域の放置艇対策案を示す。

表2-3. プレジャーボートの受入回答(漁協)が得られた漁港がある圏域の放置艇対策案

都道府県	圏域	漁港番号	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28登録漁船計(隻)	H30放置艇計(沈没船除く)陸上・水面(隻)	H30許可艇計陸上・水面(隻)	放置艇の収容計画案		
									フィッシャリーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	漁船との分離収容案
広島県	豊竹東・尾三・福山	3710105	吉名漁港(竹原漁港)		竹原市	29	115	-			
広島県		3710110	長浜漁港(竹原漁港)			3	-	-			
広島県		3710120	大芝北漁港		東広島市	3	66	-			
広島県		3710130	大芝南漁港		東広島市	0	12	-			
広島県		3710140	能地漁港		三原市	30	103	151			
広島県		3710150	須波漁港		三原市	0	42	0			
広島県		3710160	西浦漁港		尾道市	1	13	-			
広島県		3710170	鏡浦漁港		尾道市	1	13	-			
広島県		3710180	大町漁港		尾道市	17	10	-			
広島県		3710190	干汐漁港		尾道市	32	51	-			
広島県		3710200	立花漁港		尾道市	9	109	-			
広島県		3710210	串浜漁港		尾道市	4	8	-			
広島県		3710220	海老漁港		尾道市	15	47	2			
広島県		3710230	泊漁港		尾道市	4	7	-			
広島県		3710240	水呑漁港(福山漁港)		福山市	26	-	-			
広島県		3710250	田尻漁港(福山漁港)		福山市	36	85	-			
広島県		3720140	沖浦漁港		広島県(大崎上島)	35	30	41			
広島県		3720160	吉和漁港		広島県(尾道市)	129	95	-			
広島県		3720170	平漁港		広島県(福山市)	95	39	-			
広島県		3720180	走漁港		広島県(福山市・走島)	372	94	-			
広島県		3720190	横田漁港		広島県(福山市)	40	130	148			
広島県		3720200	箱崎漁港		広島県(福山市)	184	29	59			
							1,098				

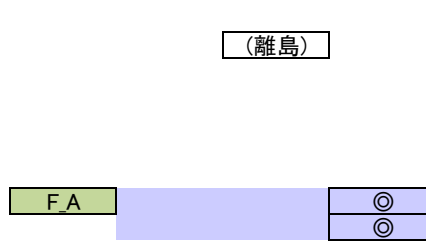


プレジャーボート受入れ回答が得られた漁港
 放置艇の集約収容のための周辺漁港: ←
 ☆: 放置艇の集約収容の拠点漁港案
 ★: 圏域内の流通拠点漁港
 FA: フィッシャリーナの整備要望がある漁港



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「平漁港」で集約
 集約による放置艇数は、378隻

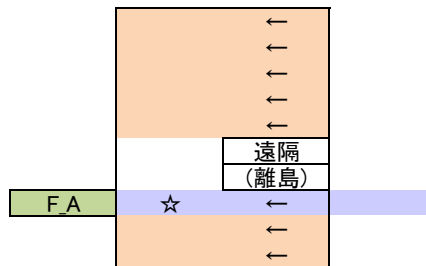
広島県	呉	3710050	大屋漁港		呉市	18	6	0			
広島県		3710060	情島漁港		呉市	4	5	0			
広島県		3710070	田原漁港		呉市	50	37	0			
広島県		3710080	長谷漁港		呉市	17	5	0			
広島県		3710090	大地蔵漁港		呉市	46	34	0			
広島県		3710100	原漁港		呉市	2	2	0			
広島県		3720100	音戸漁港		呉市	65	65	-			
広島県		3720110	倉橋漁港		広島県(呉市)	292	259	-			
広島県		3720120	安浦漁港		広島県(呉市)	72	297	-			
広島県		3720150	豊島漁港		広島県(呉市)	207	95	-			
							805				



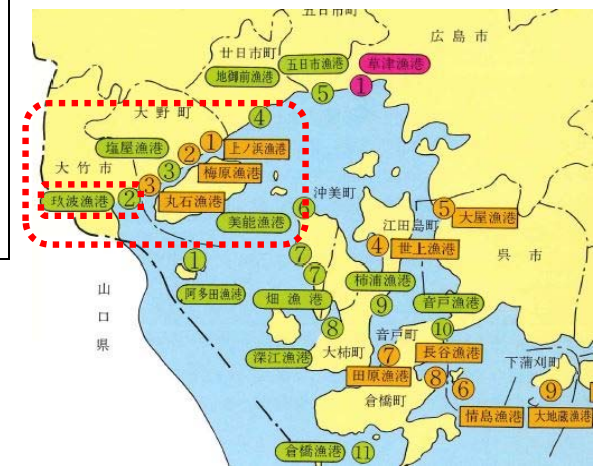
単一漁港で多数の放置艇が認められるため分離収容
 単一漁港で多数の放置艇が認められるため分離収容



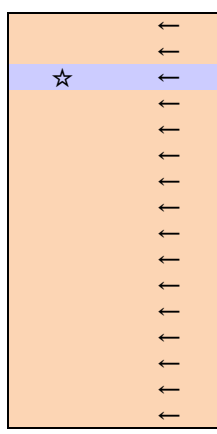
広島県	広島・大竹・廿日市・江田島	3730010	草津漁港	★	広島県(広島市)	79	11	-			
広島県		3710010	上ノ浜漁港		廿日市市	112	129	7			
広島県		3710020	梅原漁港		廿日市市	31	59	-			
広島県		3710030	丸石漁港		廿日市市	26	42	-			
広島県		3710035	五日市漁港		広島市	14	0	237			
広島県		3710040	世上漁港		江田島市	76	32	-			
広島県		3720010	阿多田漁港		大竹市	99	-	-			
広島県		3720020	玖波漁港		大竹市	65	97	-			
広島県		3720030	塩屋漁港		広島県(廿日市市)	95	159	2			
広島県		3720040	地御前漁港		広島県(廿日市市)	77	6	134			
広島県		3720060	美能漁港		江田島市	66	8	-			
広島県		3720070	畑漁港		江田島市	82	50	-			
広島県		3720080	深江漁港		江田島市	116	101	-			
広島県		3720090	柿浦漁港		江田島市	108	73	-			
							767				



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「玖波漁港」で集約
 流通拠点漁港からの受入を含む
 集約による放置艇数は、503隻



香川県	4010010	相生漁港	東かがわ市	32	7	-
香川県	4010020	馬宿漁港	東かがわ市	24	4	-
香川県	4010030	小磯漁港	東かがわ市	52	34	-
香川県	4010040	馬篠漁港	東かがわ市	36	23	-
香川県	4020010	引田漁港	東かがわ市	163	18	-
香川県	4010050	脇元漁港	さぬき市	68	31	-
香川県	4010060	吉見漁港	さぬき市	15	14	-
香川県	4010070	江泊漁港	さぬき市	23	70	-
香川県	4010080	小田漁港	さぬき市	14	10	-
香川県	4010090	小田浦漁港	さぬき市	62	26	-
香川県	4010100	苫張漁港	さぬき市	33	2	-
香川県	4010110	長浜漁港	さぬき市	20	8	-
香川県	4010120	新開漁港	さぬき市	21	4	-
香川県	4010130	白方漁港	さぬき市	59	13	-
香川県	4010140	室沖漁港	さぬき市	15	3	-
香川県	4010150	泊漁港	さぬき市	65	1	-
					268	



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「小磯漁港」で集約

集約による放置艇数は、268隻



山口県	3820080	牛島漁港	光市	36	-	-
山口県	3820070	光漁港	光市	46	103	-
山口県	3820060	尾津漁港	田布施町	49	0	22
山口県	3820050	佐賀漁港	平生町	59	106	0
山口県	3820040	上関漁港	上関町	150	0	-
山口県	3820035	柳井漁港	柳井市	90	0	31
山口県	3820020	白木漁港	周防大島町	159	4	46
山口県	3820010	油田漁港	周防大島町	149	6	17
山口県	3810210	祝島漁港	上関町	49	-	-
山口県	3810200	八島漁港	上関町	3	-	-
山口県	3810190	室津漁港	上関町	53	5	0
山口県	3810180	平郡漁港	柳井市	72	0	14
山口県	3810170	阿月漁港	柳井市	50	0	9
山口県	3810160	伊保庄漁港	柳井市	72	0	0
山口県	3810140	鳴門漁港	柳井市	104	0	0
山口県	3810130	神代漁港	柳井市	28	0	0
山口県	3810120	由宇漁港	岩国市	60	-	-
山口県	3810110	端島漁港	岩国市	9	-	-
山口県	3810100	黒島漁港	岩国市	14	-	-
山口県	3810090	通津漁港	岩国市	26	-	-
山口県	3810085	出井漁港	周防大島町	16	0	0
山口県	3810080	志佐漁港	周防大島町	19	0	7
山口県	3810070	三浦漁港	周防大島町	49	0	1
山口県	3810060	前島漁港	周防大島町	3	0	0
山口県	3810050	椋野漁港	周防大島町	41	0	25
山口県	3810040	浮島漁港	周防大島町	132	10	2
山口県	3810035	安下庄漁港	周防大島町	61	0	37
山口県	3810030	日良居漁港	周防大島町	30	0	15
山口県	3810020	森野漁港	周防大島町	104	8	25
山口県	3810010	和田漁港	周防大島町	72	8	14
					250	

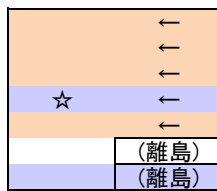


(離島) 離島の単独漁港のため、集約不適

(離島) 離島の単独漁港のため、集約不適

兵庫県	3210080	岩見漁港	たつの市	35	0 (34)	9
兵庫県	3210090	坂越漁港	赤穂市	30	0 (8)	14
兵庫県	3210100	福浦漁港	赤穂市		0 (23)	-
兵庫県	3220025	妻鹿漁港	兵庫県(姫路市)	54	2 (53)	138
兵庫県	3220030	室津漁港	兵庫県(たつの市)	189	0 (56)	-
兵庫県	3220040	家島漁港	兵庫県(姫路市)	212	0 (37)	-
兵庫県	3220050	坊勢漁港	姫路市	885	0 (23)	-
					236	

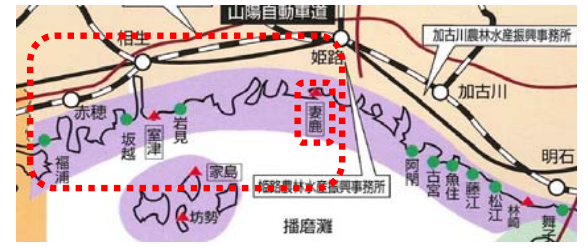
※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を流通拠点漁港でもある「妻鹿漁港」で集約

集約による放置艇数は、176隻

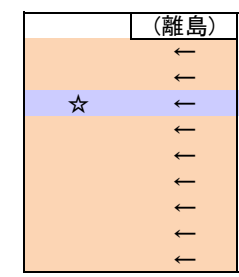
(離島) 離島の単独漁港のため、集約不適



愛媛県	4120020	大島(大島)漁港	
愛媛県	4120030	河原津漁港	
愛媛県	4110010	二名漁港	
愛媛県	4110015	川之江漁港	
愛媛県	4110020	豊岡漁港	
愛媛県	4110030	長津漁港	
愛媛県	4110040	蕪崎漁港	
愛媛県	4110050	天満漁港	
愛媛県	4110060	沢津漁港	
愛媛県	4110070	垣生漁港	

燧灘東
(ヒウチナダ)

新居浜市	69	0	0
西条市	95	-	-
四国中央市	0	22	-
四国中央市	1	-	-
四国中央市	10	2	-
四国中央市	22	10	-
四国中央市	16	10	-
四国中央市	14	15	-
新居浜市	52	87	0
新居浜市	89	88	0
		234	



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「川之江漁港」で集約
集約による放置艇数は、234隻

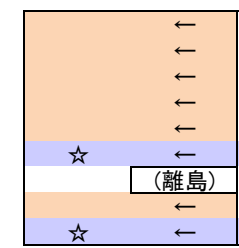


No.	第四種漁港	17	石	35	生	予三島市	
1	佐田	18	平	36	坂	井	
2	本	19	九	37	来	島	
No.	第三種漁港	20	漁	38	小	島	
3	八	21	嘉	39	馬	島	
4	中	22	喜	40	波	方	
5	深	23	陸	41	龜	岡	
No.	第二種漁港	24	柏	42	田	の	尻
6	大	25	西	43	藤	塚	
7	河	26	瀬	44	高	井	神
8	大	27	船	45	江	ノ	島
9	小	28	名	46	上	弓	剛
10	宮	29	川	47	浜	都	
11	上	30	豊	48	島		
12	豊	31	長	49	佐	島	
13	豊	32	長	50	北	浦	(白方)
14	豊	33	天	51	岩	城	
15	三	34	沢	52	友	浦	
16	羽			53			

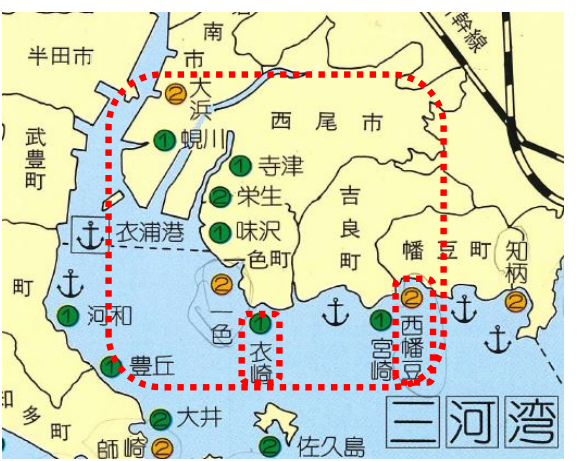
愛知県	2720080	大浜漁港	
愛知県	2710100	寺津漁港	
愛知県	2720070	栄生漁港	
愛知県	2710095	味沢漁港	
愛知県	2720060	一色漁港	★
愛知県	2710090	衣崎漁港	
愛知県	2720050	佐久島漁港	
愛知県	2710080	宮崎漁港	
愛知県	2720040	西幡豆漁港	

西三河

愛知県(碧南市)	157	48	0
西尾市	66	0	58
西尾市	67	-	-
西尾市	40	-	-
愛知県(西尾市)	267	94	24
西尾市	134	-	-
西尾市	94	0	0
西尾市	59	-	-
愛知県(西尾市)	47	59	0
		201	



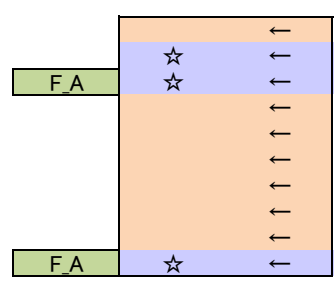
圏域内の隣接する市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「衣崎漁港」あるいは「西幡豆漁港」で集約
集約による放置艇数は、201隻



神奈川県	2110077	初声漁港	
神奈川県	2120020	長井漁港	★
神奈川県	2120030	佐島漁港	
神奈川県	2110050	秋谷漁港	
神奈川県	2110060	久留和漁港	
神奈川県	2110080	真名瀬漁港	
神奈川県	2110090	小坪漁港	
神奈川県	2110100	腰越漁港	
神奈川県	2110110	片瀬漁港	
神奈川県	2130010	三崎漁港	★

相模湾
東部
三浦

三浦市	99	-	-
横須賀市	292	16	50
横須賀市	225	35	350
横須賀市	25	6	86
横須賀市	42	-	-
葉山町	45	0	0
逗子市	61	0	187
鎌倉市	67	-	-
藤沢市	58	-	-
神奈川県(三浦市)	434	143	693
		200	

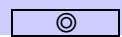


圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「長井漁港」「佐島漁港」あるいは「三崎漁港」で集約
集約による放置艇数は、200隻

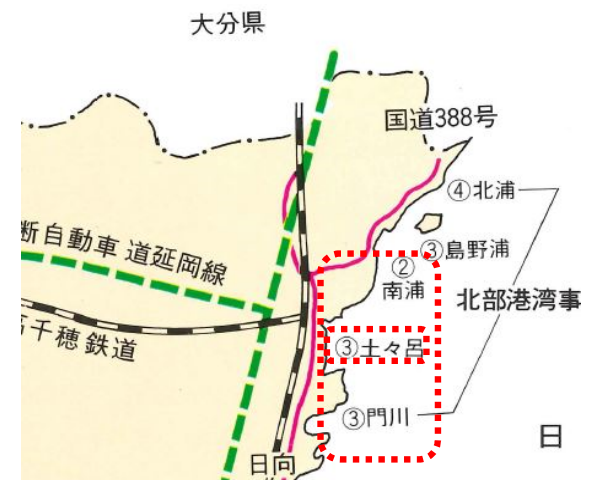


宮崎県	延岡	4830030	門川漁港	
宮崎県	・	4830020	土々呂漁港	
宮崎県	門川	4820050	南浦漁港	

宮崎県(門川町)	173	7	121
宮崎県(延岡市)	142	136	-
宮崎県(延岡市)	77	2	136
		145	



圏域内の「門川漁港」「南浦漁港」では、それぞれ100隻以上の許可艇受入をしていることから、「土々呂漁港」で漁船との分離収容
 収容による放置艇数は、136隻



大阪府		3110003	堺(出島)漁港	
大阪府		3110005	石津漁港	
大阪府		3110010	高石市漁港	
大阪府		3120030	岸和田漁港	
大阪府		3120040	佐野漁港	
大阪府		3110020	田尻漁港	
大阪府	大阪府	3110030	岡田漁港	
大阪府		3110035	樽井漁港	
大阪府		3110040	西島取漁港	
大阪府		3110050	下荘漁港	
大阪府		3110060	淡輪漁港	
大阪府		3110070	深日漁港	
大阪府		3110080	小島漁港	

大阪府(堺市)	75	4	74
大阪府(堺市)	38	0	109
大阪府(高石市)	55	0	0
大阪府(岸和田市)	136	0	0
大阪府(泉佐野市)	156	0	85
大阪府(田尻町)	36	0	87
大阪府(泉南市)	118	0	48
泉南市	28	0	40
大阪府(阪南市)	44	55	31
大阪府(阪南市)	73	50	18
大阪府(岬町)	72	0	19
大阪府(岬町)	61	0	13
大阪府(岬町)	28	0	42
			109

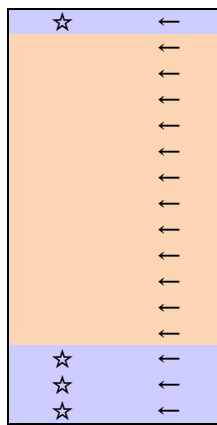


圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線(関西空港以南)に位置する漁港を「岡田漁港」「樽井漁港」あるいは「淡輪漁港」「深日漁港」で集約
 集約による放置艇数は、105隻



長崎県		4518480	加津佐漁港	
長崎県		4518330	湯江漁港	
長崎県		4518340	大三東漁港	
長崎県		4518350	松尾漁港	
長崎県		4518360	三会漁港	
長崎県		4518370	猛島漁港	
長崎県		4518380	枯木漁港	
長崎県		4518390	深江漁港	
長崎県	島原	4518400	布津漁港	
長崎県		4518410	貝崎漁港	
長崎県		4518420	蒲河漁港	
長崎県		4518425	有家漁港	
長崎県		4518430	龍石漁港	
長崎県		4518450	南有馬漁港	
長崎県		4518460	早崎漁港	
長崎県		4518470	久木山漁港	

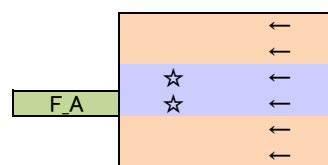
長崎県(南島原市)	107	0	16
島原市	87	0	22
島原市	51	0	8
島原市	4	0	4
島原市	39	0	0
島原市	49	0	0
島原市	23	0	0
南島原市	62	12	25
南島原市	81	10	10
南島原市	80	6	0
南島原市	6	8	0
南島原市	25	46	1
南島原市	0	0	0
南島原市	83	14	27
南島原市	24	6	7
南島原市	27	2	15
			104



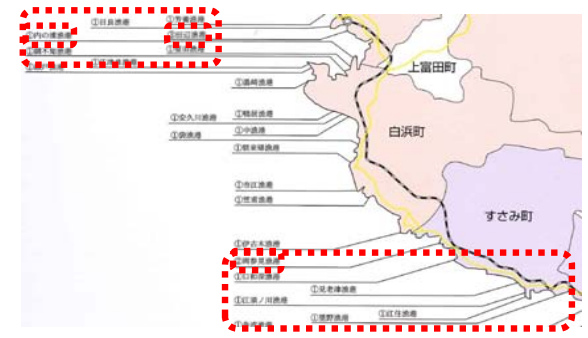
圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「加津佐漁港」「南有馬漁港」「早崎漁港」あるいは「久木山漁港」で集約
 集約による放置艇数は、104隻



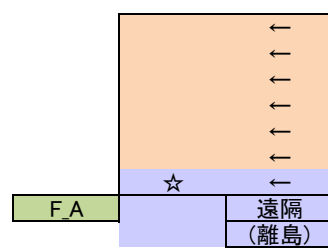
和歌山県	3310390	芳養漁港		田辺市	37	2	12
和歌山県	3310400	目良漁港		田辺市	31	5	2
和歌山県	3330020	田辺漁港	★	和歌山県(田辺市)	133	0	177
和歌山県	3310405	内の浦漁港		田辺市	27	22	105
和歌山県	3310420	堅田漁港		白浜町	40	3	0
和歌山県	3310430	綱不知漁港		白浜町	49	16	90
和歌山県	3310440	江津良漁港		白浜町	5	-	-
和歌山県	3310450	瀬戸漁港		白浜町	32	-	-
和歌山県	3310460	湯崎漁港		白浜町	23	-	-
和歌山県	3310470	鴨居漁港		白浜町	7	-	-
和歌山県	3310480	安久川漁港		白浜町	5	-	-
和歌山県	3310490	中漁港		白浜町	8	-	-
和歌山県	3310500	袋漁港		白浜町	7	-	-
和歌山県	3310510	朝来帰漁港		白浜町	37	0	2
和歌山県	3310520	市江漁港		白浜町	39	-	-
和歌山県	3310530	笠浦漁港		白浜町	6	-	-
和歌山県	3310540	伊古木漁港		白浜町	10	-	-
和歌山県	3320050	周参見漁港		すさみ町	63	23	0
和歌山県	3310550	口和深漁港		すさみ町	5	-	-
和歌山県	3310560	見老津漁港		すさみ町	30	12	0
和歌山県	3310570	江須ノ川漁港		すさみ町	7	6	0
和歌山県	3310580	江住漁港		すさみ町	6	4	0
和歌山県	3310590	里野漁港		すさみ町	6	2	0
							95



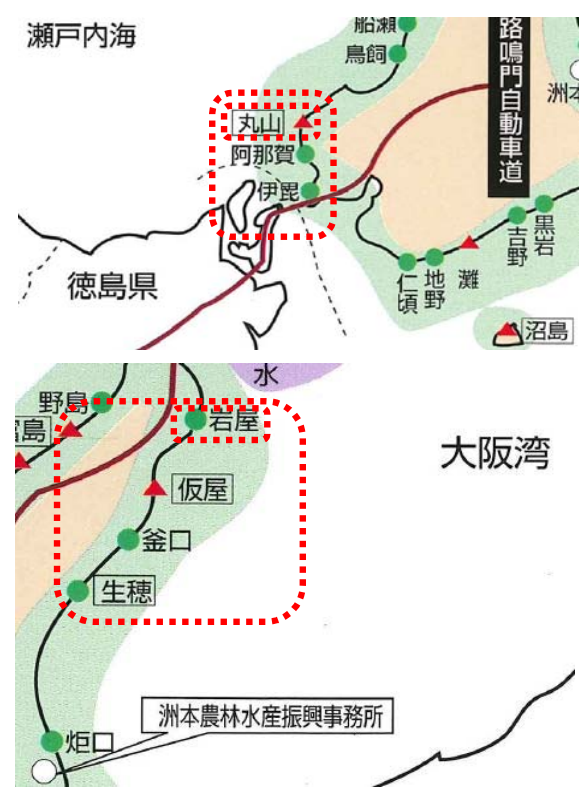
圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線に位置する漁港を流通拠点漁港でもある「田辺漁港」と「内の浦漁港」で集約
集約による放置艇数は、48隻



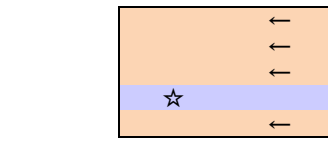
兵庫県	3210330	阿那賀漁港		南あわじ市	42	0 (22)	-
兵庫県	3210340	伊毘漁港		南あわじ市	35	0 (3)	-
兵庫県	3210350	仁頃漁港		南あわじ市	46	-	-
兵庫県	3210360	地野漁港		南あわじ市	5	-	-
兵庫県	3210410	吉野漁港		南あわじ市	1	-	-
兵庫県	3210420	黒岩漁港		南あわじ市	0	-	-
兵庫県	3220130	丸山漁港		兵庫県(南あわじ市)	104	0 (34)	-
兵庫県	3220135	灘漁港		南あわじ市	27	0 (12)	-
兵庫県	3220140	沼島漁港		兵庫県(南あわじ市)	138	0 (17)	-
※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数							88



圏域内の市域で連続する海岸線(鳴門海峡の南、離島を除く)に位置する漁港を「丸山漁港」で集約
集約による放置艇数は、59隻
「灘漁港」は鳴門海峡により隔たった立地により、漁船との分離収容(12隻)

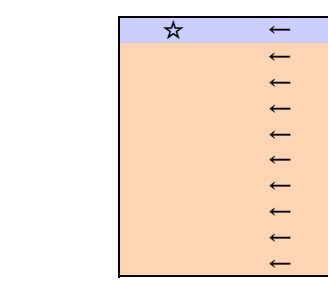


兵庫県	3210220	炬口漁港		洲本市	40	1 (11)	88
兵庫県	3210230	生穂漁港		兵庫県(淡路市)	19	-	-
兵庫県	3210240	釜口漁港		淡路市	15	-	-
兵庫県	3210250	岩屋漁港		淡路市	14	0 (17)	-
兵庫県	3220090	仮屋漁港		兵庫県(淡路市)	175	0 (54)	-
※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数							83



圏域内の市域で連続する海岸線に位置する漁港を「岩屋漁港」で集約
集約による放置艇数は、83隻

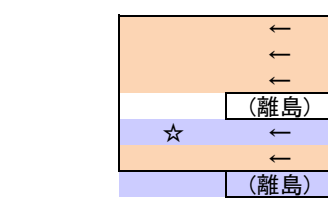
長崎県	4510350	阿須湾漁港		長崎県(対馬市)	42	24	16
長崎県	4540040	豆酸漁港		長崎県(対馬市)	131	8	3
長崎県	4510410	久根浜漁港		長崎県(対馬市)	34	8	0
長崎県	4510360	尾浦漁港		対馬市	23	20	0
長崎県	4510370	安神漁港		対馬市	15	4	0
長崎県	4510380	久和漁港		対馬市	25	4	0
長崎県	4510390	内院漁港		対馬市	45	1	1
長崎県	4510400	瀬漁港		対馬市	34	4	0
長崎県	4510420	上槻漁港		対馬市	23	4	0
長崎県	4510430	阿連漁港		対馬市	56	4	0
							81



圏域内の市域で連続する海岸線に位置する漁港を「阿須湾漁港」で集約
集約による放置艇数は、81隻



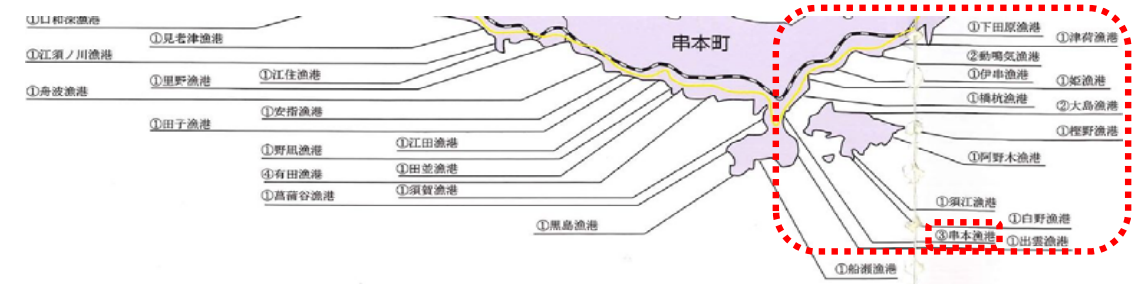
愛知県	2710120	河和漁港		美浜町	54	39	35
愛知県	2730030	豊浜漁港	★	愛知県(知多町)	214	28	36
愛知県	2720120	師崎漁港	★	愛知県(知多町)	258	0	0
愛知県	2720110	篠島漁港	★	愛知県(知多町)	440	0	0
愛知県	2720090	大井漁港		南知多町	138	6	21
愛知県	2710140	豊丘漁港		南知多町	11	4	-
愛知県	2720100	日間賀漁港		南知多町	452	-	-
							77



圏域内の町域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「大井漁港」で集約
集約による放置艇数は、77隻



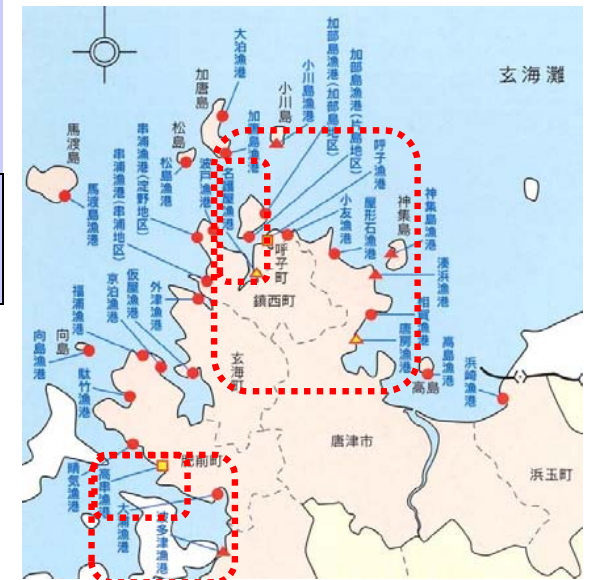
和歌山県	3310600	舟波漁港	串本町	21	6	0
和歌山県	3310610	安指漁港	串本町	38	-	-
和歌山県	3310620	田子漁港	串本町	20	-	-
和歌山県	3310630	江田漁港	串本町	19	-	-
和歌山県	3310640	野尻漁港	串本町	46	-	-
和歌山県	3310650	田並漁港	串本町	16	-	-
和歌山県	3340020	有田漁港	和歌山県(串本町)	52	16	10
和歌山県	3310665	須賀漁港	串本町	70	3	0
和歌山県	3310670	葛蒲谷漁港	串本町	4	-	-
和歌山県	3310680	黒島漁港	串本町	14	1	0
和歌山県	3310690	船瀬漁港	串本町	56	-	-
和歌山県	3310700	出雲漁港	串本町	61	-	-
和歌山県	3330030	串本漁港	和歌山県(串本町)	163	29	58
和歌山県	3310710	橋杭漁港	串本町	46	1	0
和歌山県	3310730	樫野漁港	串本町	36	-	-
和歌山県	3310740	阿野木漁港	串本町	9	-	-
和歌山県	3310750	須江漁港	串本町	54	-	-
和歌山県	3310760	白野漁港	串本町	24	-	-
和歌山県	3310770	姫漁港	串本町	3	-	-
和歌山県	3310780	伊串漁港	串本町	50	1	0
和歌山県	3310810	津荷漁港	串本町	28	1	0
和歌山県	3320070	大島漁港	串本町	146	5	0
和歌山県	3320075	動鳴気漁港	串本町	69	-	-
和歌山県	3310820	下田原漁港	和歌山県(串本町)	72	8	1
					71	



☆	←	圏域内の町域で連続する海岸線(潮岬以東)に位置する漁港を流通拠点漁港でもある「串本漁港」で集約 集約による放置艇数は、45隻
	←	
	←	
	←	
	←	
	←	
	←	
	←	
	←	
	←	

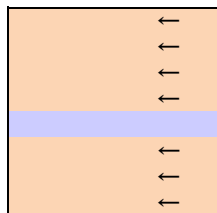
佐賀県	4410305	福所江漁港	佐賀県(佐賀市)	132	-	-
佐賀県	4410310	住ノ江漁港	白石町	120	-	-
佐賀県	4410370	多良漁港	太良町	106	0	0
佐賀県	4410380	糸岐漁港	太良町	72	0	0
佐賀県	4410390	破瀬ノ浦漁港	太良町	1	0	0
佐賀県	4410400	野崎漁港	太良町	21	0	0
佐賀県	4420110	道越漁港	太良町	183	0	0
佐賀県	4420010	唐房漁港	佐賀県(唐津市)	68	6	38
佐賀県	4420060	名護屋漁港	佐賀県(唐津市)	51	40	40
佐賀県	4430010	呼子漁港	佐賀県(唐津市)	86	0	0
佐賀県	4420070	波多津漁港	伊万里市	54	6	87
佐賀県	4430020	高串漁港	佐賀県(唐津市)	60	19	61
					71	

☆	←	圏域内の市域で連続する海岸線(半島を隔てる)に位置する漁港を「名護屋漁港」と「高串漁港」で集約 集約による放置艇数は、46隻、25隻
☆	←	

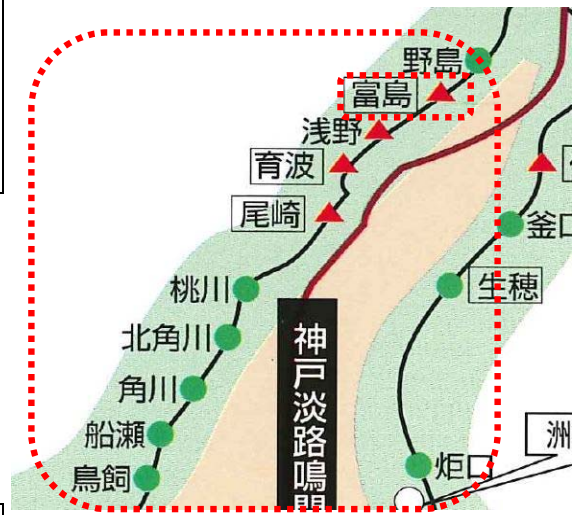


兵庫県		3210260	野島漁港	淡路市	1	0 (2)	-
兵庫県		3210280	桃川漁港	淡路市	4	-	-
兵庫県		3210310	船瀬漁港	洲本市	18	0 (1)	-
兵庫県		3210320	鳥飼漁港	洲本市	64	0 (17)	-
兵庫県	淡路	3220100	富島漁港	兵庫県(淡路市)	72	0 (24)	-
兵庫県	西浦	3220105	浅野漁港	淡路市	66	0	23
兵庫県		3220110	育波漁港	兵庫県(淡路市)	170	-	-
兵庫県		3220120	尾崎漁港	兵庫県(淡路市)	40	0 (22)	-
						66	

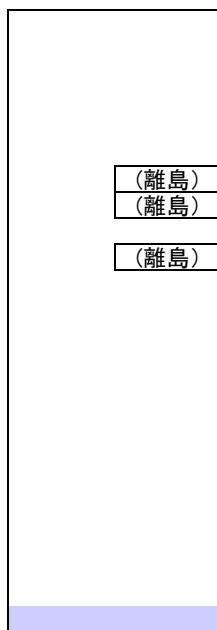
※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数



圏域内の市域で連続する海岸線に位置する漁港を「富島漁港」で集約
集約による放置艇数は、66隻



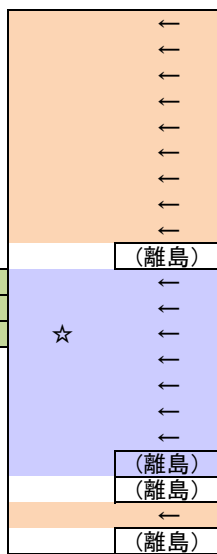
長崎県		4526020	生月漁港	長崎県(平戸市)	97	8	16
長崎県		4536010	館浦漁港	長崎県(平戸市)	95	10	8
長崎県		4526040	田助漁港	長崎県(平戸市)	131	0	1
長崎県		4526060	薄香湾漁港	長崎県(平戸市)	104	16	36
長崎県		4526050	前津吉漁港	長崎県(平戸市)	60	5	0
長崎県		4526055	宮ノ浦漁港	長崎県(平戸市)	116	2	0
長崎県		4526030	度島漁港	長崎県(平戸市)	61	1	0
長崎県		4516010	大根坂漁港	長崎県(平戸市)	70	2	-
長崎県		4516060	御崎漁港	平戸市	29	16	11
長崎県		4516070	飯盛漁港	平戸市	33	0	0
長崎県		4516080	新大久保漁港	平戸市	12	0	4
長崎県		4516090	宝亀漁港	平戸市	63	4	2
長崎県		4516100	木ヶ津漁港	平戸市	35	0	4
長崎県		4516120	福良漁港	平戸市	53	0	0
長崎県		4516130	船越漁港	平戸市	76	0	0
長崎県	平戸	4516140	志々伎浦漁港	平戸市	76	0	2
長崎県		4516150	早福漁港	平戸市	48	0	0
長崎県		4516160	古田漁港	平戸市	78	0	0
長崎県		4516170	猪渡谷漁港	平戸市	25	0	0
長崎県		4516180	西浜漁港	平戸市	9	0	0
長崎県		4516190	堤漁港	平戸市	47	0	0
長崎県		4516200	飯良漁港	平戸市	10	0	1
長崎県		4516210	根獅子漁港	平戸市	31	0	4
長崎県		4516220	獅子漁港	平戸市	38	0	2
長崎県		4516230	高越漁港	平戸市	10	0	1
長崎県		4516240	春日漁港	平戸市	13	0	0
長崎県		4516250	白石漁港				
長崎県		4516253	主師漁港				
長崎県		4516255	中野漁港	平戸市	29	0	0
長崎県		4517070	一六漁港	平戸市	5	0	6
長崎県		4517080	釜田漁港	平戸市	42	0	8
長崎県		4517090	生向漁港	平戸市	11	0	10
						64	



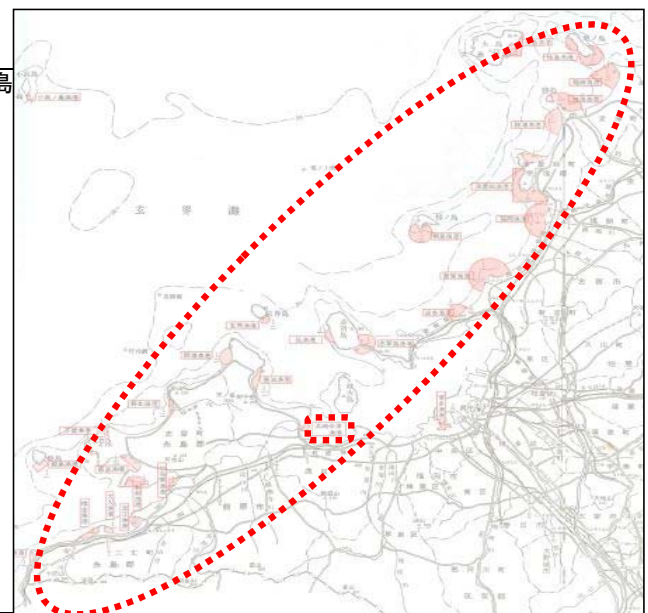
放置艇がある漁港は、遠隔し分散しているため、集約に不適



福岡県		4310310	鹿家漁港	糸島市	1	0	15
福岡県		4310305	福吉漁港	糸島市	107	0	4
福岡県		4310300	大入漁港	糸島市	0	0	49
福岡県		4310290	深江漁港	糸島市	19	0	16
福岡県		4320170	加布里漁港	糸島市	34	3	18
福岡県		4320160	船越漁港	糸島市	111	0	51
福岡県		4320155	岐志漁港	糸島市	39	1	116
福岡県		4310260	芥屋漁港	糸島市	64	9	0
福岡県		4320150	野北漁港	糸島市	57	0	0
福岡県		4310280	姫島漁港	糸島市	57	0	0
福岡県	福岡	4320130	西浦漁港	福岡市	56	0	13
福岡県		4320120	唐泊漁港	福岡市	40	7	123
福岡県		4310255	浜崎今津漁港	福岡市	7	0	117
福岡県		4330010	博多漁港	福岡市	23	39	45
福岡県		4320100	志賀島漁港	福岡市	61	0	12
福岡県		4310250	弘漁港	福岡市	46	0	25
福岡県		4310240	奈多漁港	福岡市	31	0	19
福岡県		4320140	玄界漁港	福岡市	117	1	0
福岡県		4340020	小呂島漁港	福岡県(福岡市)	31	0	0
福岡県		4310230	新宮漁港	新宮町	5	-	-
福岡県		4320090	相島漁港	新宮町	76	0	0
						60	

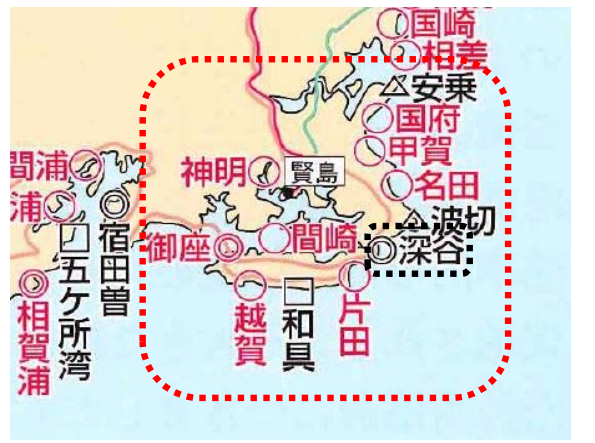


圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線(離島<)に位置する漁港を「浜崎今津漁港」で集約
流通拠点漁港からの受入を含む
集約による放置艇数は、59隻



三重県	2810205	国府漁港	志摩市	113	-	-
三重県	2810210	甲賀漁港	志摩市	87	-	-
三重県	2810215	神明漁港	志摩市	302	2	-
三重県	2810220	名田漁港	志摩市	7	-	-
三重県	2810230	片田漁港	志摩市	55	-	-
三重県	2810240	間崎漁港	志摩市	89	-	-
三重県	2810250	越賀漁港	志摩市	90	0	-
三重県	2820130	御座漁港	志摩市	116	0	-
三重県	2830005	安乗漁港	三重県(志摩市)	154	2	-
三重県	2830010	波切漁港	三重県(志摩市)	171	2	-
三重県	2820120	深谷漁港	三重県(志摩市)	491	50	-
三重県	2840010	和具漁港	三重県(志摩市)	307	1	-
						57

←	★	圏域内の市域で連続する海岸線に位置する漁港を「深谷漁港」で集約 流通拠点漁港からの受入を含む 集約による放置艇数は、57隻
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		



沖縄県	5010400	辺土名漁港	沖縄県(国頭村)	48	0	4
沖縄県	5020030	名護漁港	沖縄県(名護市)	91	1	3
沖縄県	5040010	宜名真漁港	沖縄県(国頭村)	9	0	0
沖縄県	5040020	安田漁港	沖縄県(国頭村)	43	1	0
沖縄県	5010030	東漁港	東村	28	1	10
沖縄県	5010035	慶佐次漁港	東村	19	1	11
沖縄県	5010038	汀間漁港	名護市	42	3	7
沖縄県	5010040	辺野古漁港	名護市	33	1	1
沖縄県	5010045	宜野座漁港	宜野座村	49	0	1
沖縄県	5010050	漢那漁港	宜野座村	42	1	0
沖縄県	5010300	許田漁港	名護市	21	3	23
沖縄県	5010320	浜崎漁港	沖縄県(本部町)	36	0	0
沖縄県	5010330	具志漁港	沖縄県(伊江村)	73	17	0
沖縄県	5010340	西崎漁港	沖縄県(伊江村)	13	1	0
沖縄県	5010345	新里漁港	沖縄県(本部町)	51	0	0
沖縄県	5010350	運天漁港	今帰仁村	51	2	0
沖縄県	5010360	古宇利漁港	今帰仁村	51	4	0
沖縄県	5010365	屋我地漁港	名護市	34	4	23
沖縄県	5010370	仲尾次漁港	名護市	40	0	2
沖縄県	5010380	塩屋漁港	大宜味村	24	0	30
沖縄県	5010390	国頭浜漁港	国頭村	19	0	8
沖縄県	5010425	伊平屋漁港	伊平屋村	38	6	40
沖縄県	5010427	田名漁港	伊平屋村	23	3	17
沖縄県	5010410	伊是名漁港(伊是名地区)	伊是名村	58	5	30
沖縄県	5010410	伊是名漁港(勢理客地区)				
						54

FA	★	←
		←
		遠隔
		遠隔
		遠隔
		遠隔
		遠隔
		遠隔
		←
		←
		(離島)
		(離島)
		←
		←
		←
		←
		←
		(離島)
		(離島)
		(離島)

圏域内の隣接する市町村域で連続する海岸線(沖縄本島北部西側)に位置する漁港を「名護漁港」で集約
集約による放置艇数は、14隻



三重県	2810060	河芸漁港	三重県(津市)	48	-	-
三重県	2810070	白塚漁港	津市	71	7	0
三重県	2810080	香良洲漁港	津市	63	0	0
三重県	2810090	松ヶ崎漁港	松阪市	25	0	0
三重県	2820040	獅師漁港	松阪市	216	0	0
三重県	2810095	下御糸漁港	明和町	78	-	-
三重県	2820050	大淀漁港	伊勢市・明和町	104	-	-
三重県	2810100	村松漁港	伊勢市	41	-	-
三重県	2820060	豊北漁港	伊勢市	105	27	0
三重県	2810110	江漁港	伊勢市	18	6	0
三重県	2810120	松下漁港	伊勢市	19	12	-
						52

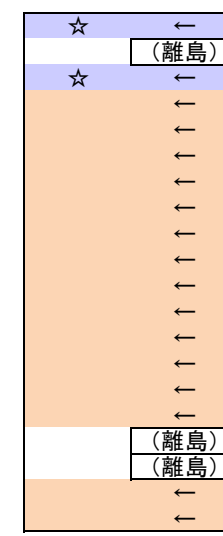
←	★	圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線に位置する漁港を「豊北漁港」で集約 流通拠点漁港からの受入を含む 集約による放置艇数は、52隻
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
←		

圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線に位置する漁港を「豊北漁港」で集約
流通拠点漁港からの受入を含む
集約による放置艇数は、52隻



宮城県		1420093	磯崎漁港		
宮城県		1420095	桂島漁港		
宮城県		1430020	塩釜漁港	★	
宮城県		1411120	浜市漁港		
宮城県		1411130	野蒜漁港		
宮城県		1411140	室浜漁港		
宮城県		1411150	大浜漁港		
宮城県		1411160	月浜漁港		
宮城県		1411170	里浜漁港		
宮城県	塩釜	1411180	東名漁港		
宮城県		1411190	古浦漁港		
宮城県		1411200	名籠漁港		
宮城県		1411210	銭神漁港		
宮城県		1411230	高城漁港		
宮城県		1411240	浜田漁港		
宮城県		1411250	須賀漁港		
宮城県		1411260	野野島漁港		
宮城県		1411270	寒風沢漁港		
宮城県		1411290	葛蒲田漁港		
宮城県		1411300	松ヶ浜漁港		

宮城県(塩竈市)	110	-	-
宮城県(塩竈市)	80	-	-
宮城県(塩竈市)	424	6	241
東松島市	44	-	-
東松島市	6	-	-
東松島市	134	-	-
東松島市	29	-	-
東松島市	58	-	-
東松島市	100	-	-
東松島市	104	-	-
松島市	18	-	-
松島市	17	-	-
松島市	16	-	-
松島市	8	-	-
利府町	21	44	37
利府町	38	0	0
塩竈市	28	-	-
塩竈市	67	-	-
七ヶ浜町	36	-	-
七ヶ浜町	31	-	-
50			



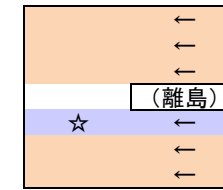
圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線に位置する漁港を「磯崎漁港」あるいは「塩釜漁港」で集約
流通拠点漁港からの受入を含む

集約による放置艇数は、50隻



宮城県		4830045	目井津漁港	★	
宮城県		4810110	本城漁港		
宮城県		4810080	夫婦浦漁港		
宮城県		4810090	市木漁港		
宮城県	南郷・串間	4840020	宮之浦漁港		
宮城県		4820060	都井漁港		
宮城県		4810120	福島高松漁港		

宮城県(日南市)	87	3	23
宮城県(串間市)	47	29	15
宮城県(日南市・串間市)	14	1	4
宮城県(串間市)	29	10	1
宮城県(串間市)	34	3	5
宮城県(串間市)	52	0	7
宮城県(串間市)	23	4	10
50			



圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港(離島を除く)を「宮之浦漁港」で集約
流通拠点漁港からの受入を含む

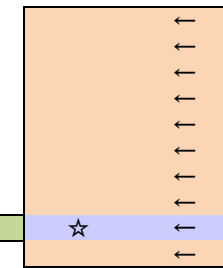
集約による放置艇数は、40隻



兵庫県		3210160	相谷漁港		
兵庫県			鑑漁港		
兵庫県		3210180	余部漁港		
兵庫県		3210190	御崎漁港		
兵庫県	但馬	3210200	三尾漁港		
兵庫県		3210210	釜屋漁港		
兵庫県		3210215	居組漁港		
兵庫県		3220070	諸寄漁港		
兵庫県		3230020	香住漁港		
兵庫県		3230030	浜坂漁港		

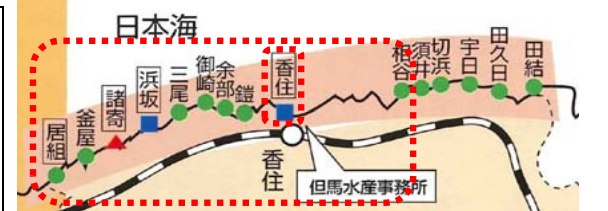
香美市	18	-	-
香美市	20	-	-
香美市	17	-	-
香美市	13	-	-
新温泉町	34	-	-
新温泉町	22	-	-
兵庫県(新温泉町)	40	-	-
兵庫県(新温泉町)	48	-	-
兵庫県(香住町)	232	0 (13)	-
兵庫県(新温泉町)	81	0 (29)	-
42			

F A



圏域内の隣接する市町域で連続する海岸線に位置する漁港を「香住漁港」で集約

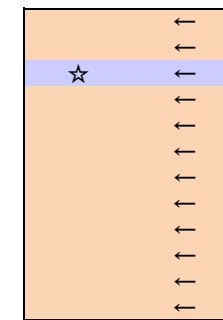
集約による放置艇数は、42隻



※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数

徳島県		3910010	碁の浦漁港		
徳島県		3910020	三津漁港		
徳島県		3910030	大浦漁港		
徳島県		3910040	櫛木漁港		
徳島県		3910050	日出漁港		
徳島県	鳴門	3910060	撫佐漁港		
徳島県		3910070	室漁港		
徳島県		3910080	亀浦漁港		
徳島県		3920010	粟田漁港		
徳島県		3920020	瀬戸漁港		
徳島県		3920025	土佐泊漁港		
徳島県		3920030	粟津漁港		

鳴門市	3	0	0
鳴門市	0	0	0
鳴門市	40	2	0
鳴門市	4	8	0
鳴門市	33	0	0
鳴門市	21	0	0
鳴門市	12	0	0
鳴門市	235	0	-
徳島県(鳴門市)	78	1	-
徳島県(鳴門市)	183	30	0
徳島県(鳴門市)	68	-	-
徳島県(鳴門市)	151	0	0
41			



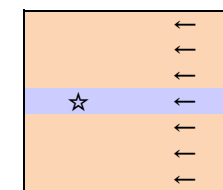
圏域内の市域で連続する海岸線に位置する漁港を「大浦漁港」で集約

集約による放置艇数は、41隻



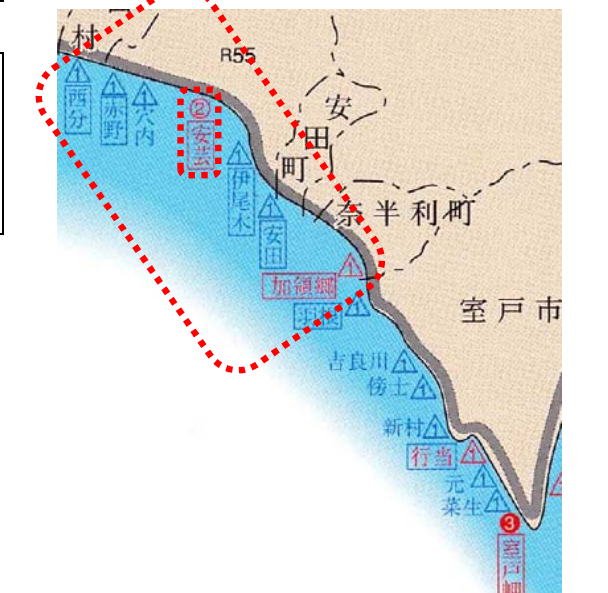
高知県		4210130	加領郷漁港		
高知県		4210140	安田漁港		
高知県		4210145	伊尾木漁港		
高知県	安芸・中芸	4220030	安芸漁港		
高知県		4210170	穴内漁港		
高知県		4210180	赤野漁港		
高知県		4210190	西分漁港		

高知県(奈半利町)	47	1	4
安田町	48	-	-
安芸市	33	18	-
高知県(安芸市)	165	19	12
安芸市	13	-	-
安芸市	7	-	-
芸西村	21	3	-
41			



圏域内の隣接する市町村域で連続する海岸線に位置する漁港を「安芸漁港」で集約

集約による放置艇数は、41隻

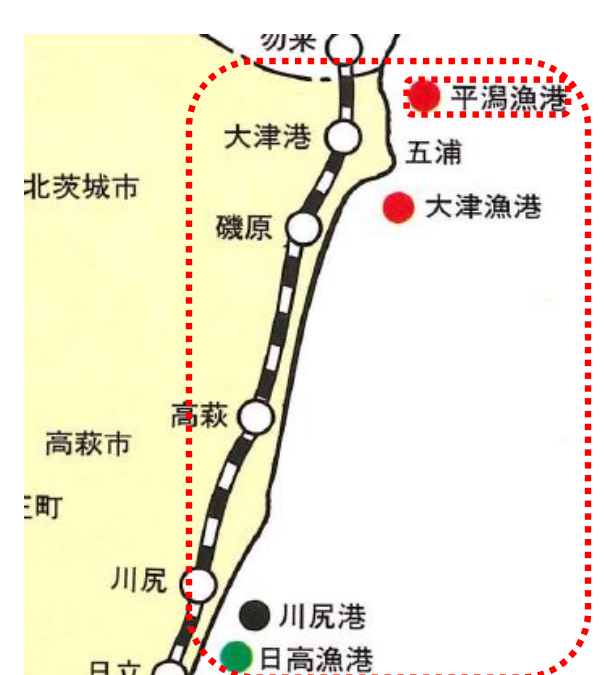


茨城県		1830005	平潟漁港	
茨城県	県北部	1830010	大津漁港	★
茨城県		1810010	日高漁港	

茨城県(北茨木市)	55	0	20
茨城県(北茨木市)	96	37	3
日立市	2	-	-
		37	

☆	←
←	
←	

圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「平潟漁港」で集約
集約による放置艇数は、37隻



熊本県		4610010	一部漁港	
熊本県		4610020	新川漁港	
熊本県		4620010	大正開漁港	
熊本県		4610030	玉名漁港	
熊本県		4610040	横島漁港	
熊本県		4620020	塩屋漁港	
熊本県		4610050	四番漁港	
熊本県		4610060	海路口漁港	
熊本県	熊本有明	4610065	天明漁港	
熊本県		4620040	住吉漁港	
熊本県		4620050	長浜漁港	
熊本県		4610068	網田漁港	
熊本県		4610070	赤瀬漁港	
熊本県		4610080	小田良漁港	
熊本県		4610090	大田尾漁港	

荒尾市	45	0	0
玉名市	87	-	-
玉名市	93	-	-
玉名市	320	-	-
玉名市	134	-	-
熊本県(熊本市)	109	8	0
熊本市	267	3	0
熊本市	111	1	0
熊本市	235	-	-
宇土市	225	0	0
宇土市	166	0	0
宇土市	36	0	0
熊本県(宇城市)	41	12	0
宇城市	8	6	0
宇城市	12	5	0
		35	

←	
←	
←	
←	
←	
←	
←	
☆	←
←	
←	
←	
←	
←	
←	
←	

圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「天明漁港」で集約
集約による放置艇数は、35隻



千葉県		1910260	伊戸漁港	
千葉県		1910270	川名漁港	
千葉県		1910280	洲崎漁港	
千葉県		1910290	栄の浦漁港	
千葉県		1910300	坂田漁港	
千葉県		1910310	波左間漁港	
千葉県		1910320	見物漁港	
千葉県		1910330	下原漁港	
千葉県		1910350	多田良漁港	
千葉県	内房	1910360	富浦漁港	
千葉県		1910370	南無谷漁港	
千葉県		1910380	小浦漁港	
千葉県		1910390	高崎漁港	
千葉県		1910400	岩井袋漁港	
千葉県		1910410	金谷漁港	
千葉県		1910420	萩生漁港	
千葉県		1910430	竹岡漁港	
千葉県		1920100	富崎漁港	
千葉県		1920110	勝山漁港	
千葉県		1920120	保田漁港	
千葉県		1930080	船形漁港	

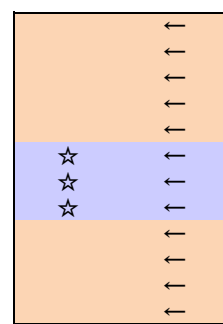
館山市	18	-	-
館山市	21	-	-
館山市	26	-	-
館山市	18	0	-
館山市	14	12	-
館山市	25	3	-
館山市	14	15	-
館山市	46	-	-
南房総市	22	-	-
南房総市	94	0	7
南房総市	32	-	-
南房総市	28	-	-
南房総市	46	-	-
鋸南町	11	-	-
富津市	49	-	-
富津市	32	-	-
富津市	68	4	-
千葉県(館山市)	46	-	-
千葉県(鋸南町)	126	-	-
鋸南町	85	0	0
千葉県(館山市)	78	0	23
		34	

←	
←	
←	
←	
←	
←	
←	
←	
☆	←
←	
←	
←	
←	
←	
←	
←	
☆	←
←	
←	
←	

圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「富浦漁港」「富浦漁港」で集約
集約による放置艇数は、34隻

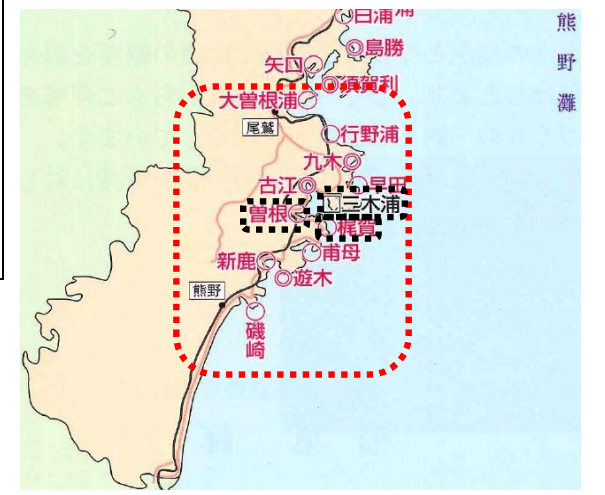


三重県		2810340	大曾根浦漁港		尾鷲市	29	1	-	
三重県		2810350	行野浦漁港		尾鷲市	20	-	-	
三重県		2820220	九木漁港		尾鷲市	66	1	-	
三重県		2810360	早田漁港		尾鷲市	58	1	-	
三重県		2820225	古江漁港		尾鷲市	21	-	-	
三重県	熊野灘 南部 漁業	2810380	曾根漁港		尾鷲市	39	3	-	
三重県		2810390	梶賀漁港		尾鷲市	36	-	-	
三重県		2840020	三木浦漁港		三重県(尾鷲市)	101	0	0	
三重県		2810400	雨母漁港		熊野市	31	2	0	
三重県		2810410	新鹿漁港		熊野市	15	11	0	
三重県		2810430	磯崎漁港		熊野市	12	6	0	
三重県		2820230	遊木漁港	★	熊野市	66	5	0	
							30		



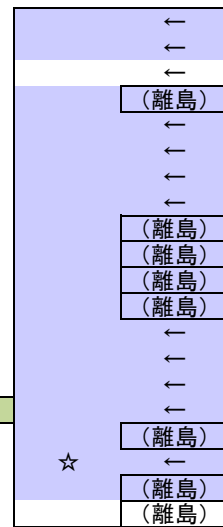
圏域内の隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「曾根漁港」「梶賀漁港」あるいは「三木浦漁港」で集約

集約による放置艇数は、30隻



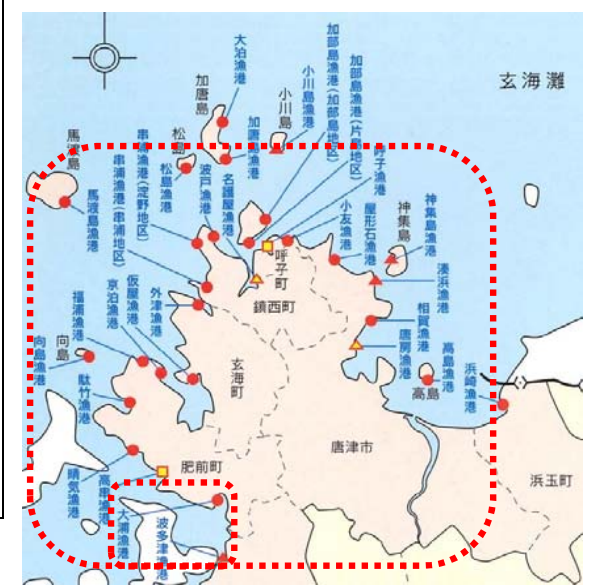
佐賀県		4410010	浜崎漁港		唐津市	24	0	23
佐賀県		4410020	相賀漁港		唐津市	27	1	3
佐賀県		4410030	屋形石漁港					
佐賀県		4410040	高島漁港		唐津市	36	-	-
佐賀県		4410045	小友漁港		唐津市	24	0	8
佐賀県		4410050	加部島漁港		唐津市	36	0	15
佐賀県		4410060	波戸漁港		唐津市	44	0	1
佐賀県		4410070	串浦漁港		唐津市	60	0	11
佐賀県		4410080	大泊漁港		唐津市	9	-	-
佐賀県	玄海	4410090	加唐島漁港		唐津市	18	-	-
佐賀県		4410100	松島漁港		唐津市	15	-	-
佐賀県		4410110	馬渡島漁港		唐津市	104	-	-
佐賀県		4410140	京泊漁港		唐津市	47	0	6
佐賀県		4410160	駄竹漁港		唐津市	53	0	16
佐賀県		4410170	晴気漁港		唐津市	19	0	7
佐賀県		4410180	大浦漁港		唐津市	84	0	117
佐賀県		4410190	向島漁港		唐津市	51	-	-
佐賀県		4420020	湊浜漁港		佐賀県(唐津市)	50	20	38
佐賀県		4420030	神集島漁港		唐津市	64	5	-
佐賀県	4420050	小川島漁港		唐津市	90	-	-	
							26	

F.A



圏域内の市域で連続する海岸線(離島を除く)に位置する漁港を「湊浜漁港」で集約

集約による放置艇数は、21隻



長崎県		4527010	皇鹿漁港		長崎県		101	6	0
長崎県		4526010	阿翁浦漁港	★	長崎県		216	14	9
長崎県		4516020	黒島漁港		松浦市		19	0	0
長崎県		4516040	殿ノ浦漁港		松浦市		60	0	0
長崎県		4516050	船唐津漁港		松浦市		36	0	5
長崎県	松浦	4517010	鍋串漁港		松浦市		34	0	23
長崎県		4517020	青島漁港		松浦市		106	0	-
長崎県		4517030	志佐漁港		松浦市		2	0	16
長崎県		4517040	飛島漁港		松浦市		17	0	-
長崎県		4517050	今福漁港		松浦市		17	2	13
長崎県		4517060	滑栄漁港		松浦市		7	0	5
長崎県		4517065	西木場漁港		松浦市		2	2	4
								24	

施設整備、施設要望(あまり必要ない)	

三重県		2810270	磯浦漁港		南伊勢町		116	0	0	
三重県		2810260	迫間浦漁港		南伊勢町		167	0	0	
三重県		2820150	相賀浦漁港		南伊勢町		103	0	0	
三重県		2810285	樋柄漁港		南伊勢町		31	-	-	
三重県		2820180	蟹浦漁港		南伊勢町		140	0	0	
三重県		2820185	奈屋浦漁港	★	三重県		160	3	-	
三重県		2810290	方座浦漁港		南伊勢町		126	0	0	
三重県	熊野灘 北部 漁業	2820190	古和浦漁港		三重県		187	-	-	
三重県		2820140	宿田曾漁港		南伊勢町		356	0	0	
三重県		2820160	阿曾浦漁港		三重県		171	23	-	
三重県		2830020	錦漁港		三重県		0	-	-	
三重県		2840015	五ヶ所湾漁港		紀北町		72	0	0	
三重県		2810300	海野浦漁港		紀北町		32	0	0	
三重県		2810310	三浦漁港		紀北町		56	0	0	
三重県		2810320	矢口漁港		紀北町		42	0	0	
三重県		2810330	白浦漁港		紀北町		71	0	0	
三重県		2820200	島勝漁港		尾鷲市		60	-	-	
三重県		2820210	須賀利漁港						23	

【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)
【三重外湾漁協】現状の施設・土地利用、全施設(あってもよい)

富山県		2310010	宮崎漁港		富山県		108	14	-
富山県	新川	2310020	入善漁港		入善町		66	-	-
富山県		2320010	黒部漁港		黒部市		50	4	-
富山県		2310025	石田漁港		黒部市		29	4	115
富山県		2320020	経田漁港		魚津市		19	0	97
								22	

【黒部漁協01】現状の継続利用、レストラン(あってもよい)
現状の継続利用、陸上養殖施設(整備をしたい)

青森県		1210500	木野部漁港		むつ市		35	-	-
青森県	海峡東	1230040	大畑漁港	★	青森県		214	10	-
青森県		1210510	正津川漁港		むつ市		50		
青森県		1210520	関根漁港		むつ市		95	10	-
								20	

現状の施設利用、施設要望(あってもよい)

愛知県	蒲郡市	2720030	知柄漁港		愛知県		58	12	20
愛知県		2730020	形原漁港		愛知県		22	0	69
愛知県		2730010	三谷漁港		愛知県		21	0	77
								12	

現状の継続利用、施設要望(どちらもいえない)

鹿児島県		4940040	坊泊漁港		鹿児島県		134	12	4
								12	

現状の継続、拡張の要望はない、直販所(あってもよい)

和歌山県		3320080	太地漁港		太地町		198	-	-
和歌山県	勝浦	3330040	勝浦漁港	★	和歌山県		112	11	4
和歌山県		3310830	小金島漁港		那智勝浦町		26	0	5
和歌山県		3310840	那智漁港		那智勝浦町		65	0	37
和歌山県		3310850	宇久井漁港		那智勝浦町		18	0	44
和歌山県		3320090	三輪崎漁港		新宮市		81	0	58
								11	

現状の継続利用、拡張の要望はない、施設要望(必要ない)

三重県	伊勢湾 北部 漁業	2810010	伊曽島漁港		桑名市		112	0	0
三重県		2810020	川越漁港		川越市		9	10	-
三重県		2820010	磯津漁港		四日市市		62	0	0
三重県		2810030	檜漁港		四日市市		29	0	0
三重県		2820020	鈴鹿漁港		鈴鹿市		116	0	0
三重県		2810040	若松漁港		鈴鹿市		103	0	10
								10	

F.A	フィッシャーナ整備を選択、施設要望(どちらもいえない)

北海道	余市・積丹	1112040		北海道	67	0	12	隣接フィッシャリーナあり、現状の施設利用、施設要望(必要ない)	
北海道		1112041	余市(本港地区)漁港						
北海道		1112042	余市(出足平地区)漁港						
北海道		1112043	余市(島泊地区)漁港						
北海道		1112044	余市(湯内地区)漁港						
北海道		1132010	古平漁港	★	北海道	89	0		29
北海道		1132030	美国漁港		北海道	96	0		44
北海道		1112090	幌武意漁港		北海道	37	-		-
北海道		1112100	入舸漁港		北海道	24	-		-
北海道		1112110	日司漁港		北海道	54	-		-
北海道		1112120	野塚漁港		北海道	25	-		-
北海道		1142010	余別漁港		北海道	81	3		-
北海道		1142011	余別(余別地区)漁港						
北海道		1142012	余別(来岸地区)漁港						
北海道		1112130	神岬漁港		北海道	37	-		-
							3		
富山県	富山	2320030	滑川漁港	滑川市	31	-	-		
富山県		2310030	高月漁港	滑川市	31	0	-		
富山県		2320040	水橋漁港	富山市	27	0	127	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)	
富山県		2310040	四方漁港	富山市	31	1	-		
						1			
静岡県	沼津・伊豆西	2610250	小下田漁港	伊豆市	28	0	0		
静岡県		2610260	八木沢漁港	伊豆市	45	0	0		
静岡県		2620040	戸田漁港	静岡県	169	-	-	F A フィッシャリーナ整備を選択、直販所(整備をしたい)	
静岡県		2610270	井田漁港	沼津市	3	-	-		
静岡県		2610280	西浦漁港	沼津市	83	0	119		
静岡県		2620050	内浦漁港	沼津市	148	0	179		
静岡県	2620060	静浦漁港	静岡県	106	1	495	F A 現状の用地利用・施設整備、フィッシャリーナ整備を選択、直販所・レストラン(あってもよい)		
						1			
北海道	頓別	1110050	斜内漁港	北海道	40	-	-		
北海道		1120013	頓別漁港	★	北海道	84	-	-	現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)
						0			
宮城県	荒浜	1420100	関上漁港	名取市	17	-	-		
宮城県		1420110	荒浜漁港	宮城県	71	0	32	F A フィッシャリーナ整備を選択、施設要望(どちらともいえない)	
宮城県		1411310	深沼漁港	仙台市	3	-	-		
宮城県		1411320	磯浜漁港	山元町	19	-	-		
						0			
東京都	東京都島しょ	2010010	泉津漁港	東京都	17	0	0		
東京都		2010020	差木地漁港	東京都	26	0	0		
東京都		2010030	野増漁港	東京都	22	0	0		
東京都		2010040	元町漁港	東京都	29	0	0		
東京都		2010050	岡田漁港	東京都	49	0	0		
東京都		2010060	羽伏漁港	東京都	32	0	0		
東京都		2010070	若郷漁港	東京都	19	0	0		
東京都		2010080	野伏漁港	東京都	15	0	0		
東京都		2010090	小浜漁港	東京都	10	0	0		
東京都		2040040	三浦漁港	東京都	133	0	0		
東京都		2010100	大久保漁港	東京都	16	0	0		
東京都		2010110	湯の浜漁港	東京都	30	0	0		
東京都		2010120	伊ヶ谷漁港	東京都	11	0	0		
東京都		2020010	坪田漁港	東京都	25	0	0		
東京都		2040010	阿古漁港	東京都	38	0	0	現状の継続利用、施設要望(あってもよい)	
東京都		2010130	出鼻漁港	八丈町		0			
東京都		2010140	洞輪沢漁港	東京都	15	0	0	現状の施設・用地利用、直販所(あってもよい)	
東京都		2010150	中之郷漁港	東京都	5	0	0		
東京都		2010170	ナツマド漁港	八丈町	2	0	0		
東京都		2040020	神湊漁港	東京都	60	0	0	現状の施設・用地利用、直販所(あってもよい)	
東京都		2040030	八重根漁港	東京都	48	0	0	現状の施設・用地利用、直販所(あってもよい)	
							0		
神奈川県		相模湾西部	2110120	茅ヶ崎漁港	茅ヶ崎市	47	-	-	
神奈川県			2120050	平塚漁港(内港)漁港	平塚市	43	0	89	現状の継続利用、直販所(整備をしたい)
神奈川県	2120050		平塚漁港(新港)漁港						
神奈川県	2110125		二宮漁港	二宮町	9	-	-		
神奈川県	2110130		石橋漁港	小田原市	0	-	-		
神奈川県	2110140		米神漁港	小田原市	4	-	-		
神奈川県	2110150		江之浦漁港	小田原市	15	-	-		
神奈川県	2110160		岩漁港	真鶴町	25	0	33		
神奈川県	2110165		福浦漁港	湯河原町	24	0	10		
神奈川県	2130020		小田原漁港	★	小田原市	75	-	-	
						0			

新潟県	新潟 南西部	2210143	上越市柿崎漁港		上越市	37	-	-
新潟県		2210144	上越市大潟漁港		上越市	30	-	-
新潟県		2210145	有間川漁港		上越市	12	0	10
新潟県		2220040	名立漁港		上越市	45	0	3
新潟県		2220050	筒石漁港		糸魚川市	32	0	1
新潟県		2230010	能生漁港	★	糸魚川市	81	-	-
新潟県		2210150	鬼舞漁港		糸魚川市	3	-	-
新潟県		2220060	浦本漁港		糸魚川市	8	-	-
新潟県		2210160	大和川漁港		糸魚川市	4	-	-
新潟県		2210165	親不知漁港		糸魚川市	31	0	23
新潟県		2220063	市振漁港		新潟県	22	0	12
						0		

現状の継続利用、施設要望(どちらともいえない)			
-------------------------	--	--	--

静岡県	伊豆東	2630020	網代漁港		熱海市	73	0	17
静岡県		2610010	初島漁港		熱海市	22	0	13
静岡県		2620010	宇佐美漁港		伊東市	50	0	2
静岡県		2610020	富戸漁港		伊東市	27	0	0
静岡県		2610030	八幡野漁港		伊東市	9	0	0
静岡県		2610040	赤沢漁港		伊東市	11	0	0
						0		

現状維持、直販所の新設準備中			
----------------	--	--	--

静岡県	駿河湾	2610290	蒲原漁港		静岡市	0	-	-
静岡県		2620070	由比漁港	★	静岡市	135	-	-
静岡県		2610300	西倉沢漁港		静岡市	3	-	-
静岡県		2630040	用宗漁港		静岡市	84	0	64
静岡県		2630010	焼津漁港	★	静岡県	110	0	228
静岡県		2620090	吉田漁港		吉田町	77	0	9
静岡県		2610310	地頭方漁港		牧之原市	96	0	0
						0		

現状の継続利用、拡張の要望はない、施設要望(あまり必要ない)			
受入れの具体的方法が不明、施設要望(あってもよい)			

滋賀県	琵琶湖	2910010	堅田漁港		大津市	82	-	-
滋賀県		2910020	和迹漁港		大津市	7	-	-
滋賀県		2910030	北小松漁港		大津市	6	-	-
滋賀県		2910040	大溝漁港		高島市	16	-	-
滋賀県		2910050	北舟木漁港		高島市	6	-	-
滋賀県		2910060	今津漁港		高島市	8	-	-
滋賀県		2910070	浜分漁港		高島市	14	-	-
滋賀県		2910080	知内漁港		高島市	16	-	-
滋賀県		2910090	海津漁港		高島市	24	-	-
滋賀県		2910100	大浦漁港		長浜市	17	-	-
滋賀県		2910110	尾上漁港		長浜市	56	-	-
滋賀県		2910120	南浜漁港		長浜市	37	-	-
滋賀県		2910130	磯漁港		米原市	19	-	-
滋賀県		2910140	宇曾川漁港		彦根市	17	-	-
滋賀県		2910150	柳川漁港		彦根市	4	-	-
滋賀県		2910160	沖之島漁港		近江八幡市	104	-	-
滋賀県		2910170	菖蒲漁港		野洲市	17	-	-
滋賀県		2910180	木浜漁港		守山市	52	-	-
滋賀県		2910190	志那漁港		草津市	6	-	-
滋賀県		2910200	北山田漁港		草津市	29	-	-
						0		

F A 現状の用地利用・フィッシャリーナ整備を選択、直販所(あってもよい)

琵琶湖の離島、施設の整備、施設要望(整備をしたい)			
---------------------------	--	--	--

兵庫県	神戸	3210010	塩屋漁港		神戸市	65	-	-
兵庫県		3210020	舞子漁港		神戸市	6	-	-
兵庫県		3230015	垂水漁港	★	神戸市	70	-	-
						0		

施設の継続利用、拡張の要望はない、陸上養殖施設(整備をしたい)			
---------------------------------	--	--	--

和歌山県	雑賀崎	3320005	雑賀崎漁港		和歌山市	58	0	51
和歌山県		3310020	田ノ浦漁港		和歌山市	7	0	15
和歌山県		3330010	和歌浦漁港		和歌山県	39	0	39
和歌山県		3310030	塩津漁港		海南市	24	0	15
和歌山県		3310040	戸坂漁港		海南市	47	0	3
						0		

現状の施設利用、未記入施設(整備をしたい)			
-----------------------	--	--	--

佐賀県	有明海	4410240	寺井津漁港		佐賀市	152	-	-	
佐賀県		4420080	戸ヶ里漁港(戸ヶ里地区)		佐賀市	550	-	-	
佐賀県		4420080	戸ヶ里漁港(早津江地区)						
佐賀県		4420080	戸ヶ里漁港(大詫間地区)						
佐賀県		4420080	戸ヶ里漁港(大詫間地区)						
佐賀県		4410280	広江漁港		佐賀市	356	0	1	
佐賀県		4410300	佐嘉漁港		佐賀市	123	-	-	
佐賀県		4410410	声刈漁港		小城市	-	-	-	
佐賀県		4420100	浜漁港		鹿島市	118	0	0	
佐賀県		4410360	飯田漁港		鹿島市	55	0	0	
佐賀県		4410350	七浦漁港		鹿島市	159	0	0	
佐賀県		4410330	百貫漁港		鹿島市	112	0	0	
佐賀県		4410340	鹿島漁港						
佐賀県		4410230	千歳漁港		神埼市	28	-	-	
佐賀県		4420090	廻里江漁港		白石町	0	-	-	
佐賀県		4410325	新有明漁港		白石町	227	0	0	
						0			

【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			
【有明海漁協】全般に施設要望(どちらともいえない)			

2-3-3. モデル漁港（一次案）の選定

モデル漁港（一次案）を次の10漁港とした。

放置艇の収容案（周辺漁港との集約収容・単一漁港における漁船との分離収容）を考慮し、以下の観点により選定したものである。

- ・アンケートによりプレジャーボートの受入れに前向きな漁港
- ・圏域内における対象漁港と周辺漁港の立地条件
- ・漁港の状況（登録漁船数、放置艇数、許可艇数等）
- ・フィッシャリーナ整備要望あり

(1) 広島県・平漁港

圏域	豊竹東・尾三・福山	
登録漁船数：95隻	放置艇数：39隻	許可艇数：0隻
フィッシャリーナの整備要望あり		

(2) 広島県・倉橋漁港

圏域	呉	
登録漁船数：292隻	放置艇数：259隻	許可艇数：0隻
フィッシャリーナの整備要望あり		

(3) 広島県・玖波漁港

圏域	広島・大竹・廿日市・江田島	
登録漁船数：65隻	放置艇数：97隻	許可艇数：0隻
フィッシャリーナの整備要望あり		

(4) 岡山県・下津井漁港

圏域	倉敷	
登録漁船数：398隻	放置艇数：84隻	許可艇数：0隻
フィッシャリーナの整備要望あり		

(5) 兵庫県・岩屋漁港

圏域	淡路東浦	
登録漁船数：14隻	放置艇数：0隻（17隻）	許可艇数：0隻
隣接する「仮屋漁港（放置艇数：54隻）」との集約案		
※放置艇数の（カッコ）は管理者により所有者確認されている艇数		

(6) 福岡県・浜崎今津漁港

圏域	福岡	
登録漁船数：7隻	放置艇数：0隻	許可艇数：117隻
流通拠点「博多漁港（放置艇数：39隻）」との集約案		

(7) 兵庫県・香住漁港

圏 域	但馬	
登録漁船数：232 隻	放置艇数：0 隻 (13 隻)	許可艇数：0 隻
隣接する「浜坂漁港：放置艇数：0 隻 (29 隻) との集約案		

※放置艇数の（カッコ）は管理者により所有者確認されている艇数

(8) 佐賀県・大浦漁港

圏 域	玄海	
登録漁船数：84 隻	放置艇数：0 隻	許可艇数：117 隻
フィッシャリーナの整備要望あり		

(9) 愛知県・衣崎漁港

圏 域	西三河	
登録漁船数：134 隻	放置艇数：0 隻	許可艇数：0 隻
流通拠点「一色漁港（放置艇数：94 隻）」との集約案		

(10) 愛媛県・下田水漁港

圏 域	今治上島	
登録漁船数：7 隻	放置艇数：37 隻	許可艇数：0 隻
周辺漁港との集約案（放置艇数：150 隻）		

2-3-4. モデル漁港（一次案）10漁港の概要

2-3-4（1）～（10）にモデル漁港（一次案）10漁港の状況を以下の項目に整理して示す。

1. 漁港のデータ

- ①調査漁港の概要
- ②近時10カ年間の登録漁船数（総数）の動向
- ③漁港における指定等（漁港一覧(H31.4)による）
- ④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等（管理者アンケート(H30)による）
- ⑤同一圏域にある周辺漁港の概況

2. プレジャーボートの受入れに関する想定（集約・分離収容案）

- ①当該漁港の放置艇数
- ②集約される放置艇数
- ③施設の整備要望など

3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

- ①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて
 - ①-1. プレジャーボートの受入れ理由
 - ①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見
- ②背後地の地域活性化施設の整備について
 - ②-1. 背後地の施設整備に関する意見

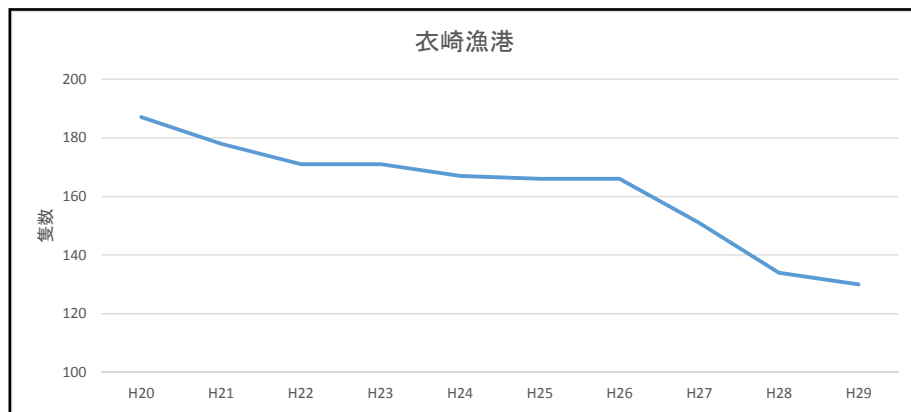
2-3-4 (1) 西尾市 (愛知県) 衣崎漁港_衣崎漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
愛知県	衣崎漁港 (コロモザキ)		2710090
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
西尾市	衣崎漁業協同組合	西三河	一色漁港
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
134 隻	0 隻	0 隻	

②近時 10 カ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度 (港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船 (隻)	187	178	171	171	167	166	166	151	134	130

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31.4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○:あり、×:なし
許可施設	△	○:条例に基づく許可施設あり、△:その他あり、×:なし
ビクター艇受入れ	×	○:あり、×:なし
指定管理者制度	×	○:制度導入あり、△:プレジャーボートに限り制度あり、×:なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○:あり、×:なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度~H30 年度)	×	○:あり、×:なし

⑤同一圏域にある周辺漁港の概況

圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
								集約拠点	周辺漁港
西三河	大浜漁港		愛知県 (碧南市)	157	48	0			←
	寺津漁港		西尾市	66	0	58			←
	栄生漁港		西尾市	67	-	-			←
	味沢漁港		西尾市	40	-	-			←
	一色漁港	★	愛知県 (西尾市)	267	94	24			←
	衣崎漁港		西尾市	134	-	-		☆	←
	宮崎漁港		西尾市	59	-	-			←
	西幡豆漁港		愛知県 (西尾市)	47	59	0			←
					201				

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：0 隻

分離収容は想定しない

②集約される放置艇数：201 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「衣崎漁港」で集約するとした場合

流通拠点漁港である「一色漁港」からの受入れも想定する

③施設の整備要望など

特になし



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避
- プレジャーボート所有者把握による管理と所有者の明確化によるマナー向上

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

- 周年利用が無い岸壁に簡易な係船環やブイ等を整備してプレジャーボート利用とする
- 周年利用が無い用地をプレジャーボート利用の陸上保管施設等にする

(事前ヒアリング)

- 直近の問題は漁港内にある約 40 隻の放置艇であり、意向としては、将来的な漁業衰退に伴い、プレジャーボートの受け入れを考えたい

②背後地の地域活性化施設（直販所や漁業体験施設）の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 必要ない

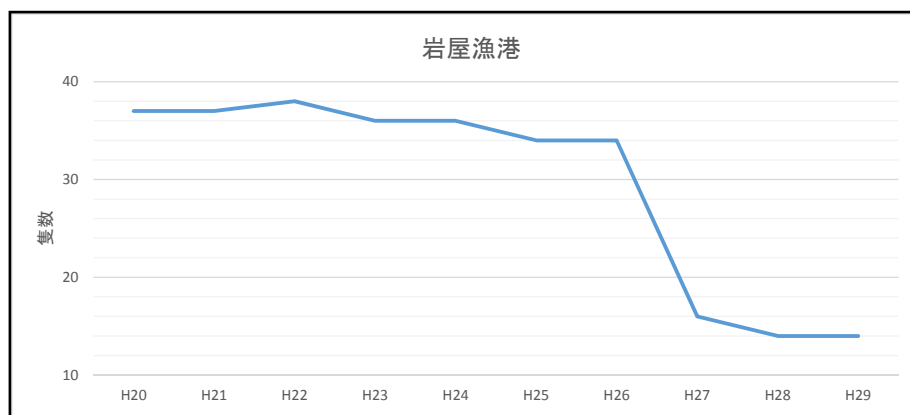
2-3-4 (2) 淡路市 (兵庫県) _岩屋漁港_淡路島岩屋漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
兵庫県	岩屋漁港 (イワヤ)		3210250
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
淡路市	淡路島岩屋 漁業協同組合	淡路東浦	なし
登録漁船数 (H28)	プレジャーボート隻数 (H30)	許可艇数 (H30)	
14 隻	17 隻	0 隻	
※プレジャーボート隻数は、管理者により所有者が確認されている艇数を示す。			

②近時 10 ヶ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度 (港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船 (隻)	37	37	38	36	36	34	34	16	14	14

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31.4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○ : あり、× : なし
許可施設	×	○ : 条例に基づく許可施設あり、△ : その他あり、× : なし
ビクター艇受入れ	×	○ : あり、× : なし
指定管理者制度	×	○ : 制度導入あり、△ : プレジャーボートに限り制度あり、× : なし

④漁港におけるプレジャーボートの收容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○ : あり、× : なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度 ~ H30 年度)	×	○ : あり、× : なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

都道府県	圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャリーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
									集約拠点	周辺漁港
兵庫県	淡路東浦	炬口漁港		洲本市	40	1 (11)	88			←
兵庫県		生穂漁港		兵庫県 (淡路市)	19	-	-			←
兵庫県		釜口漁港		淡路市	15	-	-			←
兵庫県		岩屋漁港		淡路市	14	0 (17)	-		☆	
兵庫県		仮屋漁港		兵庫県 (淡路市)	175	0 (54)	-			←
						83				

※放置艇数の (カッコ) は管理者により所有者確認されている艇数

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：17 隻

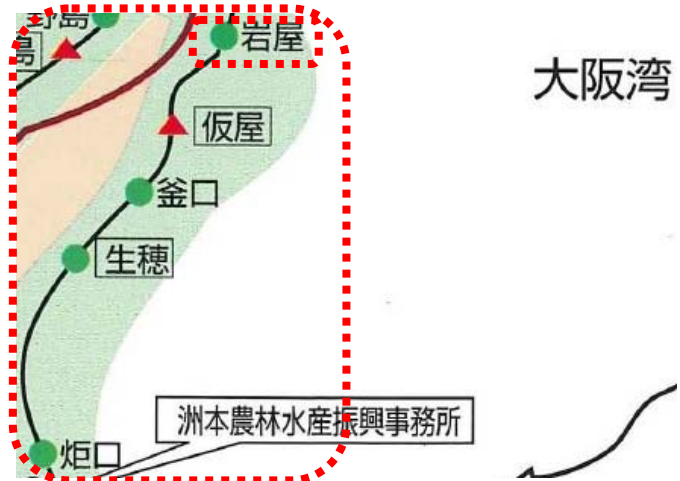
状況に応じて分離収容を想定

②集約される放置艇数：83 隻

隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港を「岩屋漁港」で集約するとした場合

③施設の整備要望

漁業体験施設



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避
- プレジャーボート所有者の明確化によるマナー向上

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

- 未記入

(事前ヒアリング)

- 漁協から淡路市に対して施設の整備要望を出している

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 漁業体験施設「あってもよい」

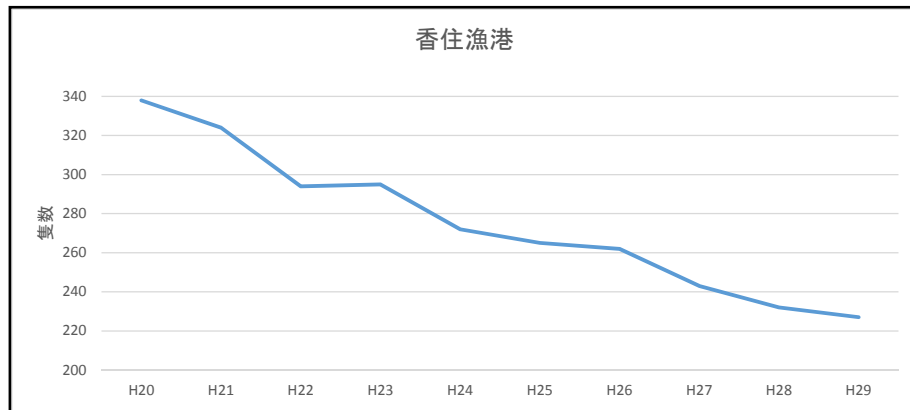
2-3-4 (3) 兵庫県_香住漁港(東港)_但馬漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要(最近のデータによる)

都道府県名	漁港名(読み)		漁港番号
兵庫県	香住漁港(カスミ)		3230020
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
兵庫県	但馬漁業協同組合	但馬	なし
登録漁船数(H28)	プレジャーボート隻数(H30)	許可艇数(H30)	
232 隻	13 隻	0 隻	
※プレジャーボート隻数は、管理者により所有者が確認されている艇数を示す。			

②近時10年間の登録漁船数(総数)の動向



年度(港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船(隻)	338	324	294	295	272	265	262	243	232	227

③漁港における指定等(漁港一覧(H31.4)による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○:あり、×:なし
許可施設	×	○:条例に基づく許可施設あり、△:その他あり、×:なし
ビジター艇受入れ	×	○:あり、×:なし
指定管理者制度	×	○:制度導入あり、△:プレジャーボートに限り制度あり、×:なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等(管理者アンケート(H30)による)

漁港における放置艇(漁船含む)の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○:あり、×:なし
行政機関による放置艇(漁船)の撤去実績(H20年度~H30年度)	×	○:あり、×:なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

都道府県	圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28登録漁船計(隻)	H30放置艇計(沈没船除く)陸上・水面(隻)	H30許可艇計陸上・水面(隻)	フィッジャーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案		
									集約拠点	周辺漁港	
兵庫県	但馬	相谷漁港		香美市	18	-	-			←	
兵庫県		鏡漁港		香美市	20	-	-			←	
兵庫県		余部漁港		香美市	17	-	-			←	
兵庫県		御崎漁港		香美市	13	-	-			←	
兵庫県		三尾漁港		新温泉町	34	-	-			←	
兵庫県		釜屋漁港		新温泉町	22	-	-			←	
兵庫県		居組漁港		兵庫県(新温泉町)	40	-	-			←	
兵庫県		諸寄漁港		兵庫県(新温泉町)	48	-	-			←	
兵庫県		香住漁港		兵庫県(香住町)	232	0(13)	-		☆	←	
兵庫県		浜坂漁港		兵庫県(新温泉町)	81	0(29)	-			←	
					42						

※放置艇数の(カッコ)は管理者により所有者確認されている艇数

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：13 隻

状況に応じて分離収容を想定

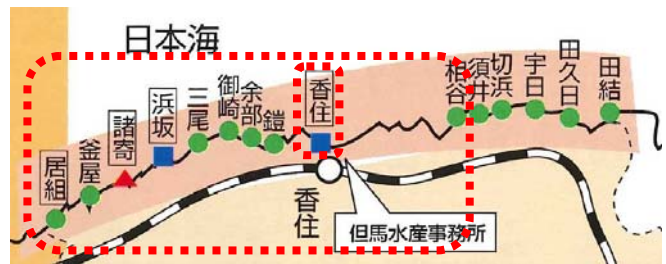
②集約される放置艇数：42 隻

隣接する市域で連続する海岸線に位置する漁港である「浜坂漁港」を「香住漁港」で集約する
とした場合

「浜坂漁港」と「津居山（港湾）」に多数の
放置艇がある

③施設の整備要望

直販所、レストラン、その他



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

○プレジャーボートを漁港に受入れることによる「活気とにぎわい」の創出

○プレジャーボート受入れによる地域の活性化(漁業関連産業・周辺商店・地場産業)への期待

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

○係留施設、陸上保管施設、突堤などを整備してプレジャーボート利用とする

○係留施設や駐車場(離島を除く)・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する

○係留施設、上下架施設、直販所等や地元水産物を用いたレストランなど周辺地域からの集客を目的とした施設を整備する

○現状で、プレジャーボート受入れの具体的な方法はわからない

○近隣漁港を含めたフィッシャリーナの整備要望がある

(事前ヒアリング)

○近隣では「浜坂漁港」と「津居山(港湾)」に多数の放置艇がある

○但馬漁協が利用している漁港(港湾)であるため、近隣漁港からの集約収容に問題はない

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

○直販所「あってもよい施設」

○レストラン「あってもよい施設」

○その他(ジオタクシー施設、他)「あってもよい施設」

(アンケート記入内容)

「香住ベニガニ・かすみ GEO TAXI を核とした地域活性化への取り組み要望」

●香住東港の遊休施設を再利用した香住ベニガニの係船場所等としての復活構想がある

●3年前に廃業した観光遊覧船に替わり、R1.5から漁業者による海上タクシー(かすみ GEO TAXI)の運行を開始している

●海上タクシー用の船着場、待合室、集客施設としてのレストラン・販売所等の整備要望(香住東港の倉庫の改修)がある

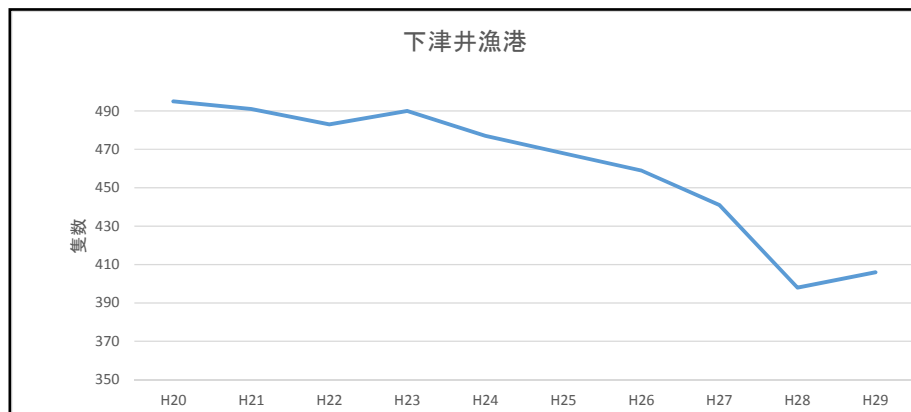
2-3-4 (4) 岡山県_下津井漁港_下西漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要（最近のデータによる）

都道府県名	漁港名（読み）	漁港番号	
岡山県	下津井漁港（シモツイ）	3620030	
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
岡山県	下西漁業協同組合	倉敷	なし
登録漁船数(H28)	放置艇数(H30)	許可艇数(H30)	
398 隻	84 隻	0 隻	

②近時10カ年間の登録漁船数(総数)の動向



年度(港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船(隻)	495	491	483	490	477	468	459	441	398	406

③漁港における指定等（漁港一覧(H31.4)による）

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○：あり、×：なし
許可施設	×	○：条例に基づく許可施設あり、△：その他あり、×：なし
ビクター艇受入れ	×	○：あり、×：なし
指定管理者制度	×	○：制度導入あり、△：プレジャーボートに限り制度あり、×：なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等（管理者アンケート(H30)による）

漁港における放置艇（漁船含む）の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○：あり、×：なし
行政機関による放置艇（漁船）の撤去実績(H20年度～H30年度)	×	○：あり、×：なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28登録漁船計(隻)	H30放置艇計(沈没船除く)陸上・水面(隻)	H30許可艇計陸上・水面(隻)	フィッシャリーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
								集約拠点	周辺漁港
倉敷	大畠漁港		岡山県(倉敷市)	430	84	-			←
	下津井漁港		岡山県(倉敷市)	398	84	-	FA	☆	←
	通生漁港		倉敷市	49	0	39			←
	呼松漁港		岡山県(倉敷市)	0	168	-			←
					336				

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：84 隻

状況に応じて分離収容を想定

②集約される放置艇数：336 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「下津井漁港」で集約するとした場合

③施設の整備要望

陸上養殖施設の規模を拡大

直販所、漁業体験施設、レストランの整備要望



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- プレジャーボート受入れによる地域の活性化（漁業関連産業）への期待
- プレジャーボート所有者の明確化によるマナー向上

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

- 周年利用が無い岸壁を現状のまま手を掛けずにプレジャーボート利用とする
- 係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する (事前ヒアリング)
- 現状 84 隻ある放置艇は、処分を含めて整理することで分離収容を行いたい
- 新規受入れによる集約収容は、分離収容後の話となる

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 未選択「整備をしたい施設」

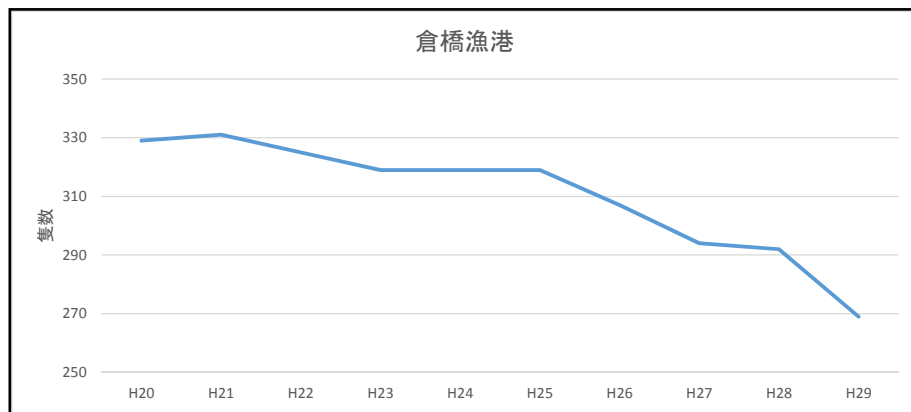
2-3-4 (5) 広島県_倉橋漁港_倉橋西部漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
広島県	倉橋漁港 (クラハシ)		3720110
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
広島県	倉橋西部漁業協同組合	呉	なし
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
292 隻	259 隻	0 隻	

②近時 10 ヶ年間の登録漁船数(総数)の動向



年度(港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船(隻)	329	331	325	319	319	319	307	294	292	269

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31. 4)による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○：あり、×：なし
許可施設	△	○：条例に基づく許可施設あり、△：その他あり、×：なし
ビクター艇受入れ	○	○：あり、×：なし
指定管理者制度	×	○：制度導入あり、△：プレジャーボートに限り制度あり、×：なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30)による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	○	○：あり、×：なし
行政機関による放置艇(漁船)の撤去実績 (H20 年度～H30 年度)	○	○：あり、×：なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

都道府県	圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッジャーナの整備要望あり	漁船との分離収容案
広島県	呉	倉橋漁港		広島県(呉市)	292	259	-	F A	◎
広島県		安浦漁港		広島県(呉市)	72	297	-		◎
					556				

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：259隻（全国第2位）

②当該漁港で259隻の対応を要すること、同圏域に安浦漁港（全国第1位）があるため、①漁港内の漁船との分離収容のみ想定の対象と考えられる。

③施設の整備要望

直販所・漁業体験施設・レストラン



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避
- プレジャーボート受入れによる地域の活性化（漁業関連産業・周辺商店・地場産業）への期待
- プレジャーボート所有者把握による管理と所有者の明確化によるマナー向上
- プレジャーボートの管理サービス等に関わる雇用機会の創出

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

- 漁船利用が無い時間帯の岸壁をプレジャーボート利用とする
- 係留施設、陸上保管施設、突堤などを整備してプレジャーボート利用とする
- 係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する
- 係留施設、上下架施設、直販所等や地元水産物を用いたレストランなど周辺地域からの集客を目的とした施設を整備する

(事前ヒアリング)

- 広島県の放置艇対策の方針により、防波堤（L=70m）背後にR3供用開始予定でプレジャーボート係留施設を施工中
- 陸上施設は埋立地の施工計画がある

(アンケート記入内容)

- 漁協を中心とする「倉橋交流拠点構想推進協議会」を設置し、漁業者の将来と地域振興を考える組織活動を実施している
- フィッシャリーナは、組織活動の目指すところと一致しており、強い整備要望がある

②背後地の地域活性化施設（直販所や漁業体験施設）の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 直販所「整備をしたい施設」
- 漁業体験施設「整備をしたい施設」
- レストラン「整備をしたい施設」

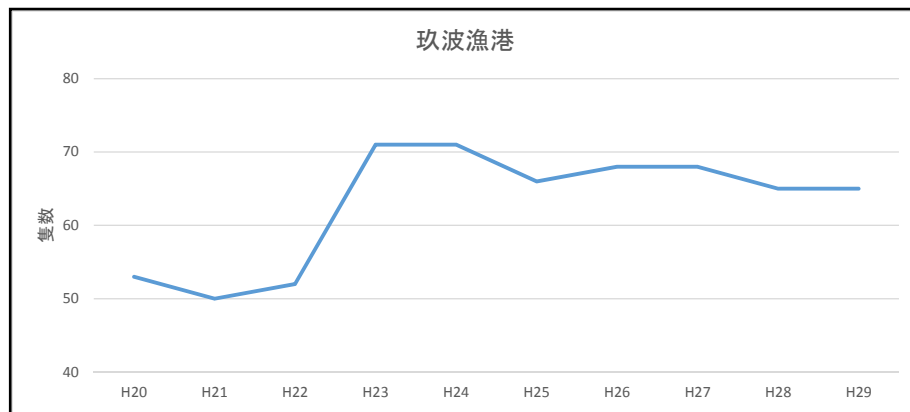
2-3-4 (6) 大竹市 (広島県) 玖波漁港 玖波漁業協同組合

1. 漁港のデータ

① 調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
広島県	玖波漁港 (クバ)		3720020
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
大竹市	玖波漁業協同組合	広島・大竹・廿日市・江田島	草津漁港
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
65 隻	97 隻	0 隻	

② 近時 10 ヶ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度(港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船(隻)	53	50	52	71	71	66	68	68	65	65

③ 漁港における指定等 (漁港一覧 (H31.4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○: あり、×: なし
許可施設	△	○: 条例に基づく許可施設あり、△: その他あり、×: なし
ビジター艇受入れ	×	○: あり、×: なし
指定管理者制度	×	○: 制度導入あり、△: プレジャーボートに限り制度あり、×: なし

④ 漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	○	○: あり、×: なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度~H30 年度)	×	○: あり、×: なし

⑤ 圏域内の周辺漁港の概況

圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャリーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
								集約拠点	周辺漁港
広島 ・ 大竹 ・ 廿日市 ・ 江田島	草津漁港	★	広島県(広島市)	79	11	-			←
	上ノ浜漁港		廿日市市	112	129	7			←
	梅原漁港		廿日市市	31	59	-			←
	丸石漁港		廿日市市	26	42	-			←
	五日市漁港		広島市	14	0	237			←
	玖波漁港		大竹市	65	97	-	F.A	☆	←
	塩屋漁港		広島県(廿日市市)	95	159	2			←
	地御前漁港		広島県(廿日市市)	77	6	134			←
					503				

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：97 隻

状況に応じて分離収容を想定

②集約される放置艇数：503 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「玖波漁港」で集約するとした場合

流通拠点漁港である「草津漁港」からの受入も想定する

③施設の整備要望

陸上養殖施設、集客・販売・体験施設等
イベントスペース・駐車場



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避(実現要望)
- プレジャーボート所有者把握による管理(実現要望)
- プレジャーボート受入れによる地域の活性化（漁業関連産業・周辺商店・地場産業）への期待（希望的要望）。

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

- 周年利用が無い岸壁に簡易な係船環やブイ等を整備してプレジャーボート利用とする
- 周年利用が無い岸壁や水域に浮棧橋などを整備してプレジャーボート利用とする
- 係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する
- 係留施設、上下架施設、直販所等や地元水産物を用いたレストランなど周辺地域からの集客を目的とした施設を整備する

(アンケート記入内容)

- 現状、漁船とプレジャーボートの棲み分けができていないため、秩序ある漁港利用を進めることが地域活性化に繋がることを要望する

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 陸上養殖施設「あってもよい施設」
- 直販所「あってもよい施設」
- 漁業体験施設「あってもよい施設」
- レストラン「あってもよい施設」
- その他（イベントスペース・駐車場）「あってもよい施設」

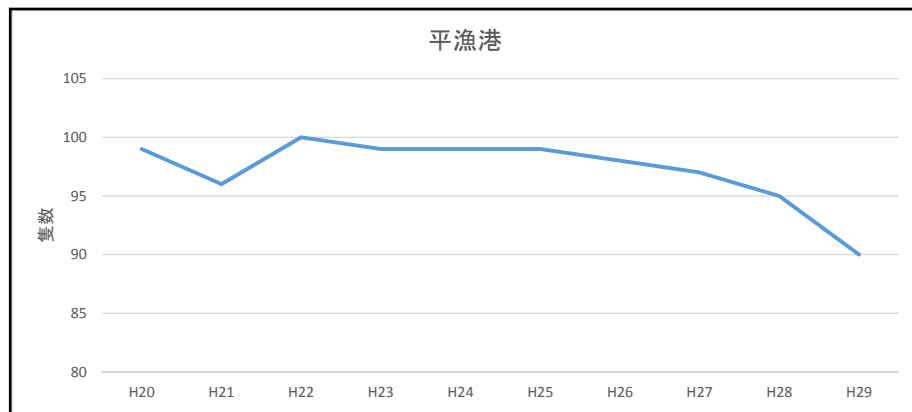
2-3-4 (7) 広島県_平漁港_鞆の浦漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
広島県	平漁港 (ヒラ)		3720170
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
広島県	鞆の浦漁業協同組合	豊竹東・尾三・福山	なし
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
95 隻	39 隻	0 隻	

②近時 10 カ年間の登録漁船数(総数)の動向



年度(港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船(隻)	99	96	100	99	99	99	98	97	95	90

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31. 4)による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○：あり、×：なし
許可施設	△	○：条例に基づく許可施設あり、△：その他あり、×：なし
ビクター艇受入れ	×	○：あり、×：なし
指定管理者制度	×	○：制度導入あり、△：プレジャーボートに限り制度あり、×：なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30)による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○：あり、×：なし
行政機関による放置艇(漁船)の撤去実績 (H20 年度～H30 年度)	×	○：あり、×：なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャーリーの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
								集約拠点	周辺漁港
豊竹東・尾三・福山	水呑漁港(福山漁港)		福山市	26	-	-			←
	田尻漁港(福山漁港)		福山市	36	85	-			←
	吉和漁港		広島県(尾道市)	129	95	-			←
	平漁港		広島県(福山市)	95	39	-	F A	☆	←
	横田漁港		広島県(福山市)	40	130	148			←
	箱崎漁港		広島県(福山市)	184	29	59			←
				378					

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：39 隻

状況に応じて分離収容を想定

②集約される放置艇数：378 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「平漁港」で集約するとした場合

同圏域の「横田漁港」では、H29.6.1に「横田シップステーション」を供用開始した。

→利用料金・艇長別収容隻数（計148隻）

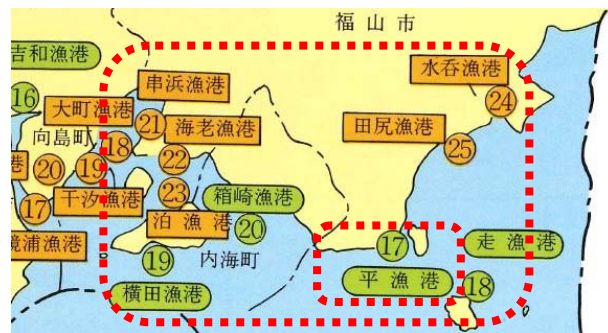
6m以内艇:25隻:64,800円/年(5,400円/月)

9m以内艇:98隻:103,680円/年(8,640円/月)

12m以内艇:25隻:194,400円/年(16,200円/月)

③施設の整備要望

陸上養殖施設、集客・販売・体験施設等



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避
- プレジャーボート受入れによる地域の活性化（地場産業）への期待
- プレジャーボート所有者把握による管理と所有者の明確化によるマナー向上
- プレジャーボートの管理サービス等に関わる雇用機会の創出

①-2. プレジャーボートの受入れに関するご意見

(アンケート回答)

- 係留施設、陸上保管施設、突堤などを整備してプレジャーボート利用とする
- 係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

- 未選択「整備をしたい施設」「あってもよい施設」

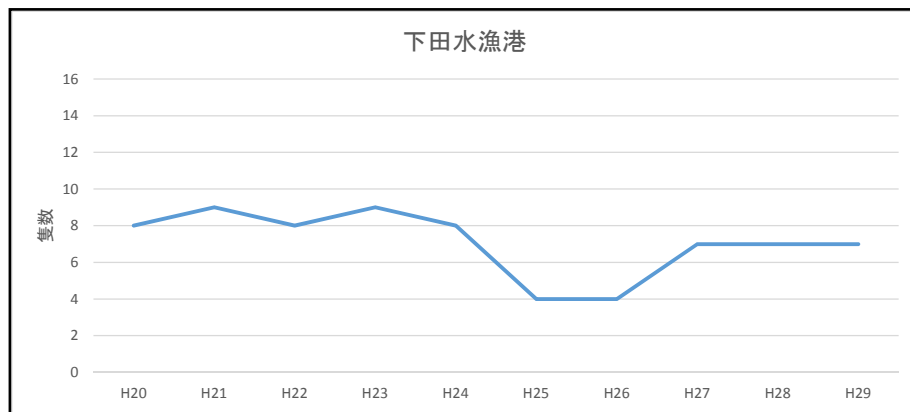
2-3-4 (8) 今治市 (愛媛県) _下田水漁港_渦浦漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
愛媛県	下田水漁港 (シタダミ)		4110290
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
今治市	渦浦漁業協同組合	今治上島	なし
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
7 隻	37 隻	0 隻	

②近時 10 カ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度 (港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船 (隻)	8	9	8	9	8	4	4	7	7	7

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31. 4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○ : あり、× : なし
許可施設	△	○ : 条例に基づく許可施設あり、△ : その他あり、× : なし
ビクター艇受入れ	×	○ : あり、× : なし
指定管理者制度	×	○ : 制度導入あり、△ : プレジャーボートに限り制度あり、× : なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○ : あり、× : なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度 ~ H30 年度)	×	○ : あり、× : なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャーリーの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
								集約拠点	周辺漁港
今治上島	宮窪漁港		今治市	286	20	0			←
	友浦漁港		今治市	22	33	0			←
	余所国漁港		今治市	1	34	0			←
	泊 (大山) 漁港		今治市	1	-	-			←
	椋名漁港		今治市	30	6	-			←
	下田水漁港		今治市	7	37	-		☆	←
	南浦漁港		今治市	6	14	-			←
	志津見漁港		今治市	62	6	-			←
					150				

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：37 隻

状況に応じて分離収容を想定

②集約される放置艇数：150 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「下田水漁港」で集約するとした場合

図中の番号と漁港名

10：宮窪

53：友浦、54：余所国、55：泊(大山)

56：椋名、57：下田水、58：南浦、59 志津見

③施設の整備要望

未回答



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

○未回答

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見（以下の項目について）

(アンケート回答)

○未回答

(事前ヒアリング)

○漁協以外の管理組合によりプレジャーボートの受入を調整している

○次の計画がある

- ・観測船用浮棧橋を移設して、サイクルシップ用の渡橋を新設する
- ・漁船・ビジター船用浮棧橋を整備して利用調整を図る
- ・海の駅を候補地から選定する

②背後地の地域活性化施設（直販所や漁業体験施設）の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

○未回答

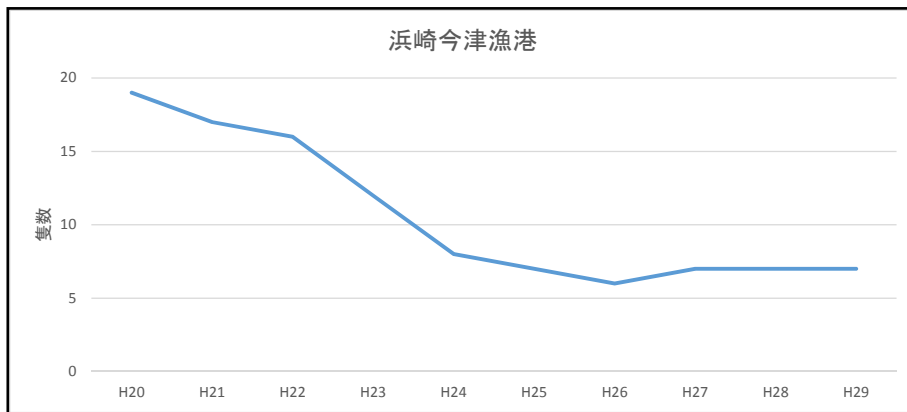
2-3-4 (9) 福岡市 (福岡県) _浜崎今津漁港_福岡市漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
福岡県	浜崎今津漁港 (ハマサキイマヅ)		4310255
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
福岡市	福岡市漁業協同組合	福岡	博多漁港
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
7 隻	0 隻	117 隻	

②近時 10 ヶ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度 (港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船 (隻)	19	17	16	12	8	7	6	7	7	7

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31.4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	×	○ : あり、× : なし
許可施設	○	○ : 条例に基づく許可施設あり、△ : その他あり、× : なし
ビクター艇受入れ	×	○ : あり、× : なし
指定管理者制度	×	○ : 制度導入あり、△ : プレジャーボートに限り制度あり、× : なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○ : あり、× : なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度 ~ H30 年度)	○	○ : あり、× : なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

都道府県	圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッシャリーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案	
									集約拠点	周辺漁港
福岡県	福岡	西浦漁港		福岡市	56	0	13	FA	☆	←
福岡県		唐泊漁港		福岡市	40	7	123	FA		←
福岡県		浜崎今津漁港		福岡市	7	0	117	FA		←
福岡県		博多漁港	★	福岡市	23	39	45			←
福岡県		志賀島漁港		福岡市	61	0	12			←
福岡県		弘漁港		福岡市	46	0	25			←
福岡県		奈多漁港		福岡市	31	0	19			←
					46					

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：0 隻

分離収容は想定しない

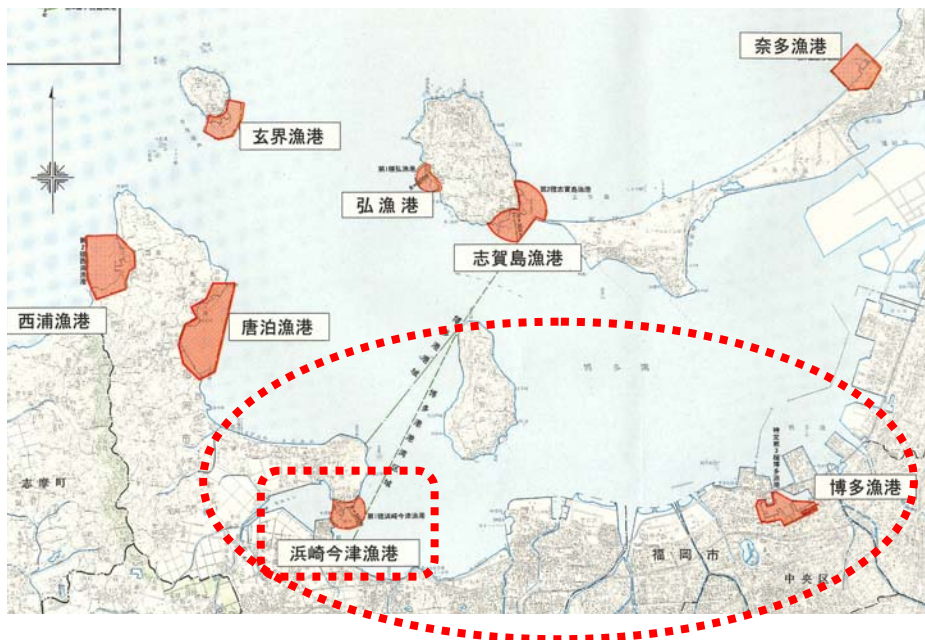
②集約される放置艇数：46 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港を「浜崎今津漁港」で集約するとした場合、流通拠点漁港である「博多漁港」からの受入れも想定する

（事前アンケートより、漁港区域以外の水域（河川等）からの受入れも考えられる）
H29 に姪浜支所と統合して浜崎今津出張所となる

③施設の整備要望

直販所、駐車場、トイレ



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

（アンケート回答）

- 漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避
- プレジャーボート所有者把握による管理と所有者の明確化によるマナー向上

①-2. プレジャーボートの受入れに関するご意見

（アンケート回答）

- 周年利用が無い岸壁に簡易な係船環やブイ等を整備してプレジャーボート利用とする
- 周年利用が無い岸壁や水域に浮棧橋などを整備してプレジャーボート利用とする
- 周年利用が無い用地をプレジャーボート利用の陸上保管施設等にする
- 係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する
- 係留施設、上下架施設、直販所等や地元水産物を用いたレストランなど周辺地域からの集客を目的とした施設を整備する

(アンケート記入内容)

「漁港の現状、放置艇の受け皿としての背景」

●漁協の運営は、漁業の衰退により、係留施設の管理委託料、駐車場や漁協施設等の賃貸料で賄われている現状にある

●H10 から福岡市の小型船舶係留施設（H8. 漁港高度利用活性化対策事業）の指定管理者となっている

管理施設は、浮棧橋 2 基（漁港内東西両端）：係留隻数：119 隻

●H29 に姪浜支所と統合して浜崎今津出張所となる

●R2.3 福岡県による福岡市西区名柄川の放置艇（約 50 隻）の行政代執行による撤去予定があるが、近接地に放置艇の受け皿がない

「プレジャーボート受入れのための施設」

●漁港泊地中央に浮棧橋等の設置スペース（40～50 隻分）がある。

●岸壁の係留漁船は 12 隻であり、係船環、アンカーやブイの設置により、艇の受け入れが可能である。

●小型船舶係留施設 1 艇分の募集に対して 20～30 件の応募がある状況から、周辺地区の施設は不足している。

●漁港内に船舶上架施設がある。

「フィッシャリーナとしての整備要望」

●新たなプレジャーボート受入れのための駐車場、トイレ、休憩所などの用地がある。

●将来的に陸上保管施設による漁港用地の活用も視野に入れている。

(事前ヒアリング)

○プレジャーボートの利用者は、主として福岡市在住者であるが、県内・県外もある

○管理者である福岡市からは、プレジャーボートの岸壁係留は禁止されている

○港内水深確保のための浚渫が必要である

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答より)

○直販所「整備をしたい施設」

(アンケート記入内容)

「直販所の整備要望」

●現在、福岡市漁協の各支所が出荷できる直販所がない。

●漁協全体の取り組みとして、他の直販所との差別化として、水産販売品の充実、地元 JA への農産物出荷依頼、幅広い出荷者を募ることにより多種多様な商品を取り扱う店舗づくりが必要と考えている。

●活魚水槽がある。

●地元の雇用促進による地域貢献が期待できる。

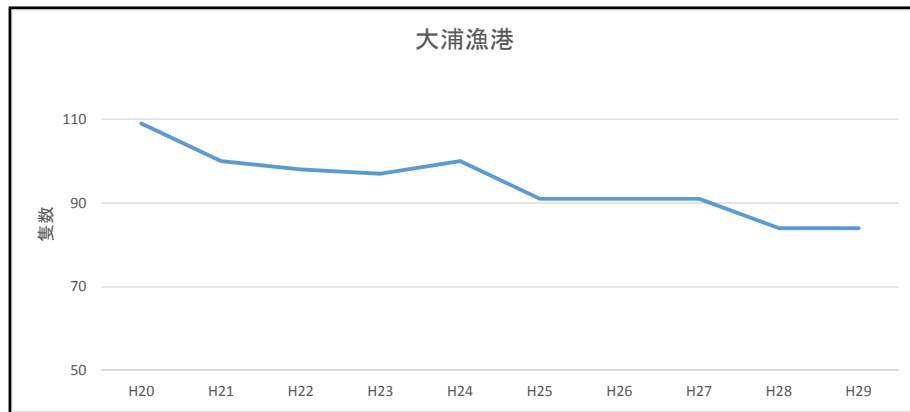
2-3-4 (10) 唐津市 (佐賀県) 大浦漁港_大浦浜漁業協同組合

1. 漁港のデータ

①調査漁港の概要 (最近のデータによる)

都道府県名	漁港名 (読み)		漁港番号
佐賀県	大浦漁港 (オオウラ)		4410180
漁港管理者	漁業協同組合	圏域	圏域の流通拠点漁港
唐津市	大浦浜漁業協同組合	玄海	なし
登録漁船数 (H28)	放置艇数 (H30)	許可艇数 (H30)	
84 隻	0 隻	117 隻	

②近時 10 ヶ年間の登録漁船数 (総数) の動向



年度 (港勢調査)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録漁船 (隻)	109	100	98	97	100	91	91	91	84	84

③漁港における指定等 (漁港一覧 (H31.4) による)

漁港における指定等の有・無	凡 例	
放置等禁止区域	○	○:あり、×:なし
許可施設	○	○:条例に基づく許可施設あり、△:その他あり、×:なし
ビクター艇受入れ	×	○:あり、×:なし
指定管理者制度	×	○:制度導入あり、△:プレジャーボートに限り制度あり、×:なし

④漁港におけるプレジャーボートの収容保管に係る課題等 (管理者アンケート (H30) による)

漁港における放置艇 (漁船含む) の存在、撤去に関する項目	凡 例	
水産物の陸揚げや漁船の係留等に支障ある放置艇の存在	×	○:あり、×:なし
行政機関による放置艇 (漁船) の撤去実績 (H20 年度~H30 年度)	×	○:あり、×:なし

⑤圏域内の周辺漁港の概況

都道府県	圏域	漁港名	流通拠点漁港	漁港管理者	H28 登録漁船計 (隻)	H30 放置艇計 (沈没船除く) 陸上・水面 (隻)	H30 許可艇計 陸上・水面 (隻)	フィッジャーナの整備要望あり	周辺漁港との集約収容案		
									集約拠点	周辺漁港	
佐賀県	玄海	浜崎漁港		唐津市	24	0	23			←	
佐賀県		相賀漁港		唐津市	27	1	3			←	
佐賀県		屋形石漁港								←	
佐賀県		小友漁港		唐津市	24	0	8			←	
佐賀県		加部島漁港		唐津市	36	0	15			←	
佐賀県		波戸漁港		唐津市	44	0	1			←	
佐賀県		串浦漁港		唐津市	60	0	11			←	
佐賀県		京泊漁港		唐津市	47	0	6			←	
佐賀県		駄竹漁港		唐津市	53	0	16			←	
佐賀県		晴気漁港		唐津市	19	0	7			←	
佐賀県		大浦漁港		唐津市	84	0	117		FA	☆	←
佐賀県		湊浜漁港		佐賀県 (唐津市)	50	20	38			←	
					21						

2. プレジャーボートの受入れに関する想定

漁港内の漁船との分離収容、周辺漁港との集約収容、規制緩和による背後地の利用 など

①当該漁港の放置艇数：0 隻

分離収容は想定しない

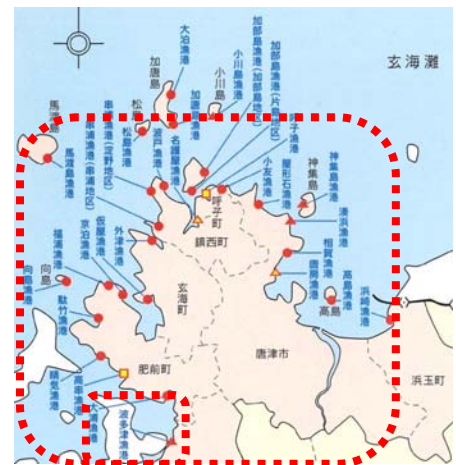
②集約される放置艇数：20 隻

隣接する市域で連続する海岸線（離島を除く）に位置する漁港である「湊浜漁港」を「大浦漁港」で集約するとした場合

ただし、両漁港は遠隔しているため、集約収容の難度は高いと考えられる。

③施設の整備要望

直販所



3. アンケート及び事前ヒアリングの概要

①当該漁港あるいは周辺漁港のプレジャーボートを含めた受入れについて

①-1. プレジャーボートの受入れ理由

(アンケート回答)

◎プレジャーボート受入れによる地域の活性化（漁業関連産業・周辺商店・地場産業）への期待

○漁船とプレジャーボートの分離収容によるトラブルの回避

○プレジャーボートを漁港に受入れることによる「活気とにぎわい」の創出

○プレジャーボート所有者把握による管理と所有者の明確化によるマナー向上

○プレジャーボートの管理サービス等に関わる雇用機会の創出

①-2. プレジャーボートの受入れに関する意見

(アンケート回答)

○周年利用が無い岸壁や水域に浮棧橋などを整備してプレジャーボート利用とする

○係留施設や駐車場（離島を除く）・トイレを整備し、「フィッシャリーナ」として整備する

(事前ヒアリング)

○プレジャーボートは2基の係留施設で受入れており、現状満隻状態である

○新規参入可能隻数は、10隻程度と考えられる

○プレジャーボート係留申し込みは、福岡市在住者からが多く、現状で順番待ちとなっている

○施設整備により、フィッシャリーナの検討もある

②背後地の地域活性化施設の整備について

②-1. 背後地の施設整備に関する意見

(アンケート回答)

○直販所「整備をしたい施設」「あってもよい施設」

(事前ヒアリング)

○利用者要望として、トイレ、簡易宿泊所がある

○プレジャーボート利用者が個人的に漁業者から魚を購入している現状から、販売施設の需要があるため、施設整備を考えたい

3. モデル漁港（二次案）の選定

3. モデル漁港（二次案）の選定

3-1. モデル漁港（一次案）に対する事前ヒアリング結果

表3-1にモデル漁港（一次案）10漁港の漁協への事前ヒアリング総括表を示す。

モデル漁港（一次案）への事前ヒアリングにより、施設整備に前向きな意見が得られた漁港を対象とすることとしたが、現状で以下の状況にある漁港は本調査の対象から外し、モデル漁港（二次案）への絞り込みを行った。

- ・プレジャーボートの受入れは、直近の対策とは考えていない
- ・既にプレジャーボートの受入れ計画が進行中
- ・既にプレジャーボートの受入れ施設を施工中

表3-1. モデル漁港（一次案）10漁港の漁協への事前ヒアリング総括表

	都道府県	漁協名	漁港名	状況	判断内容	採否案
1	広島県	鞆の浦	平	未回答		×
2	広島県	倉橋西部	倉橋	漁船の減少に伴いプレジャーボートが増え、漁港内で混在している現況にある。 フィッシャリーナやフィッシャーマンズワープを検討したこともあったが進展がなかった。 最近、広島県の放置艇対策の方針が固められたことにより、入射波の影響を直接受けない防波堤70mの内側に係留施設を整備することになった。 陸上施設は埋め立て地になる。 県による整備期間は1~2年ということであったが、豪雨災害対策等により遅延し、平成33年から受け入れ可能となる予定である。	・令和3年供用開始予定のプレジャーボート受入施設が施工中である。	×
3	広島県	玖波	玖波	大竹市管理の漁港であり、3~4年間で市が係留許可を出している。 プレジャーボートの集約については、現地の調整の難しさや、個人所有者の不作为による問題の発生などがあり、難しいと思われる。 将来的にはマリーナ構想による地域の活性化も考えてはいるが、行政も一緒に動いてもらわないと難しい。 漁港に係留しているプレジャーボートは、地元の方々の釣り利用が殆どであり、100隻程度が係留しているが、受け入れというより、既得権のように係留されていたため、漁業者との円満な関係を保つために黙認しているのが実情である。	・現状、市の係留許可により約100隻の地元プレジャーボートを受入れている。	×
4	岡山県	下西 (下津井地区漁連)	下津井	実態調査の84隻程度の放置艇があり、可能であれば、現状のものを整理（処分も含め）したうえで、ルールによりきちんと受け入れたい。 周辺漁港からの新規受け入れについては、現状の処分・受け入れを行って以降の話となる。 現状で陸上養殖施設があるが、規模の拡大を希望している。	・漁船とプレジャーボートの分離収容が考えられる。 ・陸上養殖施設の拡大が望まれている。	○
5	兵庫県	淡路島岩屋	岩屋	放置艇実態調査の17隻は、港湾を含めた隻数であると思われる。 現在、係留施設に10隻ほどのプレジャーボートが係留されている状況にある。 漁協から淡路市に対して施設整備の要望を出している。	・分離収容から着手し、集約収容も考えられる。	○
6	福岡県	福岡市 姪浜支所	浜崎今津	プレジャーボートを全国実態調査どおり係留施設で受け入れており、所有者は地元福岡市が多いが、県内・県外の若干ある。 周辺漁港のプレジャーボートについては、稼働可能であり、所有者が判明している艇でなければ受入れられない。 新規の受け入れについては、水面の余力はあるが、周辺漁港からというよりも、名柄川に係留している（代執行による）艇の応募があると思われる。 管理者である福岡市から、岸壁へのプレジャーボートの係留は禁止されている。 実際に事業化になる際には、港内水深が浅いため、浚渫が必要になるなどの課題がある。	・現状でプレジャーボート係留施設があり、参入要望が多く、集約収容に関する新規受入れの余力がある。 ・背後地利用として「販売施設」「駐車場（増築）」「トイレ（増築）」がある。	○
7	兵庫県	但馬	香住（東港）	漁港内の放置艇は、現在10隻程度ある。 近隣では「津居山（港湾）」「浜坂漁港」に放置艇が多い状況がある。 圏域の漁港からのプレジャーボート受け入れについては、近隣の漁港を利用しているのが但馬漁協であるため、香住漁港に集約することに問題はなく、前向きに受入を考えている。	・プレジャーボートの集約収容が考えられる。	○
8	佐賀県	大浦浜	大浦	現状で係留施設として棧橋（第1、第2）を保有しており、120隻程度のプレジャーボートが係留している。 5~6年ほど前までは空きがあったが、現在は満隻状態が続いている。 近隣からの受け入れを考えた場合、第2施設の外側に10隻程度が可能であると思われる。 現在の利用者から、トイレや簡易宿泊所の整備要望が出ており、それらが整備できればフィッシャリーナ整備を検討することも考えられる。 現状では漁船数の2倍のプレジャーボートがあるため、今後、漁業者が減少する状況について、漁港の有効活用が必要であると思われる。 また、現状で、利用者が個人的に漁業者から魚を購入して帰るということがあるため、販売施設の整備を考えたい。 プレジャーボート所有者は、福岡市からの申し込みが多いが、現状では順番待ちの状態にある。	・現状でプレジャーボート係留施設があり、将来的なフィッシャリーナ要望がある。 ・現状、集約収容の余地が一部ある。 ・背後地利用として「トイレ」「簡易宿泊所」のほか地元の魚の購入要望に応えるための「販売施設」の整備が望まれている。	○
9	愛知県	衣崎	衣崎	現在、漁港内に放置艇が40隻程度あり、それらを受け入れるのが現実的。 将来的に漁業者が減少することに対して、プレジャーボートの受け入れを考えるという意向であり、今すぐやりたいということではない。	・直近の対策ではなく、将来的な対応を考えている。	×
10	愛媛県	渦浦	下田水	道の駅の開設に伴い管理組合（2つの任意団体）が昔からの流れでプレジャーボートの受け入れ調整をして係留させている。漁協は関与しておらず、年会費等は徴収していないようである。 下田水漁港は準組合員2~3名が利用する程度であり、漁協事務所のある椋名（ムクナ）漁港には多数の漁船があり、椋名は地元の人のプレジャーボートは慣習的に受入れているが、他所の人の艇は係留させていない。	・漁協以外の管理組合によりプレジャーボートの受入を調整している。	×

3-2. モデル漁港（二次案）の選定

事前ヒアリングによる採否案に応じて、次の5漁港をモデル漁港（二次案）とした。

●淡路市（兵庫県）・岩屋漁港

漁船とプレジャーボートの分離収容
背後地利用（漁業体験施設などの要望あり）

●兵庫県・香住漁港（東港）

プレジャーボートの集約収容
背後地利用（直販所・レストラン・その他の要望あり）

●岡山県・下津井漁港

漁船とプレジャーボートの分離収容
背後地利用（陸上養殖施設の規模拡大、その他の要望あり）

●福岡市（福岡県）・浜崎今津漁港

プレジャーボートの集約収容
背後地利用（直販所・駐車場・トイレの要望あり）

●唐津市（佐賀県）・大浦漁港

漁船とプレジャーボートの分離収容
フィッシャリーナの検討あり
背後地利用（直販所・トイレ・簡易宿泊所の要望あり）

なお、ここで挙げたモデル漁港（二次案）について、漁協関係者及び管理者へのヒアリングを行い、構想を含めて計画提案が可能と考えられる【モデル漁港】を絞り込み、漁業施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備の検討を行うものとする。

3-3. モデル漁港（二次案）に対する漁協関係者及び管理者へのヒアリング

3-3-1. モデル漁港（二次案）の現地ヒアリング結果一覧

表3-2にモデル漁港（二次案）の現地ヒアリング結果一覧を示す。

現地ヒアリング内容から、各漁港の「既存ストック」「整備内容」「地域活性化」「課題」「問題点」「計画（立案の可否）」を示したものである。

表3-2. モデル漁港（二次案）の現地ヒアリング結果一覧

漁港管理者	漁港名	既存ストック	整備内容	地域活性化	課題	問題点	計画
淡路市 (兵庫県)	岩屋漁港	・岸壁 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所 ・水飲場 ・冷泉（元湯）	・許可施設の設定 ・浴場施設	・近接する海水浴場や道の駅との連携 ・都市圏からのプレジャーボートの誘致 ・冷泉（元湯）の活用 ・観光資源「絵島」	・漁船数は少ないが地先の漁業者が分散した泊地を利用している。 ・周辺施設を訪れた利用者の立ち寄りが見込まれるため漁港内に温浴施設整備が望まれる。	・プレジャーボートとの分離収容について現計画と将来像が必要。 ・温浴施設整備について財政面で問題がある。 ・管理者にとって、規制緩和により「水域や施設の占有期間が1年から10年に延長されること」への対応は、条例の改正や組織内で許可を得る範囲が広がることに繋がるため、マンパワー不足と事務作業が煩雑となることが懸念される。	○
兵庫県	香住漁港	・岸壁 ・護岸	・周辺漁港・港湾の再編 ・許可施設の設定	・漁港及び港湾の機能分離と集約 ・ベニズワイガニ水揚・取引の保冷区画の整備 ・プレジャーボートの集約 ・海路動線の整備 ・特色ある水産加工品の創出とブランド化の推進	・単独用地内での計画の策定。 ・将来的な施設整備内容（観光による地域活性化への取り組み）の提案。	・組合の将来構想について、町や隣接市との協議が始められているが、管理者には、漁港・港湾の機能分離や施設整備要望が伝わっていないため、構想図等の作成に関しては今後の協議が必要。 ・管理者は「許可艇」を許可施設とは無関係に所有者把握している艇と位置付けている。これらの艇に保険加入等は考慮していないため、漁船トラブルや沈没船化について何らかの手当てを考慮する必要がある。 ・港湾部局では「係留許可済票」を艇に貼り付けているが、漁港部局では実施しておらず、港湾部局の取り組みを把握していなかった。	×
岡山県	下津井漁港	・岸壁	・廃船（漁船）処理による水域・陸域の整理 ・泊地別の許可施設の設定	・観光資源「むかし下津井回船問屋」	・プレジャーボート受入れに関して、組合の意見調整が出来ていない。 ・100隻を超える廃船（漁船）が水域・陸域にあり、移動可能な早期の処理が必要。	・複数の組合により利用泊地が混在しており、組合によりプレジャーボート受入れに関する意見が異なることから、計画案策定について調整が必要。 ・高齢化した漁業者にとって廃船処理費用（30～50万円）の捻出が困難な所有者が多い。 ・「廃船処置費用の無償貸付制度」と廃船処理後の跡地での「プレジャーボート係留・保管費用による返済」が可能となるような仕組みが要望されている。	×
福岡市 (福岡県)	浜崎今津漁港	・水域	・係留施設（浮桟橋：L=150m+55m整備）	・都市部からのプレジャーボートの誘致 ・河川のプレジャーボートを集約	・事業主体に調整が必要。 ・組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要である。	・現在、組合は指定管理者として施設管理料の約半額の管理委託費で、巡回・報告業務を行っている。 ・組合は、他県のプレジャーボート所有者が利用している施設の赤字の管理に不満を持っているため、現状利用のままの新設は望んでいない。また、水域の占有許可により組合主体の浮桟橋の設置・管理委託業務を要望している。 ・管理者は、組合が事業主体として整備することに対して、施設の安全性や適切な維持管理に関する適性に不安を持っている。	○
唐津市 (佐賀県)	大浦漁港	・静穏な水域	・係留施設（浮桟橋：L=50m延伸） ・駐車場 ・トイレ	・都市圏からのプレジャーボートの誘致 ・近隣の観光施設との連携	・組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要である。 ・今後の組合経営は、プレジャーボート利用者からの事業外収入に頼らざるを得ない状況にある。	・現在の浮桟橋は、設置箇所の静穏性が非常に高いため、簡易的な施設となっている。 ・現在、組合が設置している浮桟橋の更新や延伸により、利用者増に対応した駐車場やトイレの整備が必要となる。	○

3-3-2. モデル漁港（二次案）の漁港別現地ヒアリング結果

3-3-2（1）～（5）にモデル漁港（二次案）5漁港の各ヒアリング結果を示す。

3-3-2 (1) 淡路市（兵庫県）_岩屋漁港_淡路島岩屋漁業協同組合

1. 漁港の現状

(1) 漁港利用

- ・隣接する岩屋港に漁港機能が集約されており、多数の漁船や漁業施設がみられる。
- ・岩屋漁港の漁船は、近年 10 年間で 4 割以下に減少している（H20：37 隻→H29：14 隻）。
- ・漁船の減少とともに 2 つの泊地に分散してプレジャーボートが停泊し、漁船と混在している。
- ・今後の漁業者の増減は、後継者の 2～3 人増、高齢化による 5～7 人減が想定される。
- ・台風時、漁船は岸壁が低い岩屋港に避難するが、プレジャーボートは係留を緊張する対策をとり避難はしていない。

(2) 漁港用地利用

- ・漁港環境整備事業（H12～H13）、港整備事業（H22～H24）により、公園緑地として、休憩所 1 棟、駐車場 52 台+9 台、トイレ 1 棟、水飲場等が整備されている。

(3) その他

- ・廃船(漁船)は自己処分しており、転売可能な船は業者を通じて売買している。
- ・廃船の沈船化とそれに伴う油の流出が懸念される。
- ・漁港区域内に「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」の一つで、国づくりの最初の島「オノコロ島」という伝説もある「絵島」、県の天然記念物に指定されている「イブキ群落」のある大和島がある。



陸側泊地（中央にプレジャーボート係留）



陸側泊地（中央にプレジャーボート係留）



駐車場背後のトイレ



冷泉湧出場所、温浴施設跡（市単独用地）

2. 既存ストックの整備（プレジャーボートの受入れ 他）について

(1) 漁港利用

- 将来的な漁船の減少に対して、陸側泊地は漁船用、港外側泊地はプレジャーボート用に分離収容が考えられる。
 - ・現在、漁業者の地先利用から漁船が2つの泊地に分散し、プレジャーボートと混在している。
- プレジャーボート係留の需要は大きく、近隣マリーナへの問い合わせが多い。

(2) 漁港用地利用

- 財政的問題が解決できれば、漁港南端部（市単独用地）に冷泉を利用した浴場等の整備要望がある。
 - ・漁港区域内の南端に冷泉の湧出があり、約10年前まであった浴場が、老朽化により撤去されている。
 - ・現在、浴場跡地には冷泉を集落内に圧送提供するポンプ室と組合の簡易倉庫が設置されている。
 - ・漁港に隣接する岩屋県民サンビーチ整備計画（～H23）において、田代海岸（約800m）、シャワー・トイレ・売店等が整備されたが、当初計画にあった温浴施設は整備されなかった。
- 近隣に直販施設があるため、漁港内での施設の整備は必要ない。
 - ・道の駅「あわじ」（第3セクター：組合含む）が、淡路ICから5分に立地（大型10台・普通車70台）している。
 - ・岩屋港に令和2年3月完成予定の直販所を建設中。
- 組合による陸上養殖の取り組みは計画していない。
 - ・テナガエビ等を対象とする陸上養殖ラボ（民間）に組合旧事務所を賃貸している。
- 現在、岩屋漁港-2.0m物揚場に仮設テント（雨天作業用）で船曳の陸揚が行われているが、岩屋港の加工所付近への移転が予定されている。

(3) その他

- 漁業体験として、田代海岸で地引網体験等を実施している。



シャワー・トイレ・売店（季節開業）



田代海岸（岩屋県民サンビーチ）

3. 管理者の考え__淡路市

(1) 岩屋漁港の構想

- ・漁船の減少（10年後5経営体予想）と岩屋港への陸揚げ・集出荷機能の集約による漁船とプレジャーボートの分離収容の提案。
- ・漁港に「放置等禁止区域」と「許可施設」を設定し、陸側泊地に漁船、港外側泊地にプレジャーボートを分離収容するもの。
- ・長期計画として、市単独用地に「浴場施設」を提案する。

(2) 漁港周辺の施設誘致

- ・田代海岸に神戸大学臨海実習所が誘致されている。

(3) 浅野漁港（淡路市管理）のプレジャーボート受け入れの状況

- ・点在していたプレジャーボート25隻を集約したもの。利用者は地元60%、箕面市（大阪）40%。
- ・係留対象は10m未満艇に限定し、水深条件からヨットは受入れていない。
- ・係船料は約30,000/年で、漁船保険への加入を義務付けている。
- ・利用者からは水道の整備要望がある。

4. 課題・地域の問題点

○漁船数は少ないが地先の漁業者が分散した利用をしているため、プレジャーボートとの分離収容について構想（将来像）が必要

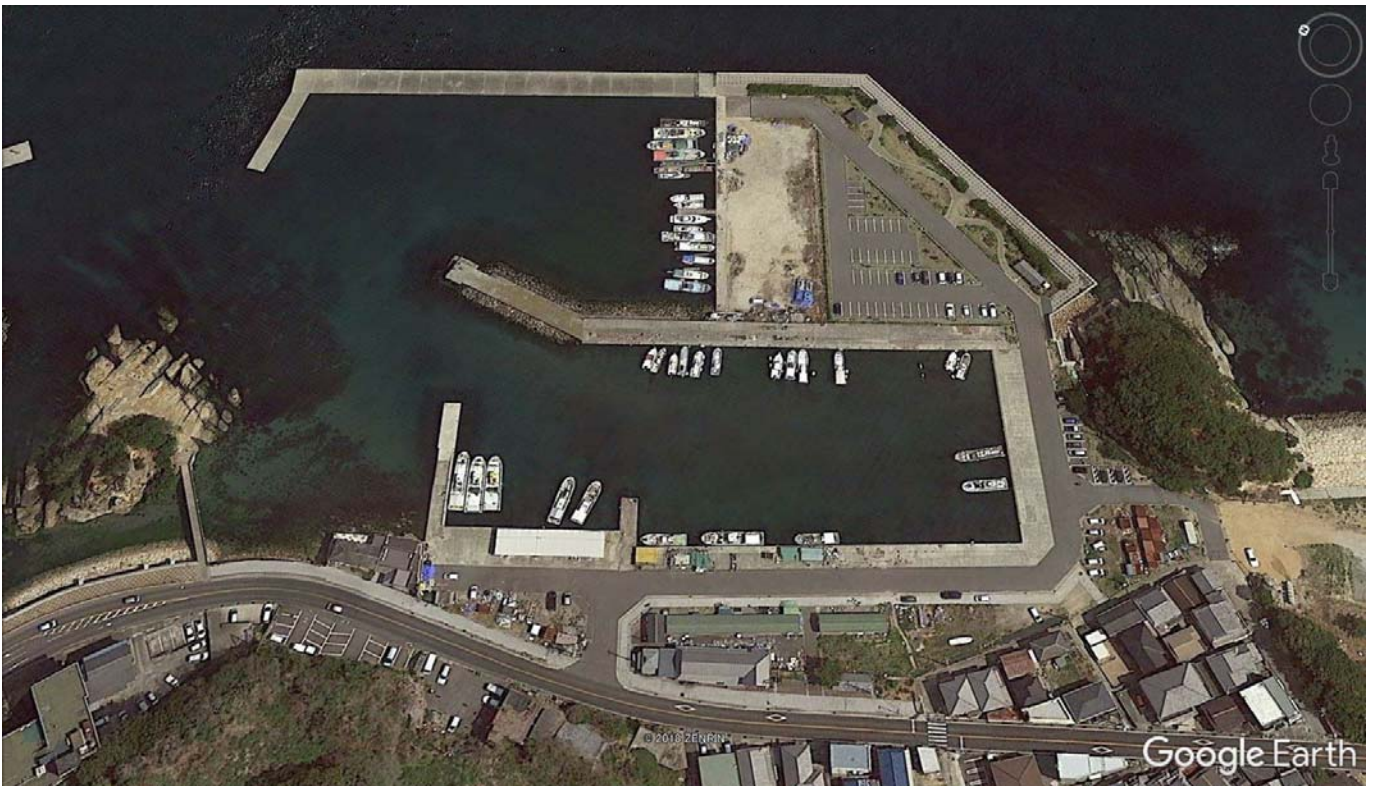
- ・現状で、「放置等禁止区域」「許可施設」は設定されていない。
- ・プレジャーボートは、漁船係留がない箇所を分散利用しているため、漁船の集約ができれば、許可施設を設定することで漁船との分離集約が可能となる。

○周辺施設からの利用者が見込まれるため漁港内に温浴施設整備等が望まれるが財政的に問題あり

- ・漁港区域南端部に冷泉の元湯があり、過去には温浴施設があったが、老朽化により撤去され現在に至っている。なお、温浴施設整備は、隣接する海水浴場整備計画に含まれていたが、財政的問題で実施に至らなかった経緯がある。しかし、現在でも施設の復旧が強く望まれている。
- ・漁港の直近に大型駐車場と飲食施設、直販所が整備されている道の駅「あわじ」があり、漁港は容易に来訪できる立地にある。
- ・漁港区域内及び隣接地に「絵島」「大和島」などの歴史的・文化的な観光資源があり、平日の来訪者が多見される。隣接する海水浴場の季節利用者があるため、足湯などを含めた温浴施設を整備することで漁港用地と周辺施設の利活用により観光地となる潜在的な可能性があるととも地域活性化が期待できる。



岩屋港及び岩屋漁港



岩屋漁港

3-3-2 (2) 兵庫県_香住漁港(東港)_但馬漁業協同組合

1. 漁港の現状

(1) 漁港利用

- ・香住漁港(全体)の漁船は、近年10年間で2/3に減少している(H20:338隻→H29:227隻)。
- ・香住漁港(西地区)に漁獲物の陸揚げ・集出荷機能が集約されている。
- ・東地区においては、香住区境地区船溜りに浅海域船、旧但馬渡船乗り場前面の-3.0m岸壁に漁船が係留されており、北防波堤基部の船揚場上架されている。
- ・渡船専用船が、一日市(ひといち)公民館前面護岸に係留している。
- ・3年前に廃業した旧遊覧船3隻が、港外側に伸びる-3.0m岸壁に係留している。
- ・プレジャーボートは、東防波堤西側背後、-3.0m岸壁、一日市(ひといち)公民館前面護岸に係留している。
- ・船揚場に陸揚げされているプレジャーボートがある。



東防波堤西側背後



船揚場(手前の1艇)



-3.0m岸壁中央付近

(2) 漁港用地利用

○未利用施設及び老朽化施設

- ・香住漁港(東地区)には、未利用の荷さばき所や老朽化した倉庫などがみられる。
- ・-4.0m岸壁背後の地方卸売市場は利用されていない。
- ・-3.0m岸壁背後の荷捌所倉庫は老朽化が激しく、改修の必要がある。

(3) その他

○陸上養殖

- ・クルマエビ
- ・サーモン：トレーサビリティに対応した海外輸出品として取り組まれている。

○観光遊覧船廃業に伴う、海上タクシー(かすみGEO TAXI)の運行

- ・令和元年5月から漁業者(養殖兼業)5人により海上タクシーが運行されている。
- ・海上タクシーの停泊は、東防波堤に付帯する施錠門付の棧橋が利用されている。
- ・海上タクシーの連絡事務所は、西防波堤基部から200m以上西側にあり、不便な利用が強いられている。

2. 既存ストックの整備（プレジャーボートの受入れ 他）について

(1) 漁港利用

○周辺漁港及び港湾の再編（漁協経営体質の改善）

- ・但馬漁協と香美町で、「香美町の水産を考える会」を立ち上げ、次の再編が計画されている。
 - 香住漁港（東地区）：荷捌施設内に保冷区画を整備しベニズワイガニの水揚・取引機能を移転
：許可施設を設定し、西地区のプレジャーボートを集約収容
 - 香住漁港（西地区）：漁獲物の陸揚・集出荷機能の集約
：販売機能の集約
：冷凍・冷蔵施設の拡充
 - 柴山港
：大型漁船の係留
：塗装施設の利用

(2) 漁港用地利用

○荷捌所改修によるベニズワイガニの水揚・取引機能の移転

- ・未利用の-4.0m岸壁背後の荷捌施設内に低温保冷区画を整備し、ベニズワイガニ（小型漁船8隻）専用の陸揚・集荷機能を集約する。

○倉庫改修による海上タクシーの待合室の設置

- ・-3.0m岸壁背後の荷捌所倉庫を改修して、ベニズワイガニ漁の漁具置き場とするほか、海上タクシーの待合室を設置して利便性の向上を図りたい。

○観光としてのセリ見学

- ・町、J R，旅行会社により企画提案されている。

○将来的なレストラン等の整備

- ・臨海用地にレストラン・直販所を整備し、ベニズワイガニ等の既存ブランド水産物の提供、新たなブランド水産物の販売などを核とした地域活性化への取り組み要望が強く、積極的に進められている。

(3) その他

○特色ある水産加工品の開発・販売

- ・未利用の水産物を組合が漁業者から購入し、加工品開発・販売を行っている。
 - 「麴の魚醬」：ハタハタ・ゲンゲ・ノドグロ・香住ガニ・甘エビ・タコ
 - 「むかし海苔」：「麴の魚醬」を調味液とした初摘み海苔
 - 「干物」：塩水に「麴の魚醬」を加えたもの
 - ほか「のり佃煮」「アカモクドレッシング」「カニカニジェラート」

○海路動線の整備要望（県・組合・香美町・豊岡市による協議会設置を予定）

- ・将来的に海上タクシーの係船施設と海路動線を整備することで観光範囲の拡充を図りたい。
香住漁港（西地区） ↔ （東地区） ↔ 柴山港 ↔ 竹野港 ↔ 津居山港（城崎）

○地域住民サービス

- ・組合により平成31年4月から高齢者への移動販売に取り組まれている。



むかし海苔：「麴の魚醬」を調味液とした初摘み海苔

3. 管理者の考え__兵庫県

○香住漁港（東地区）の構想

- ・県に対する整備要望等や県が加わる協議会等について聞いていない。
- ・組合要望を単独用地で図化することについては関知しない。

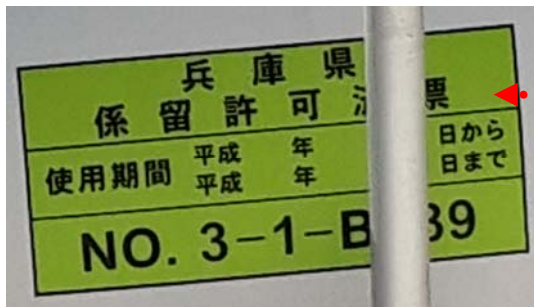
○「放置艇」「許可艇」について

・兵庫県では、所有者確認及び台帳管理している艇を「許可艇」としている。このため、前年調査の「放置艇数」を修正提出している。

- ・所有者把握はしているが、現状で、廃船・沈船化した場合の対応は考えていない。
- ・廃船・沈船化対策として、購入時や登録時に処理費を徴収すること等が考えられる。

○兵庫県の係留許可済票について

- ・漁港部局では発行していないため、港湾部局（津居山港）で発行したものではないかと思われる。



兵庫県 係留許可済票

4. 課題・地域の問題点

○組合の将来構想について管理者との協議が必要

- ・組合と町で協議会を立ち上げ、漁協経営体質の改善を含めて漁港と港湾の再編が計画されている。
- ・組合からの県に対する整備要望等や県を加えた協議会設置要望等が伝わっていない。

○単独用地内での計画策定と将来的な施設整備内容に関する構想のとりまとめ

- ・西地区に漁獲物の陸揚・集出荷機能が集約されている一方、東地区は未利用の荷さばき所や老朽化した倉庫などがある。
- ・東地区の未利用の荷さばき所内に保冷区画を整備し、ベニズワイガニ専用の陸揚・集荷機能を集約することが計画されている。
- ・利用漁船の減少により、漁港内に点在しているプレジャーボートを東地区に集約収容することが可能となる。
- ・老朽化した倉庫改修に伴い、待合室の設置による海上タクシーの利便性の向上を図ることができる。
- ・海上タクシーの運行、水産物加工品開発・販売が行われており、ベニズワイガニ等のセリ見学等と合わせた観光への積極的な取り組みが進められている。
- ・長期計画として、海上タクシーの係船施設と海路動線の拡充整備や臨海用地にレストラン・直販所を整備することにより、周辺圏域を取り込んだ観光による地域活性化への取り組み要望が強い。



香住漁港（全体図）



香住漁港（東港）

3-3-2 (3) 岡山県_下津井漁港_下西漁業協同組合

1. 漁港の現状

(1) 漁港利用

- ・下津井漁港は瀬戸大橋を挟む沿岸線の約 1.3k m を占めており、西側に隣接して下津井港がある。
- ・下津井漁港の漁船は、近年 10 年間で 8 割に減少している (H20 : 495 隻→H29 : 406 隻)。
- ・かつての 11 漁協が現在 5 漁協となっているが、漁船は組合とは無関係に水域・陸域とも分散・混在して係留、陸揚げされている。
- ・100 隻を超える廃船 (プレジャーボートを含む) が水域及び陸域にある。

(2) 漁港用地利用

- ・漁港用地は H8 の瀬戸大橋工事に関連して埋立造成され、所要は満足している。
- ・漁港前面海域は急深で潮流が速く、海峡ということで海面が狭く、船舶の往来も多いことから、海面養殖は難しい。
- ・中間育成施設で、オニオコゼ、クルマエビが扱われている。

(3) その他

- ・市の直販所が荷捌所に隣接している。



下津井地区漁業協同組合連合会事務所前面の岸壁

2. 既存ストックの整備（プレジャーボートの受入れ 他）について

(1) 漁港利用

- ・廃船（プレジャーボートを含む）処理は所有者負担であるが、高齢化した漁業者が高額な処理費を出せない状況がある。
- ・H16 に石油備蓄基地関連の費用で 100 隻以上の廃船処理を行っている。
- ・廃船処理ができることにより、水域及び陸域に係留余地が生まれることから、既存ストックの有効活用が可能となる。

(2) 漁港用地利用

- ・特になし

(3) その他

- ・廃船処理について、無償貸付などの制度を要望する。
- ・漁港背後の集落内に「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」の一つである「むかし下津井回船問屋」がある。

3. 管理者の考え__岡山県

○下津井漁港の構想

- ・当該漁港は 5 漁協が使用しており、利用形態が複雑である。また、関係する全漁協からのアンケート回答が得られていない状況である。意見調整が十分に整わないまま構想が公表された場合、利用者に混乱を招く恐れがある。

4. 課題・地域の問題点

○複数の組合の分散かつ混在した泊地利用があることによる意見調整が困難な現状

- ・かつての 11 漁協が現在 5 漁協となっているが、プレジャーボートの受入れに関する意見調整が出来ていない。

○100 隻を超える廃船処理が必要（「無償貸付制度」と「管理費による返済」要望）

- ・漁船による係留、陸揚げは、組合と無関係に水域・陸域とも分散・混在してされている。
- ・100 隻を超える廃船（プレジャーボートを含む）が水域及び陸域に分散して存在している。
- ・廃船処理は所有者負担であるが、高齢化した漁業者にとって高額な処理費（30～50 万円）が負担できない現状がある。
- ・廃船処理費について無償貸付などの制度が要望される。
- ・廃船処理により水域・陸域に余地ができれば、プレジャーボートの受入れが可能となり、管理費等の収入を貸付返済に充てることが考えられる。



下津井漁港及び下津井港



下津井漁港

3-3-2 (4) 福岡県_浜崎今津漁港_福岡市漁業協同組合

1. 漁港の現状

(1) 漁港利用

○漁業の衰退

- ・浜崎今津漁港の漁船は、近年 10 年間で 4 割以下の H29 : 7 隻に減少している (H20 : 19 隻)。
- ・近時、実稼動している漁船は 3 隻であり、うち船外機船 2 隻の船主年齢は 77 歳、61 歳である。
- ・組合の運営は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設等の賃貸料で賄われている。
- ・漁業は、近隣砂浜でノリ養殖が行われ、アサリの稚貝放流等も実施している。

○プレジャーボート係留施設

- ・漁港では、H11 から浮棧橋 2 基 (漁港内東西両端) によりプレジャーボート 119 隻を受け入れている。
- ・利用者は、福岡市在住者が主であるが、県内外の広域となっている。
- ・施設利用料は、市が平均的な艇で 60 (千円/年) ~ 70 (千円/年) 程度を徴収し、組合の巡回報告により、修繕等の応急対策を行っている。
- ・組合は、H10 から福岡市の小型船舶係留施設 (H8 漁港高度利用活性化対策事業) の管理委託を受け、市の施設利用料の約半額の管理委託料で巡回、報告業務を行っている。

(2) 漁港用地利用

- ・クルマエビの出荷調整用の活魚水槽があるが、現在は未使用である。
- ・漁港内に上架施設があるが、老朽化している。
- ・組合単独用地があり、プレジャーボート利用者用の駐車場にしている。
- ・旧姪浜漁港で、施設はないが市場が機能している。

(3) その他

- ・H30 に姪浜支所と統合して浜崎今津出張所となっており、午前中のみ開所してプレジャーボート利用者に対応している。
- ・R2 年 3 月に県の行政代執行による名柄川の放置艇 (約 50 隻) 撤去が予定されているが、近接に受け皿がないため、当漁港で積極的に受け入れたい。



東側浮棧橋 L=91.6m (遠景)、西側浮棧橋 L=184.6m (手前)



西側浮棧橋 L=184.6m

2. 既存ストックの整備（プレジャーボートの受入れ 他）について

(1) 漁港利用

○組合による係留施設の指定管理者要望

- ・組合は、今後の組合運営のために水域占用許可を得て、適正な管理委託料による係留施設の指定管理者となることを要望している。
- ・漁港泊地中央に浮棧橋等の設置スペースがある。
- ・岸壁に余裕があり、係船環、アンカーやブイの設置により、艇の受け入れが可能である。
- ・係留施設 1 艇分の募集に対して 20～30 件の応募がある現状から、周辺地区の施設不足が伺われる。
- ・港内水深の浅い箇所があり、浚渫の必要がある。

(2) 漁港用地利用

- ・利用者の要望は多種様々だが、駐車場・トイレ・休憩所などがある。

(3) その他

- ・給油施設は使用不可、スタンドは未利用状態であるため、給油はタンクローリーに依っている。

3. 管理者の考え__福岡市

○浜崎今津漁港の構想

- ・組合が事業主体となることについては、過去に他所から移送した浮棧橋の設置を要望された経緯があり、管理者の立場として、設置する施設の安全性や維持管理に不安がある。
- ・施設に空きが出た場合、募集要項により公募し、公開抽選会により新規使用者を選んでいる。

○行政代執行の実績について

- ・漁港においては、H20 年代に沈船化した所有者不明艇を 2 漁港分、撤去した経緯がある。

4. 課題と地域の問題点

○事業主体の調整

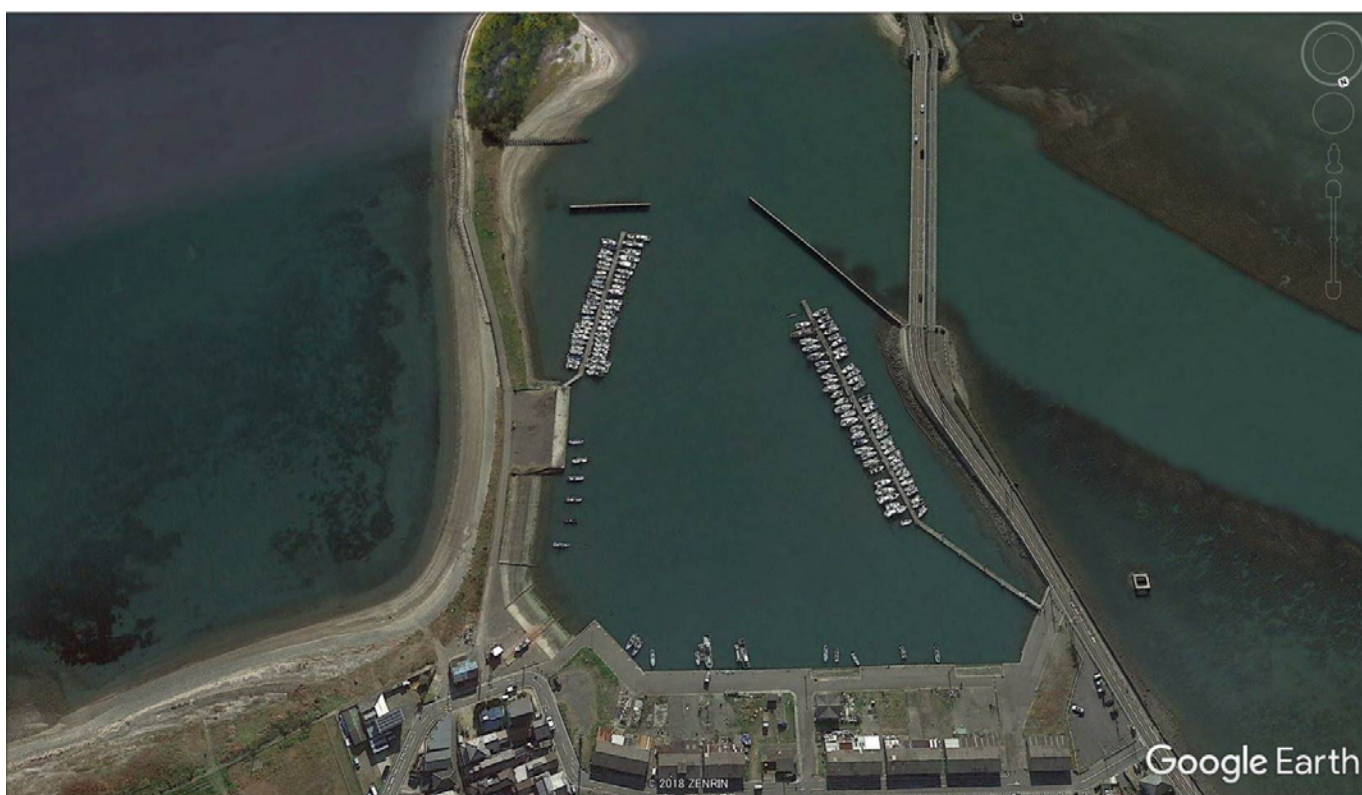
- ・組合の運営は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設等の賃貸料で賄われている。
- ・現在、組合は施設管理料の約半額の管理委託費で、巡回・報告業務を行っている。
- ・組合は、施設に他県のプレジャーボートを受け入れた状況で赤字となっている市の管理に不満を持っており、現状の形態による新設は望んでいない。
- ・水域の占有許可により、組合主体の浮棧橋の設置・管理委託業務を強く要望している。

○組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要

- ・管理者は、組合が事業主体として整備することに対して、施設の安全性や適切な維持管理に関する適正に不安を持っている。



浜崎今津漁港（広域）



浜崎今津漁港

3-3-2 (5) 唐津市（佐賀県）_大浦漁港_大浦浜漁業協同組合

1. 漁港の現状

- ・令和元年に多発した大型台風時でも荒れることがなかった静穏度が高い漁港である。
- ・組合員 28 名。
- ・主たる漁業は、2 名/隻で、ごちあみ・底引き（エビ）・真珠養殖の兼業が主であり、専業は 2～3 隻、そのほか遊漁船業 2 名である。
- ・漁獲物は唐津に出荷している。
- ・カキ養殖は、組合が個人のイカダの保有数量により算出された額を徴収しており、また、組合により港内の浮き棧橋港外側で「カキ養殖用の種とり」を行っている。

2. 既存ストックの整備（プレジャーボートの受入れ 他）について

○組合による浮棧橋の設置

- ・約 30 年前、2 代前の組合長時に、117 艇収容可能な簡易構造の浮棧橋 2 基（港外側・港内側）を 70（百万円）で設置、その後 10（百万円）の補修をしている。
- ・港外側の浮棧橋は、近時、更新の予定である。
- ・利用者は、責任保険への加入等が記載された「使用契約書」により、使用船舶明細の提出を伴う年間契約をしている。
- ・組合からは空き情報は公開していないため、ロコミでの順番待ちとなっている（現時点で 2 件）。
- ・利用者は福岡市、久留米市在住者が多い。
- ・浮棧橋利用は、船長 15m 未満の艇が対象であり、平均的な艇で 30～40（千円/年）となっていて、組合の事業外収入の 1/2 を占めている。
- ・最大 80 台の駐車があるが、現状では、空き時間の荷捌所用地が利用されている。
- ・治安面での問題は特に感じていないが、近海での密輸事件等が不安材料としてある。
- ・近年、夜釣り客が増えているが、漁業活動の時間帯と合致し、状況把握ができていないため問題はない。

○利用者からの最優先要望としてトイレ整備がある

- ・周辺漁港でトイレ設置による破損・汚濁・盗難などのトラブルがあり、維持管理が懸念される。

○利用者へのサービス

- ・カード式による油の販売。
- ・船底清掃（1～2 回/年）のための上架台使用料 7.5（千円/回）の徴収。
- ・台風接近前に電話連絡をしている（利用者からも確認聴取）。
- ・修理業者を紹介している。
- ・漂流艇の搬送の実績あり。



組合設置の浮棧橋（港外側）



組合設置の浮棧橋（港内側）

3. 管理者の考え―唐津市

○大浦漁港の構想

- ・制限区域(水域)以外の許可区域において、組合設置の浮棧橋を延伸することについて、構想として問題はない。
 - ・構想として、漁港侵入部にある市単独用地の利用、または交換による駐車場・トイレ整備を提案する。
- #### ○漁港内の直販所、食事処、宿泊施設等の整備は不要
- ・市域に多数の水産物・農産物の直販所や食事処がある。
 - ・漁港の近接地に「国民宿舎 いろは島」がある。

4. 課題と地域の問題点

○今後の組合にとってプレジャーボート利用者からの事業外収入に頼らざるを得ない状況にある

- ・静穏度が非常に高い漁港であり、組合により、117 艇収容可能な簡易構造の浮棧橋 2 基を設置している。
- ・浮棧橋の利用は、船長 15m 未満の艇が対象で、平均的な艇の利用料金が 30~40(千円/年)であり、組合の事業外収入の 1/2 を占めている。
- ・利用者へのサービスとして、カード式による油販売、・船底清掃(1~2 回/年)のための上架台の貸し出し、台風接近前の電話連絡、修理業者の紹介等を行っている。

○組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要

- ・現在の浮棧橋は、設置箇所の静穏度が非常に高いため、簡易的な施設で問題なく利用されている。



大浦漁港（広域）



大浦漁港

4. モデル漁港における漁業施設に関する
利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備の検討

4. モデル漁港における漁業施設に関する利用規制の緩和に対応した

フィッシャリーナ整備の検討

4-1. モデル漁港

これまでのアンケート、事前ヒアリング及び現地ヒアリングの結果から、構想を含めて計画提案が可能と考えられる次の3漁港について、漁業施設に関する利用規制の緩和に対応したフィッシャリーナ整備の検討を行う。

- (1) 淡路市（兵庫県）・岩屋漁港
- (2) 福岡市（福岡県）・浜崎今津漁港
- (3) 唐津市（佐賀県）・大浦漁港

4-2. モデル漁港の課題・問題点の整理と基本方針、計画案

各モデル漁港について、「課題・問題点」を考慮した「基本方針」を示し、それを反映させた「地域活性化の素材」と「(漁港) 既存ストックの整備内容」に関わる計画案（構想）を検討した。

(1) 淡路市（兵庫県）・岩屋漁港

漁港名	課題・問題点	基本方針	地域活性化の素材	既存ストックの整備内容
岩屋漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船は少ないが地先漁業者が分散利用をしているためプレジャーボートと混在しており、分離収容による漁業活動の円滑化が望ましい。 ・老朽化撤去された漁港内の温浴施設整備による地域活性化が望まれるが市の財政的問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの分離収容 ・周辺施設利用者を導く温浴施設整備（構想） 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する海水浴場：シャワー・トイレ・売店 ・近接する「道の駅」：大型駐車場・飲食施設・直販所 ・都市圏からのプレジャーボートの誘致 ・冷泉（元湯）の活用 ・文化財「絵島」 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可施設の設定（岸壁） ・浴場施設（冷泉元湯）

兵庫県・淡路東浦圏域（岩屋漁港と周辺漁港）の概況

- 岩屋漁港(管理者:淡路市)は、後継者不足等から利用漁船が減少(H20:37隻、H29:14隻)し、また、隣接する岩屋港に荷さばき所等陸揚げ・集出荷機能が集約されたことから、漁港の泊地、物揚場の一部にプレジャーボートを受け入れて漁船との分離収容が可能となっている。
- 岩屋漁港にプレジャーボートを受け入れた場合、神戸や明石からのセカンド・ポート利用や、将来的には、仮屋漁港や生穂漁港にあるプレジャーボートの集約収容が見込まれる。
- 岩屋漁港は、明石海峡大橋からの淡路IC近くに位置し、隣接地に海水浴場、漁港内に冷泉(元湯)や歴史的観光施設があるなど、観光地となる潜在的可能性がある。

【圏域内の漁船数、プレジャーボート隻数】

漁港名	H28登録漁船隻数	H30プレジャーボート隻数
生穂漁港	19	11
釜口漁港	15	0
岩屋漁港	14	17
仮屋漁港	175	54

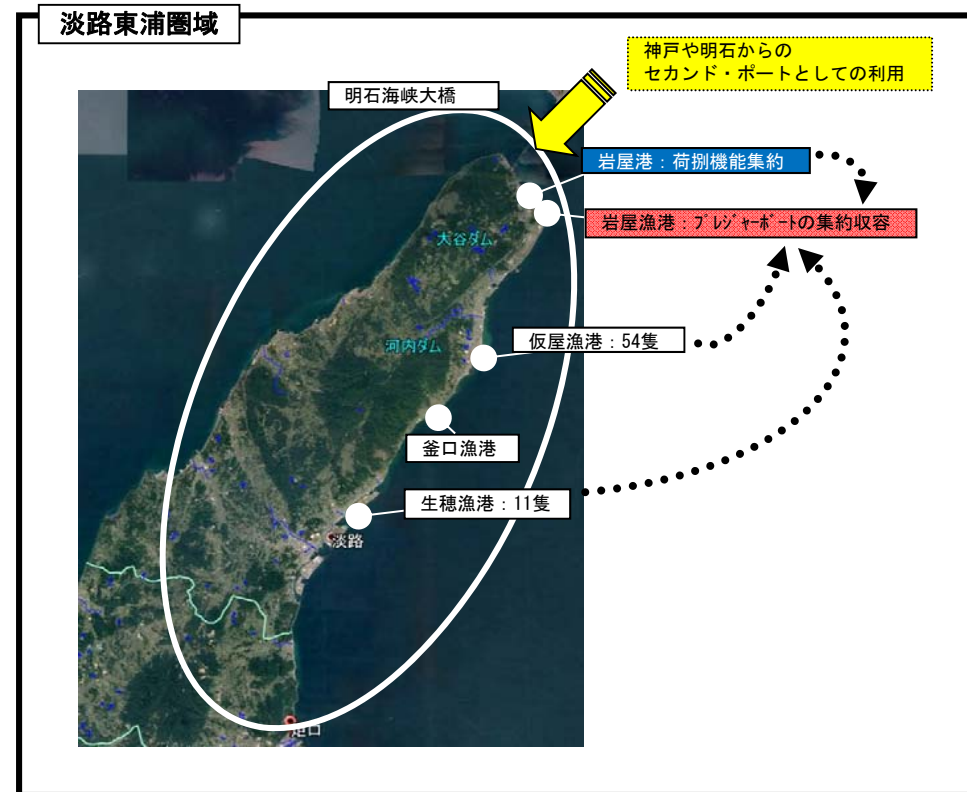
プレジャーボート隻数は、管理者により所有者確認されている艇数を示す。

【漁港内の利用状況】

- ・漁港内に冷泉が湧出し浴場があったが、約10年前に老朽化により撤去されている。
- ・駐車場、休憩所、トイレは整備済みである。

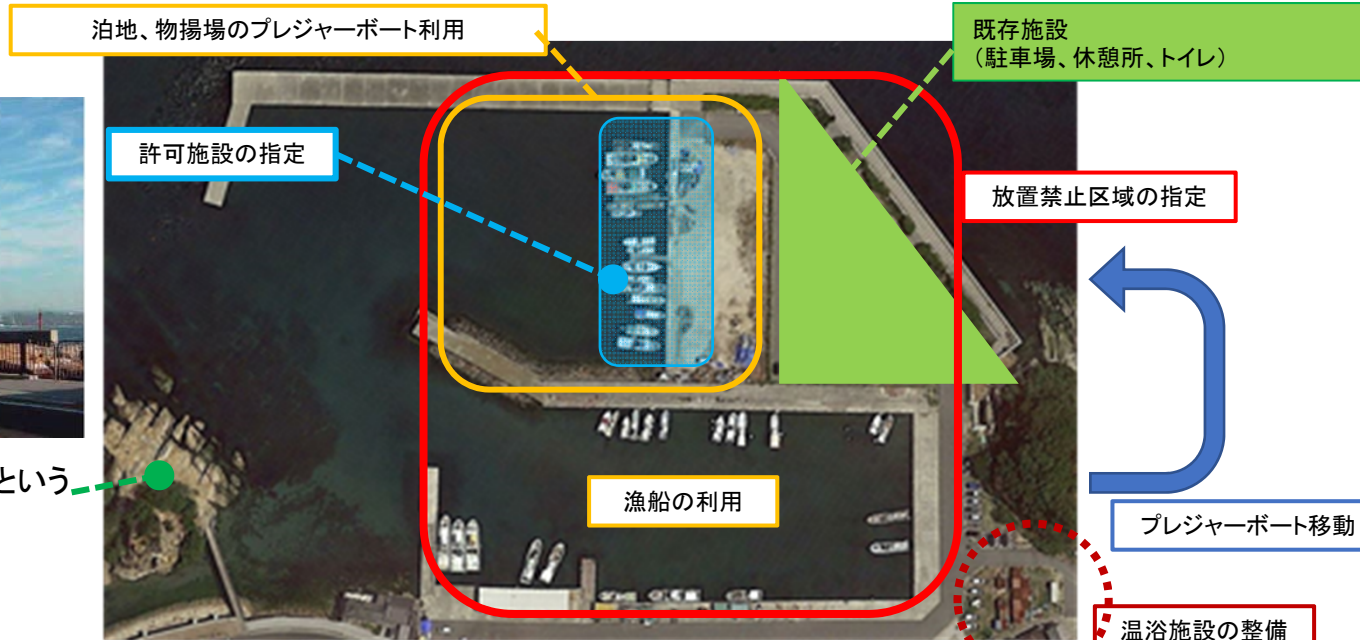
【岩屋漁港周辺の利用状況】

- ・隣接するビーチにシャワー、トイレ、売店があり、地引網体験を実施している。
- ・陸上養殖実験室(民間)がある。
- ・加工場直売所が建設中(令和2年3月完成予定)である。
- ・ICから5分に立地する「道の駅」に大型駐車場、飲食施設や直売所が完備されている。



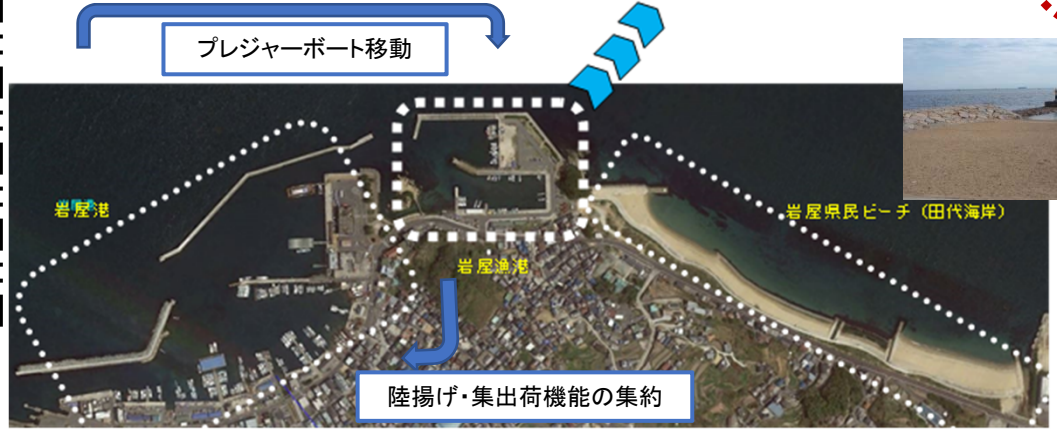


国づくりの最初の島「オノコロ島」という説もある絵島



【構想】

- ・漁船の減少(10年後5経営体予想)と岩屋港への陸揚げ・集出荷機能の集約による分離収容
- ・岩屋港: 陸揚げ・集出荷
- ・陸側泊地: 漁船
- ・港外側泊地: プレジャーボート



【規制緩和の対象】

- ・漁港内の放置等禁止区域や許可施設の指定にあたり泊地、物揚場、用地について、財産処分(補助金適正化法)や民間事業者への貸付、占有許可が考えられる。
- ・地元整備要望のある温浴施設の整備について、市用地と併せた用地の民間事業者への貸付、占有許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・プレジャーボートの**集約収容**と漁船との**分離収容**による漁業活動の円滑化。
- ・神戸淡路鳴門自動車道のICから5分という立地条件を生かし、プレジャーボート利用者の増加に伴い、周辺の文化財や岩屋県民ビーチ、緑地公園等の利用者増加が地域活性化に繋がる。

(2) 福岡市（福岡県）・浜崎今津漁港

漁港名	課題・問題点	基本方針	地域活性化の素材	既存ストックの整備内容
浜崎今津漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体に調整が必要 ・組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート係留需要が大きい地域における漁港泊地の有効利用 ・浮棧橋利用者の利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・静穏な泊地 ・隣接する大都市圏 ・近隣の直販所・レストラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・係留施設（水域） （浮棧橋：L＝150m＋55m整備） ・駐車場 ・トイレ

福岡県・福岡圏域（浜崎今津漁港と周辺漁港）の概況

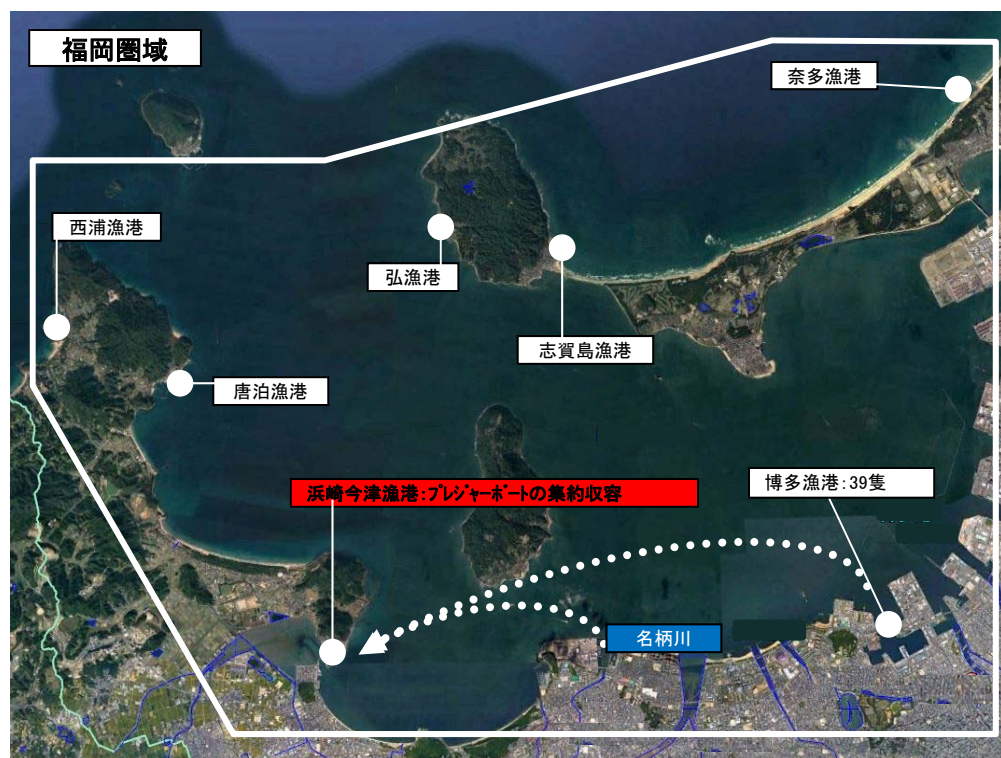
- 浜崎今津漁港（管理者：福岡市）は、H11から浮棧橋2基によりプレジャーボート119隻を受入れており、利用者は福岡市域、県内外の広域となっている。
- 利用漁船の減少（H20:19隻、H29:7隻）により、新たなプレジャーボートを受け入れる浮棧橋、駐車場やトイレの設置による集約収容が可能であり、博多漁港や港湾、河川にあるプレジャーボートの受入れが見込まれる。
- 漁港利用者による地元の関連産業（船具・釣具）やサービス業（レストラン・直販所）への経済効果が見込まれる。

【圏域内の漁船数、放置艇数】

漁港名	H28登録漁船隻数	H30放置艇数
西浦漁港	56	0
唐泊漁港	40	7
浜崎今津	7	0
博多漁港	23	39
志賀島漁港	61	0
弘漁港	46	0
奈多漁港	31	0

【漁港内の利用状況】

- ・ 実稼動している漁船は3隻であり、船主の高齢化がある。
- ・ 組合運営は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設の賃貸料で賄われている。
- ・ 組合は市の委託を受け、施設利用料の約半額で見回り、報告業務を行っている。
- ・ 漁港内の泊地、用地に余裕がある。



【浜崎今津漁港周辺の利用状況】

- ・ 福岡圏域の流通・輸出拠点漁港は博多漁港であり、プレジャーボートが多いため(39隻)トラブル回避が必要。
- ・ 近隣の名柄川に放置艇が多かったが、民間の係留施設に余裕があるため、県(河川管理者)の代執行による撤去が進んでおり、令和元年度末に撤去完了予定である。

【構想】

・プレジャーボートの受入れ施設等の増設。

→A浮棧橋:L=150m整備

駐車場、トイレ整備

→B浮棧橋:L=55m整備

駐車場、トイレ整備



【規制緩和の対象】

・泊地、物揚場、用地について、財産処分(補助金適正化法)、民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・プレジャーボートの**集約収容**により、圏域において流通・輸出拠点である博多漁港の放置艇39隻が浜崎今津漁港に移動することにより、博多漁港での漁船とプレジャーボートのトラブル解消が図れる。
- ・組合収入(管理委託費)について、37%程度の増収が見込まれる(既存施設延長による試算)。
- ・地元の関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン等)への集客による地域活性化に繋がる。



(3) 唐津市（佐賀県）・大浦漁港

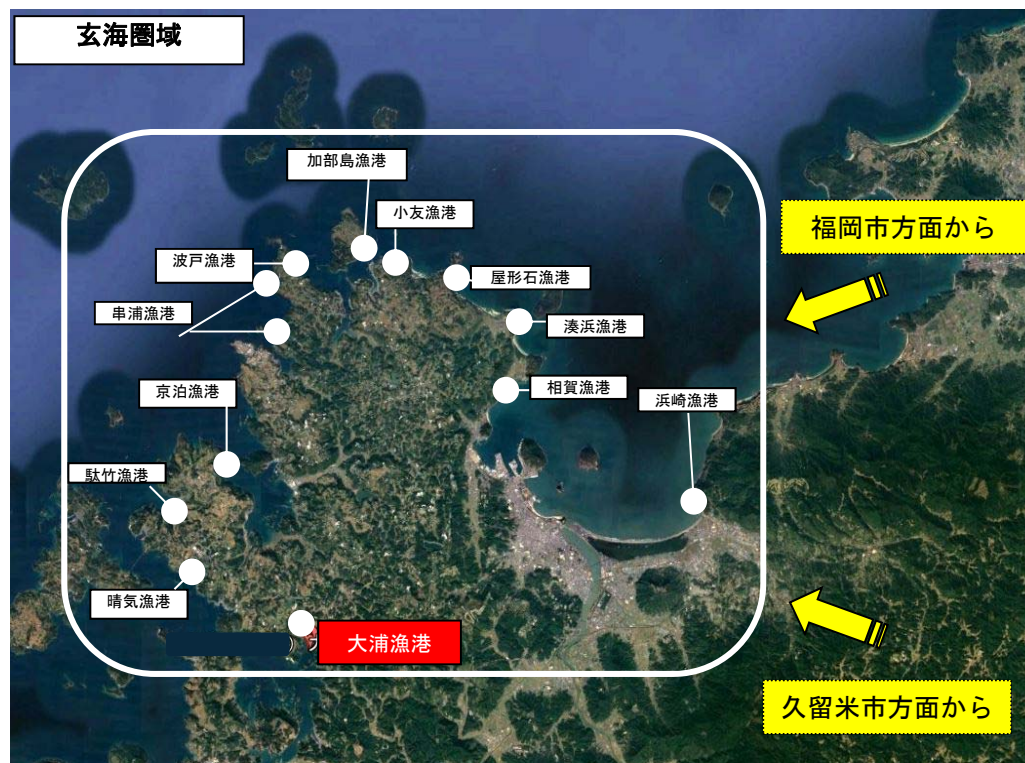
漁港名	課題・問題点	基本方針	地域活性化の素材	既存ストックの整備内容
大浦漁港	・今後の組合にとってプレジャーボート利用者からの事業外収入に頼らざるを得ない状況にある。	・静穏な泊地の有効利用 ・浮棧橋利用者の利便性向上	・静穏な泊地 ・隣接する都市圏 ・近隣のホテル、直販所	・係留施設（静穏水域） （浮棧橋：L = 50m延伸） ・駐車場 ・トイレ

佐賀県・玄海圏域（大浦漁港と周辺漁港）の概況

- 大浦漁港(管理者:唐津市)は、30年前から静穏な泊地を利用して組合が簡易構造の浮棧橋2基を設置してプレジャーボート117艇を受入れて、分離收容を進めている。利用者は福岡市、久留米市の在住者が多い。
- 利用漁船が減少(H20:109隻、H29:84隻)しているため、泊地にプレジャーボートを受け入れる浮棧橋の延伸が可能。
- ロコミによる順番待ちの現状にあることから、福岡市や久留米市のプレジャーボート所有者の利用が見込まれる。

【圏域内の漁船数、放置艇数】

漁港名	H28登録漁船隻数	H30放置艇数
浜崎漁港	24	0
相賀漁港	27	1
屋形石漁港	13	0
小友漁港	24	0
加部島漁港	36	0
波戸漁港	44	0
串浦漁港	60	0
京泊漁港	47	0
駄竹漁港	53	0
晴気漁港	19	0
大浦漁港	84	0
湊浜漁港	50	20



【漁港内の利用状況】

- ・浮棧橋利用は15m未満艇が対象である。
- ・組合によるプレジャーボート所有者へのサービスとして、カード式の油販売、船底清掃のための上架台貸出などのほか、台風接近時の電話連絡や修理業者の紹介などを行っている。
- ・浮棧橋利用料や油販売などの事業外収入が、組合収入の1/2を占めている。

【大浦漁港周辺の利用状況】

- ・近接地に直販所、レストラン、宿泊施設がある。



【構想】

- ・プレジャーボート受入れ施設等の増設。
- 浮棧橋: L=50m延伸
- 駐車場、トイレ整備



【規制緩和の対象】

- ・泊地、用地について、民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・漁船とプレジャーボートの**分離収容**による漁業活動の円滑化。
- ・既存施設の利用状況から隣接都市圏(福岡市や久留米市)からの利用者の増加が想定される。
- ・プレジャーボート利用者の増加が、関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン・宿泊等)へ波及効果や地域の活性化に繋がる。
- ・組合収入(棧橋利用料や油販売)について23%程度の増収が見込まれる(既存施設延長による試算)。

4-3. 施設整備計画の内容の検討（概算事業費算定）

(1) 淡路市（兵庫県）・岩屋漁港

「放置等禁止区域の指定」と「許可施設の指定」による漁船とプレジャーボートの分離収容計画であり、既存施設の利用を想定するため、施設整備費は殆ど発生しない。

(2) 福岡市（福岡県）・浜崎今津漁港

施設名	規模	金額
●浮棧橋		
○A浮棧橋	L = 150m	51,750,000
○B浮棧橋	L = 55m	18,975,000
●駐車場		0
●トイレ	2棟	14,400,000
合計		85,125,000

●浮棧橋：

○A浮棧橋：150 (m) × 345,000 (円/m) = 51,750,000 (円)

○B浮棧橋：55 (m) × 345,000 (円/m) = 18,975,000 (円)

【算定根拠】

下記の平行棧橋の事業費より、1隻当たりの事業費は **1,600 (千円)**
既設2基の楕形棧橋（2面利用）の延長と係留艇数より、1隻当たりの平均幅員は4.64 (m)

・ {91.6 (m) + 184.6 (m)} × 2 = 552.4 (m)

・ 552.4 (m) / 119 (隻) = 4.642 → 4.64 (m)

∴ 1,600 (千円) / 4.64 (m) = 344,828 → 345,000 (円/m)

表2-4-1 整備内容毎のメリット・デメリット

整備段階と内容		メリット	デメリット	1隻当たりの事業費
第1段階	整備なし	・整備費がかからない	・区画が分かれていないため整然とした係留・保管が困難	0円
第2段階	係船環	・安価な整備費で整備が可能	・区画が分かれていないため整然とした係留・保管が困難	362千円
	ブイ	・係船環にブイや係船ビームを合わせることで区画の区分が可能	・ブイが連立することで船舶の航行を阻害する可能性がある	
第3段階	楕形棧橋	・整然とした係留・保管が可能	・整備費が比較的高額 ・一定の水域面積が確保されていない場合は整備出来ない	1,150千円
	平行棧橋	・整然とした係留・保管が可能	・整備費が比較的高額	1,600千円

プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル（平成28年度改訂版）
p. 12 より抜粋

- 駐車場：既存施設の利用で対応するため、施設整備費は殆ど発生しない。
 - トイレ：
 - 多機能トイレ（TOTO 参考価格）2,871,000 → 2,900,000（円）・・・①
 - 据付・基礎工事・運賃・給排水・電気引込工事 → 4,300,000（円）・・・②
- ①+②=2,900,000+4,300,000=7,200,000（円/棟）
 2棟=7,200,000（円）×2=14,400,000（円）

【算定根拠】

国土交通省 建築着工統計調査報告（平成30年計分）「他に分類されない建築物」より

- ・床面積の合計 1,540,050（㎡）
- ・工事費予定額 30,065,061（万円）

$30,065,061（万円） / 1,540,050（㎡） = 195,221 → 200,000（円/㎡）$

自然環境整備交付金による施設整備5事例より

- ・公衆トイレの平均面積： $(14.76+16.00+19.92+19.69+36.45) / 5 = 21.264（㎡）$
 → 21.3（㎡）

∴ $21.3（㎡） × 200,000（円/㎡） = 4,260,000 → 4,300,000（円）$

（3）唐津市（佐賀県）・大浦漁港

施設名	規模	金額
●浮棧橋	L=50m（延伸）	16,150,000
●駐車場		0
●トイレ	1棟	7,200,000
合計		23,350,000

- 浮棧橋： $50（m） × 323,000（円/m） = 16,150,000（円）$

【算定根拠】

平成2年に漁協により設置された既存施設があるため、その取得費にデフレーターを考慮して施設整備費を算出する。

- ・取得費：70（百万円） / 256（m） = 273,438（円/m）
- ・建設年度（H2）：デフレーター=1.180

∴ $273,438（円/m） × 1.180 = 322,657 → 323,000（円/m）$

- 駐車場：既存施設の利用で対応するため、施設整備費は殆ど発生しない。
 - トイレ：前出のとおり
 - 多機能トイレ（TOTO 参考価格）2,871,000 → 2,900,000（円）・・・①
 - 据付・基礎工事・運賃・給排水・電気引込工事 → 4,300,000（円）・・・②
- ①+②=2,900,000+4,300,000=7,200,000（円/棟）

4－4．漁港機能分担・有効活用推進事業基本計画

漁港機能分担・有効活用推進事業基本計画

1 漁業地域名

※第2の1の(1)に規定する漁業地域について記入すること。

2 漁業地域の現況

都道府県名	兵庫県	関係市町村名	淡路市
地域の特徴	<p>本地域は、兵庫県淡路島の北方の洲本市及び淡路市の大阪湾側に位置し、瀬戸内海国立公園において北部は明石海峡地区に隣接、南部は由良地区が含まれるといった自然環境に恵まれた立地であり、2市（洲本市、淡路市）、6漁協（洲本市に2漁協、淡路市に4漁協）から成っている。</p>		
水産業の役割	<p>本地域では、小型底びき網、機船船びき網、釣り漁業など多種多様な漁船漁業とノリ養殖業が営まれている。</p> <p>各漁業で休漁日、網揚げ日の設定や小型魚の再放流による資源回復計画を策定している。なお、地域の漁業者、加工業者、レストラン、ホテル、行政が連携して「淡路島生シラス」「淡路島生サワラ」のブランド化に取り組んでおり、観光の目玉として人気を博している。</p> <p>また、水産少年教室など漁業体験活動の実施や豊かな海の再生を目指して溜池に堆積した栄養分を海に供給する「かいぼり」が盛んに行われている。</p> <p>本地域の生産拠点として、仮谷漁港（第2種）及び生穂漁港（第1種）が設定されている。</p> <p>岩屋漁港（第1種）は、主要市場がある岩屋港に水産物を集約している。</p>		

(H30)

漁港名	岩屋漁港	種別	第1種	所在地	兵庫県淡路市
取扱量	トン		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	トン	属人陸揚量	115.9 トン	属地陸揚金額	百万円
登録漁船数	15 隻	利用漁船数	15 隻		

(H30)

漁港名	仮谷漁港	種別	第2種	所在地	兵庫県淡路市
取扱量	トン		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	3,648 トン	属人陸揚量	2,747 トン	属地陸揚金額	1,590 百万円
登録漁船数	168 隻	利用漁船数	198 隻		

(H30)

漁港名	生穂漁港	種別	第1種	所在地	兵庫県淡路市
取扱量	トン		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	2,085 トン	属人陸揚量	168 トン	属地陸揚金額	1,636 百万円
登録漁船数	20 隻	利用漁船数	165 隻		

※当該漁業地域の全ての漁港について、漁港ごとに記入すること。

※漁港の港勢については、基本計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 漁業地域における各漁港の位置付け・役割に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点
<p>本地域の各漁港では一定水準の整備が概ね完了しており、今後は既存施設の適正な維持管理と有効活用が重要となる。また、地震・津波発生時の被害軽減と漁業活動の早期再開を図るため、既存の防波堤や岸壁等の機能強化が必要である。</p> <p><u>本地域の生産拠点として、仮谷漁港（第2種）及び生穂漁港（第1種）が設定されている。</u></p> <p><u>仮谷漁港は、本地域における底曳き網漁業及びノリ養殖業の生産、供給の拠点として中核的な役割を担っている。また、災害発生時も漁業活動が早期再開できるように主要岸壁や物揚場の耐震化を推進することとしている。なお、漁港内にはプレジャーボート（H30：54隻）がある。</u></p> <p><u>生穂漁港は、本地域における船びき網漁業等の生産、供給の拠点として中核的な役割を担っており、漁港内にはプレジャーボート（H30：11隻）がある。</u></p> <p><u>岩屋漁港（第1種）は、主要市場がある岩屋港に水産物を集約しており、漁港内にはプレジャーボート（H30：17隻）がある。</u></p>
基本方針
<p>○水産業の競争力強化と輸出促進</p> <p>漁業従事者の減少傾向、陸揚量・金額が低迷する中で、水産物の安定的な生産体制の確保が課題となる。そのため、通常時のみならず自然災害時においても、安全かつ安定した漁業活動が可能となるような漁港整備を推進し、生産コストの縮減を図る。</p> <p>地域の生産拠点である生穂漁港では、近隣の4つの産地市場を統合して価格形成力の向上を図っており、今後も効果の発現に努め、高い価格形成能力を維持し、併せて、近隣の飲食店と連携した付加価値向上に努めている。</p> <p>○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上</p> <p>地域は大規模な沿岸開発が行われている大阪湾にありながら、北の明石海峡、南の紀淡海峡の影響を受けるエリアが、複雑な潮流とそれにより形成される起伏に富んだ海底地形を有し、藻場や岩場が点在するなど水産生物の産卵や育成、生息場所として適していることにより、漁船漁業による生産量が確保されている。今後も既設増殖場への種苗放流など既存ストックを最大限に活かしつつ、限られた水産資源にとって良好な環境を維持保全し、生産量を維持増大することを対応方針とする。</p> <p>○大規模自然災害に備えた対応力強化</p> <p>東南海・南海同時地震や南海トラフ巨大地震による地震動ならびに津波来襲に備え、漁業地域の安全対策を図り、被災しても漁業活動が早期再開できるよう地震・津波対策に取り組む。</p> <p><u>本地域の生産拠点漁港である仮谷漁港は、育波漁港とともに、漁港背後地に多くの水産加工場が立地しており、沿岸漁業の陸揚加工拠点として、重要な水産物供給の役割を担っており、漁業活動の基盤として果たす役割は大きく、漁港施設の機能強化がますます重要な課題となる。そのため、物揚場の耐震化を推進する。</u></p> <p>○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出</p> <p>漁港施設のストックマネジメントについて、漁港施設の機能保全計画に基づき、既存施設の適正な維持管理と計画的に長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減と必要経費の平準化に取り組む。</p>

※当該漁業地域における各漁港ごとの位置付け、陸揚・流通等の漁港ごとの持つ役割について記入すること。

4 漁港の機能分担・有効活用等に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点	<p>岩屋漁港は、後継者不足等から利用漁船が減少（H20：37隻、H29：14隻）し、また、隣接する岩屋港に荷さばき所等陸揚げ・集出荷機能が集約されたことから、漁港の2つの泊地に漁船が分散係留しているため、その余地にプレジャーボート（H30：17隻）が停泊するといった混在状態となっている。</p> <p>漁港用地は、漁港環境整備事業（H12～H13）と港整備事業（H22～H24）により、公園緑地として休憩所1棟、駐車場52台+9台、トイレ1棟、水飲み場等が整備されている。</p> <p>漁港南端部の市の用地には、かつて冷泉（元湯）を利用した浴場施設があったが老朽化により撤去された経緯があり、施設の復旧が望まれているが、市の財政的問題がある。</p>
基本方針	<p>○漁船とプレジャーボートの分離収容</p> <p>岩屋漁港の2つの泊地に漁船とプレジャーボートが混在していることから、「放置等禁止区域の指定」と「許可施設の指定」により、漁港の泊地、物揚場の一部にプレジャーボートを受け入れて漁船との分離収容が可能となっている。</p> <p>岩屋漁港にプレジャーボートを受け入れた場合、神戸や明石からのセカンド・ポート利用や、将来的には、隣接漁港のプレジャーボートとして仮谷漁港（H30：54隻）や生穂漁港（H30：11隻）の集約収容が見込まれる。</p> <p>○漁港の既存施設と周辺観光素材を生かした地域活性化</p> <p>岩屋漁港は、明石海峡大橋からの淡路 I. C. 近くに位置し、隣接地に海水浴場、漁港内に冷泉（元湯）や「絵島」「大和島」などの歴史的・文化的観光施設がある。</p> <p>また、岩屋漁港の緑地公園には、休憩所、駐車場、トイレ、水飲み場等が整備されており、将来的には漁港内の冷泉（元湯）を利用した浴場施設や足湯の整備要望がある。</p> <p>これら漁港の既存施設と周辺の観光素材を生かし、将来的な冷泉（元湯）を生かした施設整備等により、漁港周辺への来訪者増加が地域活性化が期待できる。</p>

※3の漁港ごとの持つ役割を踏まえ、各漁港における関連施設の集約化や有効活用について、インフラの機能分担・有効活用等による施設の新設、改良及び補修、既存施設の除却、機能再編成後の施設の機能診断及び機能保全計画の見直し等の基本更新について記入すること。

5 漁港の機能分担・有効活用等を推進するための施設整備計画の内容（各漁港等で想定される事業名及び事業内容）

<ul style="list-style-type: none"> ・「放置等禁止区域の指定」と「許可施設の指定」により漁船とプレジャーボートの分離収容が可能であり、既存施設の利用で対応する。 ・将来的には、冷泉（元湯）を利用した浴場施設や足湯の整備が考えられる。

6 施設整備以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

7 漁業地域における漁港の機能分担・有効活用等により見込まれる具体的な効果

・岩屋漁港の利用漁船の減少と隣接する岩屋港に荷さばき所等陸揚げ・集出荷機能が集約されたことから、漁港の泊地、物揚場の一部にプレジャーボートを受け入れて漁船との分離収容することにより、岩屋漁港における漁業活動の円滑化が見込まれる。

また、将来的にプレジャーボートの集約収容により、地域における生産拠点である仮谷漁港(54隻)や生穂漁港(11隻)からプレジャーボートが岩屋漁港に移動することにより、仮谷漁港、生穂漁港での漁船とプレジャーボートのトラブル解消が図れる。

・神戸淡路鳴門自動車道の I.C. に近接する立地条件から、プレジャーボート利用者の増加に伴い、周辺の文化財や岩屋県民ビーチ、緑地公園等の来訪者の増加が地域活性化に繋がる。

※本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入するとともに、漁業地域における施設の維持管理・更新費に係る考え方について記入すること。

8 基本計画の着実な推進に係る事項

・将来的な温浴施設整備等については、市の財政面での問題がある。

※自然条件調査等の基礎調査の実施状況、地元・関係部局等との調整状況、地域計画等における本事業の位置付け、財政措置の見通しや事業実施後の施設の管理・運営体制等について記入すること。

9 その他特記事項

特になし

10 添付資料(参考となる資料等)

圏域総合水産基盤整備事業計画、浜の機能再編広域プラン等の地域計画その他参考となる資料(写真、整備後のイメージ図)等

○事業費計画

「放置等禁止区域の指定」と「許可施設の指定」による漁船とプレジャーボートの分離収容計画であり、既存施設の利用を想定するため、施設整備費は殆ど発生しない。

将来的な冷泉(元湯)を利用した浴場施設や足湯の整備については要望があるものの具体的な計画段階にないためここでは考慮しない。

○圏域概況と当該漁港の構想

圏域の概況図と当該漁港における【構想・規制緩和の対象・地域活性化等の効果】を示す。

兵庫県・淡路東浦圏域（岩屋漁港と周辺漁港）の概況

- 岩屋漁港(管理者:淡路市)は、後継者不足等から利用漁船が減少(H20:37隻、H29:14隻)し、また、隣接する岩屋港に荷さばき所等陸揚げ・集出荷機能が集約されたことから、漁港の泊地、物揚場の一部にプレジャーボートを受け入れて漁船との分離収容が可能となっている。
- 岩屋漁港にプレジャーボートを受け入れた場合、神戸や明石からのセカンド・ポート利用や、将来的には、仮屋漁港や生穂漁港にあるプレジャーボートの集約収容が見込まれる。
- 岩屋漁港は、明石海峡大橋からの淡路IC近くに位置し、隣接地に海水浴場、漁港内に冷泉(元湯)や歴史的観光施設があるなど、観光地となる潜在的可能性がある。

【圏域内の漁船数、プレジャーボート隻数】

漁港名	H28登録漁船隻数	H30プレジャーボート隻数
生穂漁港	19	11
釜口漁港	15	0
岩屋漁港	14	17
仮屋漁港	175	54

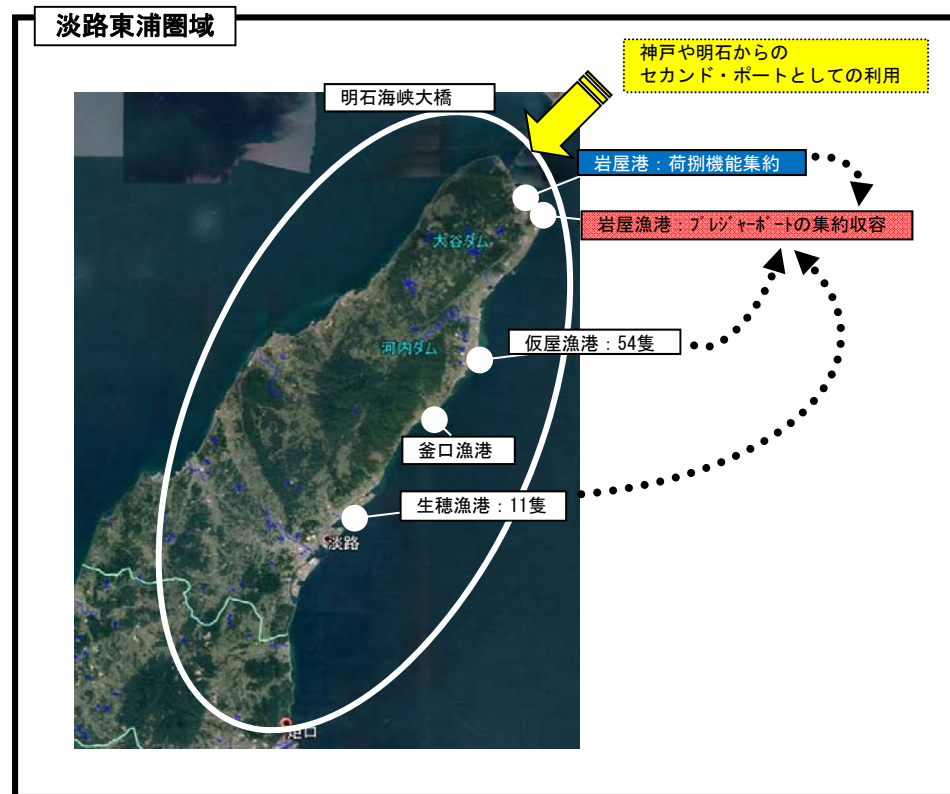
プレジャーボート隻数は、管理者により所有者確認されている艇数を示す。

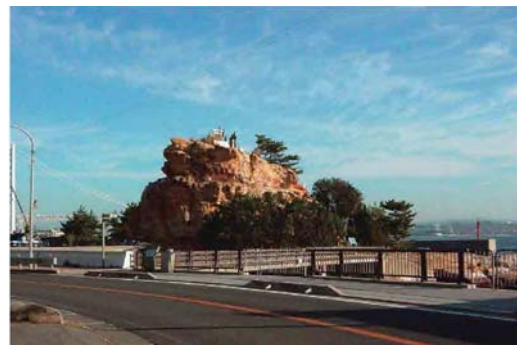
【漁港内の利用状況】

- ・漁港内に冷泉が湧出し浴場があったが、約10年前に老朽化により撤去されている。
- ・駐車場、休憩所、トイレは整備済みである。

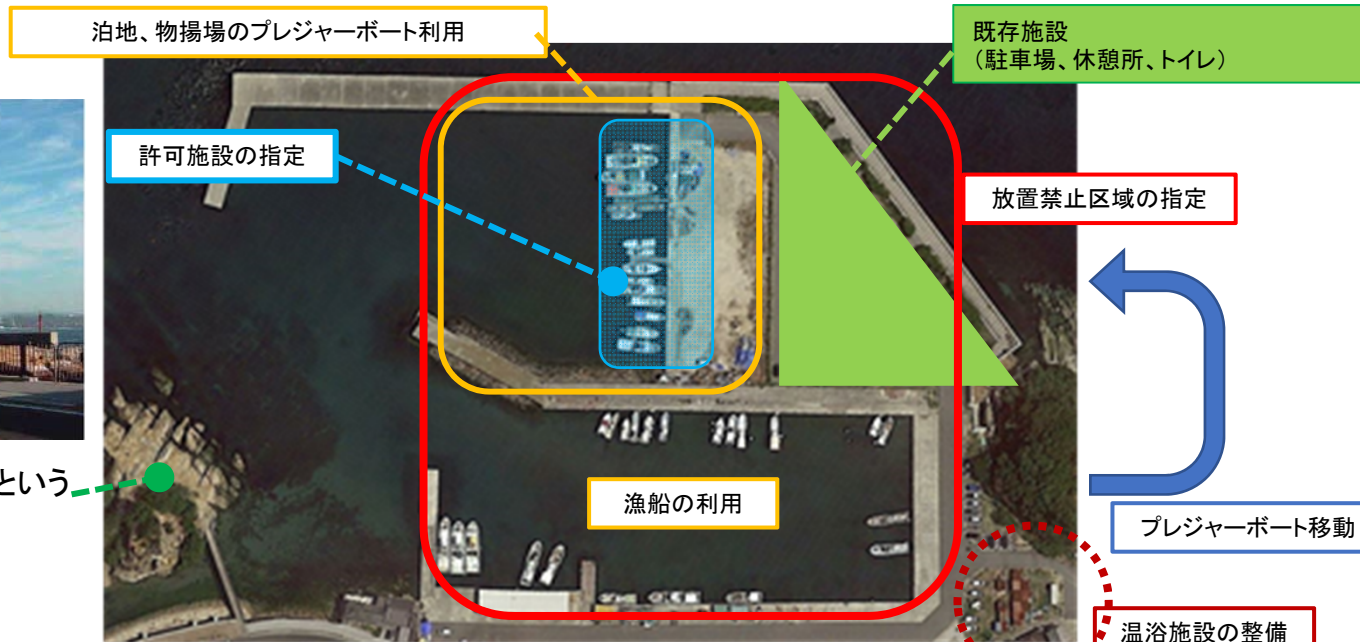
【岩屋漁港周辺の利用状況】

- ・隣接するビーチにシャワー、トイレ、売店があり、地引網体験を実施している。
- ・陸上養殖実験室(民間)がある。
- ・加工場直売所が建設中(令和2年3月完成予定)である。
- ・ICから5分に立地する「道の駅」に大型駐車場、飲食施設や直売所が完備されている。





国づくりの最初の島「オノコロ島」という説もある絵島



【構想】

- ・漁船の減少(10年後5経営体予想)と岩屋港への陸揚げ・集出荷機能の集約による分離収容
- ・岩屋港: 陸揚げ・集出荷
- ・陸側泊地: 漁船
- ・港外側泊地: プレジャーボート



【規制緩和の対象】

- ・漁港内の放置等禁止区域や許可施設の指定にあたり泊地、物揚場、用地について、財産処分(補助金適正化法)や民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。
- ・地元整備要望のある温浴施設の整備について、市用地と併せた用地の民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・プレジャーボートの集約収容と漁船との分離収容による漁業活動の円滑化。
- ・神戸淡路鳴門自動車道のICから5分という立地条件を生かし、プレジャーボート利用者の増加に伴い、周辺の文化財や岩屋県民ビーチ、緑地公園等の利用者増加が地域活性化に繋がる。

漁港機能分担・有効活用推進事業基本計画

1 漁業地域名

※第2の1の(1)に規定する漁業地域について記入すること。

2 漁業地域の現況

都道府県名	福岡県	関係市町村名	福岡市
地域の特徴	<p>本地域は福岡県3市1町(糸島市、福岡市、新宮町、古賀市)、3漁協(糸島漁協、福岡市漁協、新宮相島漁協)から成り、産地市場として水揚げ高日本一を誇る福岡市中央卸売市場鮮魚市場を近接に控え、漁獲物の流通や販売に有利な立地条件にある。</p>		
水産業の役割	<p>地域で水揚げされた水産物は、主に福岡市中央卸売市場鮮魚市場に出荷され、福岡都市圏や全国に流通するほか、韓国や東南アジアに輸出されている。また、一部は漁協の加工・販売施設により直接販売される。養殖カキは、主に福岡都市圏からカキ小屋への来客、販売で盛況である。</p> <p>水産業の発展のための取組として、漁場環境の保全や漁場の造成といった漁場づくりを進める一方、水産資源の持続的な利用の観点から、小型魚の再放流や網目拡大、禁漁日の設定等の資源管理に取組み、トラフグ、アワビ、ウニ等の種苗放流を積極的に行い、資源づくりを推進している。</p> <p>また、漁協が直販所を整備し、地元で水揚げされる市場流通に適さない多種多様な小ロット魚種等の販売を行うことにより、漁家所得向上を図っている。カキ養殖については、生産者自らカキ小屋を営み、福岡都市圏を中心に、年間約40万人を集客するなど、地域の活性化に大きく寄与している。また、市場への鮮魚出荷の他、干物の直接販売など六次産業化にも取り組んできており、今後は飲食店等向けの一次加工品開発の取り組みも行う予定である。</p> <p>本地区の流通・輸出拠点として、博多漁港(特定第3種)が設定されている。</p> <p>浜崎今津漁港(第1種)は、組合が姪浜支所の出張所となっている。</p>		

(H30)

漁港名	浜崎今津漁港	種別	第1種	所在地	福岡県福岡市
取扱量	ト		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	3.5 ト	属人陸揚量	ト	属地陸揚金額	2 百万円
登録漁船数	7 隻	利用漁船数	7 隻		

(H29)

漁港名	博多漁港	種別	特定第3種	所在地	福岡県福岡市
取扱量	ト		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	15,479 ト	属人陸揚量	922 ト	属地陸揚金額	4,983 百万円
登録漁船数	20 隻	利用漁船数	631 隻		

※当該漁業地域の全ての漁港について、漁港ごとに記入すること。

※漁港の港勢については、基本計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 漁業地域における各漁港の位置付け・役割に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点

漁港整備については、主な出荷先である博多漁港（特定第3種、福岡市中央卸売市場鮮魚市場）で高度衛生管理型の荷さばき所、耐震強化岸壁の整備中であり、拠点漁港においては地震津波対策として耐震耐津波の機能診断を実施し、その結果に基づく対策を実施している。なお、漁港内には放置艇（H30：39隻）がある。

その他漁港は外郭施設等の整備がほぼ完了し、今後は施設の機能保全を適切に実施していくことが課題である。

浜崎今津漁港（第1種）は、登録漁船が7隻（港勢資料：H30）であり、組合は姪浜支所との統合により出張所として午前中のみプレジャーボート利用者への窓口対応をしている現状にある。なお、漁港内の放置艇は（H30：0隻）で、プレジャーボート（R1：119隻）を受け入れている。

基本方針

○水産物の競争力強化と輸出促進

水産物の競争力強化のため、生産、流通段階のコスト削減の取組みを推進し、食の安全に対する関心の高まりや、国際的な水産物獲得競争の激化を踏まえ、安全安心な水産物の生産流通体制を構築すること、日本産水産物に対する需要が高まっている東アジアを中心として、県産水産物の認知度向上や消費拡大のための市場調査、PR等を実施し、輸出を促進すること。

○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

多くの魚類が浅海域で産卵し、稚魚期を過ごした後、成長段階に応じて沖合へ移動するため、この生活史に対応した沿岸から沖合までを一体とした漁場整備の実施と沿岸における海域の海域の生産力向上のために魚類の産卵場や稚魚の育成場となる藻場をハードとソフト一体となった対策により効率的に造成・保全すること、沖合を移動・回遊する魚類を、本県海域内に誘導・滞留させることで海域内の漁業生産性向上させる漁礁漁場の整備すること。

○大規模自然災害に備えた対応力強化

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、拠点漁港の機能診断を行い、地震津波対策を推進するとともに、近年頻発する大型台風や低気圧による高潮対策も行っていく。

○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

大消費地を抱えた地域的なメリットを最大限に活かした取組みにより、漁村の賑わいを創出すること、浜の活力再生プランに基づき、水産物の六次産業化による付加価値向上とともに、特産水産物を地域ブランドとして育成し、地域で販売、提供することにより、地域への集客力を高める。

圏域内において漁港の役割を明確にし、機能分担・有効活用を図り、漁港施設の戦略的な長寿命化対策により、施設の維持管理・更新費の縮減を図るとともに、漁村の就労・生活環境改善についても整備を行っていく。

※当該漁業地域における各漁港ごとの位置付け、陸揚・流通等の漁港ごとの持つ役割について記入すること。

4 漁港の機能分担・有効活用等に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点	<p>浜崎今津漁港は、地域の小規模漁港に位置付けられており、港勢調査（H30）では陸揚量 3.5 t、陸揚金額 2 百万円。主な漁業種類は、採貝・かご漁業・小型定置網である。</p> <p>漁港内には H11 から福岡市管理の浮棧橋（2 基）で <u>119 隻のプレジャーボートを受入れており</u>、組合が施設利用料の約半額の管理委託料で見廻り、報告業務を行っている。</p> <p>組合運営は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設の賃貸料で賄われている。</p> <p><u>利用漁船の減少（H20：19 隻、H29：7 隻）により、新たなプレジャーボートを受け入れる浮棧橋、駐車場やトイレの設置による集約収容が可能である。</u></p> <p>また、周辺地域の博多漁港や港湾、河川にあるプレジャーボートの係留施設が不足しており、これらの受入れが見込まれる。</p> <p>組合は、管理者が他県のプレジャーボートが多数利用する施設が、赤字経営であることに不満を持っており、今後、水域の占有許可により、組合自体による浮棧橋の設置・管理委託を望んでいる。</p> <p>しかし、福岡市（管理者）は、組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理について不安感を持っている。</p>
基本方針	<p>○プレジャーボートの集約収用の推進</p> <p>浮棧橋、駐車場、トイレ等を増設し、プレジャーボートの集約収容をさらに進めて、近接大都市圏（福岡市）の利用者を積極的に受入れることにより地元関連産業への波及効果と地域の活性化が期待できる。</p> <p>○組合収入（管理委託費）の増収</p> <p>組合運営の現状は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設の賃貸料で賄われていることから、既存施設の増設等による増収が見込まれる。</p>

※3の漁港ごとの持つ役割を踏まえ、各漁港における関連施設の集約化や有効活用について、インフラの機能分担・有効活用等による施設の新設、改良及び補修、既存施設の除却、機能再編成後の施設の機能診断及び機能保全計画の見直し等の基本更新について記入すること。

5 漁港の機能分担・有効活用等を推進するための施設整備計画の内容（各漁港等で想定される事業名及び事業内容）

<ul style="list-style-type: none"> ・浮棧橋の増設（150m+55m）：（泊地の民間事業者への貸付・占用許可、許可施設の変更） ・トイレ、駐車場整備：漁協単独（用地の民間事業者への貸付・占用許可）

6 施設整備以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

7 漁業地域における漁港の機能分担・有効活用等により見込まれる具体的な効果

- ・浮棧橋、駐車場、トイレを増設し、プレジャーボートの集約収容により、地域の流通・輸出拠点である博多漁港の放置艇(H30:39隻)や近接河川の放置艇を浜崎今津漁港に移動することにより、博多漁港における漁船とプレジャーボートとのトラブル解消が図れる。
- ・組合収入(管理委託費)について、既存浮棧橋{2×(91.6m+184.6m)}と計画施設の係留延長(150m+55m)から収容艇数を試算すると、現在の119隻が163隻となり、37%程度の増収が見込まれる。
- ・地元の関連産業やサービス業への集客による地域活性化
プレジャーボート利用者の増加は、地元の関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン等)への集客による地域活性化に繋がる。

※本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入するとともに、漁業地域における施設の維持管理・更新費に係る考え方について記入すること。

8 基本計画の着実な推進に係る事項

- ・今後、プレジャーボートの係留施設については、事業主体の調整が必要である。
- ・組合要望である、組合が事業主体として施設整備する場合については、安全管理や適正な維持管理が行われることが重要である。

※自然条件調査等の基礎調査の実施状況、地元・関係部局等との調整状況、地域計画等における本事業の位置付け、財政措置の見通しや事業実施後の施設の管理・運営体制等について記入すること。

9 その他特記事項

特になし

10 添付資料(参考となる資料等)

圏域総合水産基盤整備事業計画、浜の機能再編広域プラン等の地域計画その他参考となる資料(写真、整備後のイメージ図)等

○事業費計画

2基の浮棧橋とその背後の駐車場、トイレ整備について、以下に概算事業費を示す。

施設名	規模	金額
●浮棧橋		
○A浮棧橋	L=150m	51,750,000
○B浮棧橋	L=55m	18,975,000
●駐車場		0
●トイレ	2棟	14,400,000
	合計	85,125,000

○圏域概況と当該漁港の構想

圏域の概況図と当該漁港における【構想・規制緩和の対象・地域活性化等の効果】を示す。

福岡県・福岡圏域(浜崎今津漁港と周辺漁港)の概況

- 浜崎今津漁港(管理者:福岡市)は、H11から浮棧橋2基によりプレジャーボート119隻を受入れており、利用者は福岡市域、県内外の広域となっている。
- 利用漁船の減少(H20:19隻、H29:7隻)により、新たなプレジャーボートを受け入れる浮棧橋、駐車場やトイレの設置による集約収容が可能であり、博多漁港や港湾、河川にあるプレジャーボートの受入れが見込まれる。
- 漁港利用者による地元の関連産業(船具・釣具)やサービス業(レストラン・直販所)への経済効果が見込まれる。

【圏域内の漁船数、放置艇数】

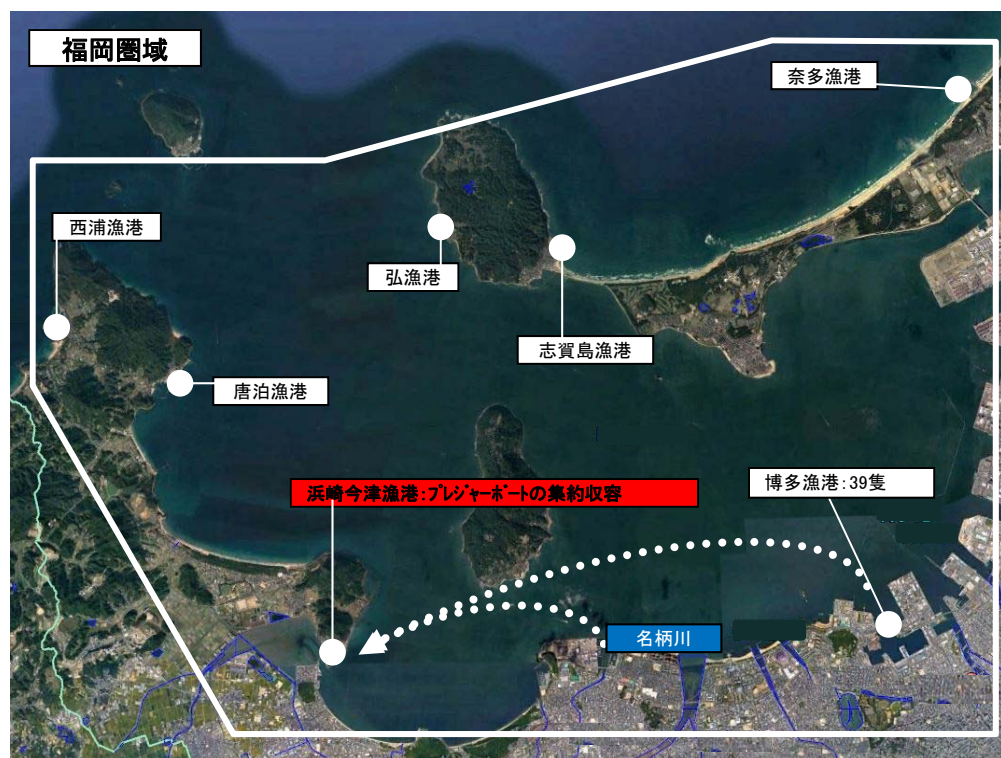
漁港名	H28登録漁船隻数	H30放置艇数
西浦漁港	56	0
唐泊漁港	40	7
浜崎今津	7	0
博多漁港	23	39
志賀島漁港	61	0
弘漁港	46	0
奈多漁港	31	0

【漁港内の利用状況】

- ・実稼動している漁船は3隻であり、船主の高齢化がある。
- ・組合運営は、係留施設の管理委託料、駐車場や組合施設の賃貸料で賄われている。
- ・組合は市の委託を受け、施設利用料の約半額で見回り、報告業務を行っている。
- ・漁港内の泊地、用地に余裕がある。

【浜崎今津漁港周辺の利用状況】

- ・福岡圏域の流通・輸出拠点漁港は博多漁港であり、プレジャーボートが多いため(39隻)トラブル回避が必要。
- ・近隣の名柄川に放置艇が多かったが、民間の係留施設に余裕があるため、県(河川管理者)の代執行による撤去が進んでおり、令和元年度末に撤去完了予定である。



【構想】

・プレジャーボートの受入れ施設等の増設。

→A浮棧橋:L=150m整備

駐車場、トイレ整備

→B浮棧橋:L=55m整備

駐車場、トイレ整備



【規制緩和の対象】

・泊地、物揚場、用地について、財産処分(補助金適正化法)、民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・プレジャーボートの**集約収容**により、圏域において流通・輸出拠点である博多漁港の放置艇39隻が浜崎今津漁港に移動することにより、博多漁港での漁船とプレジャーボートのトラブル解消が図れる。
- ・組合収入(管理委託費)について、37%程度の増収が見込まれる(既存施設延長による試算)。
- ・地元の関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン等)への集客による地域活性化に繋がる。



漁港機能分担・有効活用推進事業基本計画

1 漁業地域名

※第2の1の(1)に規定する漁業地域について記入すること。

2 漁業地域の現況

都道府県名	佐賀県	関係市町村名	唐津市
地域の特徴	<p>本地域は7つの離島を含む2市1町(唐津市、伊万里市、玄海町)から成り、その沿岸はリアス式海岸となっている。海岸総延長は259kmで、唐津湾、仮屋湾、伊万里湾、名護屋湾、外津湾など、多くの内湾や入り江が形成されており、岩礁海岸が続く中に砂浜が点在している。底質は泥、砂、岩礁など多岐に渡っている。対馬暖流の影響下にあり、多様な漁場条件のもと、様々な漁業が営まれているとともに、内湾域においての養殖も盛んに行われている。</p>		
水産業の役割	<p>本地域では、対馬暖流の影響下にある壱岐水道の外洋性漁場と、唐津湾や伊万里湾等の内湾性漁場があり、生産対象水族も多種にわたっている。主な漁業としては、タイ、ブリ等対象の釣り・延縄をはじめ、小型底曳網、船曳網、中小型まき網漁業やイカ釣り、定置網等がある。内湾性漁場では、唐津湾でクルマエビ、魚類等、仮屋湾・伊万里湾で真珠、魚類、クルマエビ等の養殖が行われている。そのため、本地域では、集出荷及び準備機能の機能は連携しているが、その範囲に組み込まれていない独立型漁港は、各々単独で施設を持っているか内地(漁港区域外)にある近隣の施設を利用しており、漁獲物は各々の漁港から直接出荷されている。</p> <p>地域の水産業の核となる産地市場については、平成24年度に玄海漁協魚市場が、平成28年度に唐津魚市場が、それぞれ高度衛生管理型の市場として施設整備が進んでおり、産地市場としての機能の強化に取り組んでいる。</p>		

(H30)

漁港名	大浦漁港	種別	第1種	所在地	佐賀県唐津市
取扱量	トン		取扱金額	百万円	
属地陸揚量	262.0	トン	属人陸揚量	165	百万円
登録漁船数	81	隻	利用漁船数	81	隻

※当該漁業地域の全ての漁港について、漁港ごとに記入すること。

※漁港の港勢については、基本計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 漁業地域における各漁港の位置付け・役割に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点	<p>本地域沿岸の砂泥域（内湾域）は、底質環境の悪化や餌料生物の減少等でカレイ類の底生魚介類の漁獲量が減少している。沖合域においても、アジ、サバ類の多獲性浮魚を中心に、全体の漁獲量は減少傾向にある。また、当沿岸は、潮位差が3m程度と大きいことから、干潮時における漁獲物の陸揚げや漁具等の積み下ろしに支障を来しており、また漁業者も高齢化していることから、漁業者の就労環境の改善を図る必要がある。</p> <p>また、老朽化の進行が懸念される既存施設の有効活用の観点から、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、機能保全計画の策定や保全工事を順次進めていく必要がある。</p> <p>大浦漁港（第1種）は、登録漁船が84隻（港勢資料：H30）であり、準備機能の連携範囲として高串漁港の製氷施設を共同利用する（高串の製氷施設より陸送で地元漁港へ搬入）に位置付けられ、集・出荷機能は、単独で県外への出荷となっている。なお、漁港内の放置艇は（H30：0隻）で、プレジャーボート（R1：117隻）を受け入れている。</p>
基本方針	<p>○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上</p> <p>地域の漁獲量、生産額は減少しており水産資源の回復、増大のために生態系全体の生産力の向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのために、資源管理関係事業や栽培漁業関連事業、水産多面的機能発揮対策事業等と連携しつつ、水産生物の生活史に配慮した広域的な漁場整備を推進することで、玄海海域の生産力の向上を図る。</p> <p>○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出</p> <p>地域では、漁業者の減少や高齢化が進行し、漁村においては以前のにぎわい、活力が失われつつある。そのため、各浜において浜の活力再生プランが策定され、所得向上や漁業コストの削減、後継者対策などさまざまな取組が行われているが、漁港管理者としてプランの推進を支援し、また漁港ストックを最大限に活用できるようにするため、漁業活動における安全性の向上や作業の効率化等に資する施設の整備を行う。</p> <p>また、地域の多くの漁港では、建設から長期間が経過し、老朽化が進行している施設が多く存在するため、既存施設を有効活用し、施設の長寿命化を図りつつライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持管理を実施していく。</p>

※当該漁業地域における各漁港ごとの位置付け、陸揚・流通等の漁港ごとの持つ役割について記入すること。

4 漁港の機能分担・有効活用等に係る課題及び問題点並びに基本方針

課題及び問題点	<p>大浦漁港は、準備機能以外は地域の連携範囲に組み込まれていない漁港であり、港勢調査(H30)では陸揚量 262.0 t、陸揚金額 165 百万円。主な漁業種類は、採貝・かき類養殖・船びき網・真珠養殖・採藻である。</p> <p>なお、大浦漁港は、30 年前から静穏な泊地を利用して組合が簡易構造の浮棧橋 2 基を設置して<u>プレジャーボート 117 艇を受入れて、分離収容を進めている</u>。なお、利用者は福岡市、久留米市の在住者が多い。</p> <p><u>利用漁船が減少</u> (H20 : 109 隻、H29 : 84 隻) しているため、泊地に<u>新たなプレジャーボートを受け入れる浮棧橋の延伸が可能</u>である。</p> <p>ロコミによる順番待ちの現状にあることから、<u>福岡市や久留米市のプレジャーボート所有者の利用</u>が見込まれる。</p> <p>なお、現状、組合運営にとって、施設利用料のほか、カード式の油販売、船底清掃のための上架台貸出料などの事業外収入の占める割合が大きいため、将来的にプレジャーボート利用者からの収入に頼らざるを得ない状況にある。</p>
基本方針	<p>○漁船とプレジャーボート分離収容の推進</p> <p>浮棧橋の延伸、駐車場、トイレ等を整備し、漁船とプレジャーボートの分離収容をさらに進めて、円滑な漁業活動を保持しながら、隣接都市圏(福岡市や久留米市)の利用者を積極的に受入れることにより地元関連産業への波及効果と地域の活性化が期待できる。</p> <p>○組合収入(棧橋利用料や油販売)の増収</p> <p>組合運営の現状は、事業外収入(棧橋利用料や油販売)が組合収入の 1/2 を占めることから、既存施設の延長等による増収が見込まれる。</p>

※3の漁港ごとの持つ役割を踏まえ、各漁港における関連施設の集約化や有効活用について、インフラの機能分担・有効活用等による施設の新設、改良及び補修、既存施設の除却、機能再編成後の施設の機能診断及び機能保全計画の見直し等の基本更新について記入すること。

5 漁港の機能分担・有効活用等を推進するための施設整備計画の内容(各漁港等で想定される事業名及び事業内容)

<ul style="list-style-type: none"> ・浮棧橋の延伸(50m) : 許可施設の変更、組合による施設整備 ・トイレ、駐車場整備 : 用地の民間事業者への貸付、占用許可、組合による施設整備
--

6 施設整備以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート所有者へのサービスとして、カード式の油販売、船底清掃のための上架台貸出し、台風接近時の電話連絡、修理業者の紹介などが行われている。
--

7 漁業地域における漁港の機能分担・有効活用等により見込まれる具体的な効果

- ・漁船とプレジャーボートの分離収容による漁業活動の円滑化が図れる。
- ・既存施設の利用状況から隣接都市圏(福岡市や久留米市)から利用者の増加が想定される。
- ・プレジャーボート利用者の増加が、関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン等)への波及効果や地域の活性化に繋がる。
- ・組合収入(浮棧橋利用料や油販売など)について、既存浮棧橋(136m+120m)と計画施設の延伸(50m)から収容艇数を試算すると、現在の117隻が140隻となり、23%程度の増収が見込まれる。
- ・施設更新費は、既存施設の実績10(百万円/30年)から334(千円/年)が想定される。

※本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入するとともに、漁業地域における施設の維持管理・更新費に係る考え方について記入すること。

8 基本計画の着実な推進に係る事項

- ・組合が事業主体となる場合の施設の安全管理、施設の適正な維持管理が重要

※自然条件調査等の基礎調査の実施状況、地元・関係部局等との調整状況、地域計画等における本事業の位置付け、財政措置の見通しや事業実施後の施設の管理・運営体制等について記入すること。

9 その他特記事項

特になし

10 添付資料(参考となる資料等)

圏域総合水産基盤整備事業計画、浜の機能再編広域プラン等の地域計画その他参考となる資料(写真、整備後のイメージ図)等

○事業費計画

浮棧橋の延伸とその背後の駐車場、トイレ整備について、以下に概算事業費を示す。

施設名	規模	金額
●浮棧橋	L=50m(延伸)	16,150,000
●駐車場		0
●トイレ	1棟	7,200,000
合計		23,350,000

○圏域概況と当該漁港の構想

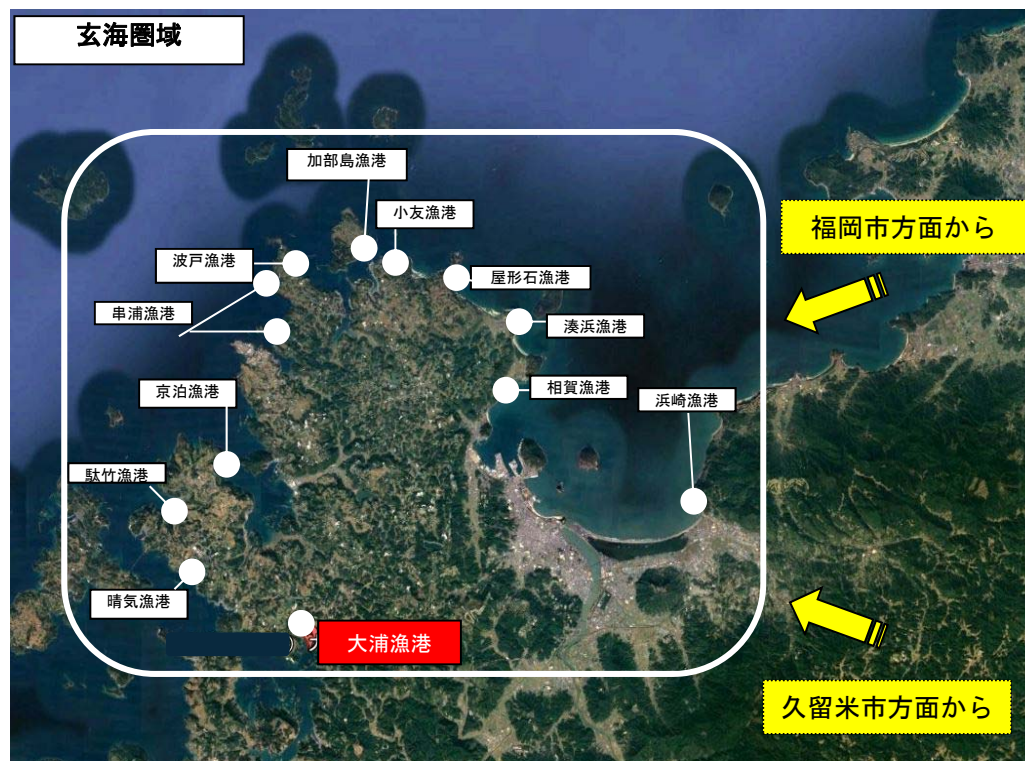
圏域の概況図と当該漁港における【構想・規制緩和の対象・地域活性化等の効果】を示す。

佐賀県・玄海圏域（大浦漁港と周辺漁港）の概況

- 大浦漁港(管理者:唐津市)は、30年前から静穏な泊地を利用して組合が簡易構造の浮棧橋2基を設置してプレジャーボート117艇を受入れて、分離収容を進めている。利用者は福岡市、久留米市の在住者が多い。
- 利用漁船が減少(H20:109隻、H29:84隻)しているため、泊地にプレジャーボートを受け入れる浮棧橋の延伸が可能。
- ロコミによる順番待ちの現状にあることから、福岡市や久留米市のプレジャーボート所有者の利用が見込まれる。

【圏域内の漁船数、放置艇数】

漁港名	H28登録漁船隻数	H30放置艇数
浜崎漁港	24	0
相賀漁港	27	1
屋形石漁港	13	0
小友漁港	24	0
加部島漁港	36	0
波戸漁港	44	0
串浦漁港	60	0
京泊漁港	47	0
駄竹漁港	53	0
晴気漁港	19	0
大浦漁港	84	0
湊浜漁港	50	20



【漁港内の利用状況】

- ・浮棧橋利用は15m未満艇が対象である。
- ・組合によるプレジャーボート所有者へのサービスとして、カード式の油販売、船底清掃のための上架台貸出などのほか、台風接近時の電話連絡や修理業者の紹介などを行っている。
- ・浮棧橋利用料や油販売などの事業外収入が、組合収入の1/2を占めている。

【大浦漁港周辺の利用状況】

- ・近接地に直販所、レストラン、宿泊施設がある。



【構想】

- ・プレジャーボート受入れ施設等の増設。
- 浮棧橋: L=50m延伸
- 駐車場、トイレ整備



【規制緩和の対象】

- ・泊地、用地について、民間事業者への貸付、占用許可が考えられる。



【地域活性化等の効果】

- ・漁船とプレジャーボートの**分離收容**による漁業活動の円滑化。
- ・既存施設の利用状況から隣接都市圏(福岡市や久留米市)からの利用者の増加が想定される。
- ・プレジャーボート利用者の増加が、関連産業(船具・釣具)やサービス業(直販所・レストラン・宿泊等)へ波及効果や地域の活性化に繋がる。
- ・組合収入(棧橋利用料や油販売)について23%程度の増収が見込まれる(既存施設延長による試算)。